

一一一〇 子爵松井康英氏文書

(溫恭院殿御朱印)

陸奥國白川郡之内五十一箇村、菊多郡之内二十箇村、磐城郡之内二箇村、磐前郡之内西小川村、檜葉郡之内十五箇村、常陸國多珂郡之内九箇村、三河國幡豆郡之内駿馬村、近江國蒲生郡之内三十四箇村、甲賀郡之内六箇村、野洲郡之内二箇村、高六萬四百四十二石餘目錄在別紙、事充行之訖、依代々之例、領知之狀如件。

安政二年三月五日 朱印

松平周防守とのへ

一一一一 同 氏國文書

(昭徳院殿御朱印)

(本文前に同じ)

安政七年三月五日 朱印

松平周防守とのへ

同 氏文書

領知目錄

(前略)

近江國

蒲生郡之内

平	子	村	熊	野	村	野	田	村	鎌	掛	村			
別	所	村	十	禪	師	村	内	池	村	増	田	村		
宮	井	村	川	守	村	寺	村	北	脇	村	村			
甲	津	畑	千	僧	供	村	鈴	村	南	組	鈴	村	北	組
河	合	村	上	南	村	新	卷	村	長	光	寺	村		
武	佐	町	石	寺	村	西	明	寺	南	藏	王	村		
河	原	村	松	尾	山	村	上	野	田	村	猫	田	村	
宮	川	村	馬	淵	村	東	横	關	村	上	田	村		
東	川	村	川	上	村									

高壹萬五千六百四十壹石九斗四升壹合壹勺壹才

(以下略)

第一節 毛利氏征討と領主の借金

嘉永安政以降外には海警の報類々として至り内には尊王攘夷論鼎沸し、久しく太平に馴れし武門武士を警醒せしめ、文久元治に至りては諸侯伯以下旗本に及ぶまで皆東征西伐の命を受け、武器の購求軍資の調達等に多額の費用を要し内帑漸く空乏を訴へたり、是に於て其費途を領民に求め地租の先借を命じ、或は御用金と稱して獻金を強請する等諸種の名目の下に資金を吸集せし侯伯少からず、それ等史料は所々に現存して當年の消息を語るもの多し、然れども之を連記するは繁に堪へざれば只一史料を引用するに止むも此例殆ど諸藩に行れたり。

鎌掛村は幕末には武藏川越藩主松井周防守の所領なりしが文久三年軍用借金の名目により周防守より五千兩の調達を命じたり、其方法は月八朱の利息を以て八ヶ年年賦返済を条件としたり、領主の命令辭し難く有力の者十人より一千五百兩以下の民より一千五百兩、郷惣代より二千兩を出して其責を塞ぎしが、二年後の慶應元年に至り家茂將軍の毛利氏親征の事あり周防守は又其従軍々資に窮し本郡内の領村へ八千八百七十兩の大金調達を命じたり、同家の所領は三十三箇村に亘りたれば分割

負擔はさのみ大金にあらざるも一再ならざる調達に不得止領民は應じたり。

一二一二 鎌掛村共有文書

覺

口金八千八百七拾五兩也 但利息月八朱定

右者今般御進發御供、引續度々之御上京等折重、臨時公務就御入用夫々調達有之候條、相違無之候、尤御返済之義者、約束之通、來寅より來午迄五箇年賦、割合、毎年十二月元利無滯可致、返済依而證文如件。

慶應元年丑十二月

津坂七左衛門 印

笹田惣右衛門 印

郷中村々

庄屋中

前書之通相違無之候。

石田傳兵衛 印

第三十一章 土井家領

土井家は清和源氏頼光の後なり、遠江守貞秀の時土井を氏とす、貞秀五代の裔は即ち大炊頭利勝なり、利勝慶長七年下總小見川一萬石を領せしが同十五年一萬五千石を加増せられ佐倉に移り十七年食邑累加益々重用せらる、寛永十年下總古河に移封し十六萬二千石を領し十五年大老職となる、其子利重を経て利久の時寛文四年四月五日近江下總下野常陸四ヶ國にて十萬石を領す、近江にては本郡にて小口、葛卷、宮井、木村、十林寺、牧、畠中、七箇村にて三千三百七十七石八斗五升、野洲郡水保村三百二十八石八斗、甲賀郡七箇村三千九百石六斗一升八合、伊香郡二十一箇村七千四百五十五石五斗六升五合を知行す、其後志摩國鳥羽城に移封せられ志摩伊勢三河近江四箇國にて六萬石を領せり、其時本郡の内小口、葛卷、宮川、猫田、上野田、松尾山、川原、南藏王、西明寺、小野庄村、中在寺、東横關、十三箇村にて六千九百九石餘の地其所領となる、元祿四年利益城地を肥前唐津に移封せられ唐津藩主松平乘邑鳥羽藩に交代するに及び元土井氏の提封は松平氏に轉したり。

一一一三 領知目録 東京帝國大學史料編纂掛所藏

土井大炊頭

十萬石 下總下野近江常陸四國ノ内

近江國伊香郡ノ内二十一ヶ村

(村名略ス)

ノ七千四百五十五石五斗六升五合

甲賀郡ノ内七ヶ村

(村名略ス)

ノ三千九百石六斗一升八合

蒲生郡之内七ヶ村

小口、葛卷、宮井、木村、十林寺、牧村、畠中。

高三千三百七十七石八斗五升

野洲郡ノ内 水保村

三百二十八石八斗

寛文四年四月五日

土井大炊頭

子爵土井利興氏文書

(前略)

近江國蒲生郡

一高四百九十七石五斗四升九合

外

小口村

米拾石貳斗七合

夫見米取

一高四百四拾六石貳斗五升

外

葛卷村

米八石三升三合

夫米

一高五百八拾貳石三斗壹升六合

外

宮川村

米拾石四斗八升貳合

夫米

一高三百六拾參石三斗六升

外

猫田村

米六石五斗四升

夫米

一高四百八拾八石七斗三升七合

外

上野田村

米八石七斗九升七合

夫米

一高四百九拾石七斗九升六合

外

松尾山村

米八石八斗三升四合

夫米

銀拾兩

山年貢

一一一四 子爵土井利興氏文書

右所々從肥前國唐津志摩國鳥羽へ就得替松平源次郎へ先知高六萬石從當末年物成被下之候間、鄉村御渡可被成候、御老中御證文ハ御勘定所ニ差置如此候以上。

元祿四年未五月

山田安兵衛印

能勢藤九郎印

櫻井七右衛門印

石原平十郎印

竹村彌兵衛印

設樂長兵衛印

土井周防守殿

今度肥前唐津、志州鳥羽入替就、被仰付候於御勘定所郷村帳御渡被成候、志州鳥羽ノ郷村帳設樂長兵衛殿、竹村彌兵衛殿、石原平十郎殿、櫻井七右衛門殿、能勢藤九郎殿、山田安兵衛殿、印判之帳一冊御自分宛所ニテ私方へ御渡被成候、依之右ノ帳本帳ニテ成共、寫帳ニテ成共申合次第引替可仕旨、御勘定所ニテ山田安兵衛殿被相傳候、付以寫帳取替置申候、爲其如斯御座候以上。

元祿四年六月六日

松平源次郎印

土井周防守殿

第一節 奥東江の任用

土井利益鳥羽城にありし時領邑小口村鏡山の人奥東江の醫にして學徳高きを聞き貞享元年之を召す、東江母老するを以て辭す、明年又召すこと頻なり即ち出で仕ふ、食祿百五十石を與へらる、元祿四年利益肥前唐津に移封あり、東江從ひ移り益々重用せられ同藩の教育及び民政上に貢獻する所多し(人物志に詳記す)

第三十一章 朽木氏領

(丹波福知山藩)

朽木氏は佐々木信綱の二男高信より出づ、高信高嶋郡に分領し子孫連綿同地に在ること三百數十年、元綱の時織田信長に仕へ次で豊臣秀吉に屬し、後徳川家康に仕ふ、三男植綱、徳川秀忠に仕へ、慶安二年常陸國土浦の城主となり、寛文九年丹波福知山に移城し封邑三萬二千石を領す、周防守則綱の時元祿十一年三月七日下野常陸兩國の采地を近江に移され、蒲生栗太野洲三郡内の地を領す、郡内其所領となるは八幡町の幾部北庄、南津田、馬淵、東川、西横關一町五箇村にて三千三十三石七斗一升二合なりしが、文政八年十二月二十五日綱常の時木村下小房二村内にて千五十六石一斗一升五合の地を加増せられ、總計四千八拾九石八斗二升七合となる、元祿十二年より陣屋を南津田に置きしが、天保二年北庄村に移せり、所領の各村左の如し。

五百五十八石三斗〇五合

八幡町の内

八百七十石二斗四升五合

南津田村

六百八十四石二斗八升九合

北ノ庄村

二百七十六石一斗三升六合

東川村の内

四百四十七石九斗三升八合
 百九十六石七斗九升九合
 五百十九石七斗〇四合
 五百三十六石四斗一升一合

馬淵村の内
 西横關村の内
 木村
 下小房村

一二一六 子爵朽木綱貞氏記録

則綱

寛文元年二月六日父植綱か遺領のうち常陸國眞壁郡のうちにおいて三千石の地をわかちたまはり寄合に列す天和元年九月二十九日常陸國筑波眞壁下野國芳賀之郷のうちにおいて三千石を加へられすへて六千石を知行す元禄十一年三月七日下野常陸の采地を近江國蒲生栗田野洲三郡の内につさる。

蒲生郡八幡町 北庄村 南津田村 馬淵村 東川村 西横關村

六代周防守朽木綱常文政八乙酉年十二月廿五日蒲生郡木村下小房村之内拜領。

第三十二章

小笠原氏領

(磐城棚倉)

小笠原氏は清和源氏義光の裔なり壹岐守忠知徳川秀忠に仕へ大番頭となり寛永九

年豊後杵築城四萬石の主となる三世の孫長重武藏岩槻城主となり五萬石を領せしが寶永二年八月一萬石の加増あり六萬石となる其子佐渡守長熙正徳元年二月十一日領地を遠江六郡近江國にて野洲蒲生甲賀三郡内に移され掛川城に封せらる石寺武佐長光寺東横關東川新卷千僧供薬師川上川合寺村宮井内池十禪師別所鎌掛日野松尾町野田平子熊野北脇甲津畑の諸村其提封となるそれより長庸を経て長恭の時延享三年九月所領を轉じて陸奥出羽常陸伊豆四箇國內に移されしが寶暦十三年四月出羽國の所領を常陸眞壁河内筑波三郡と近江の甲賀野洲蒲生三郡とに替へらる其子長堯の時安永五年七月父の遺領を繼ぎ棚倉城に居る天明三年八月二十六日伊豆の所領を近江國蒲生野洲兩郡内に移さる其石高四千九百四十壹石八斗五升七合餘なり其後城地を肥前唐津に移さる。

一二一七 寛政重修諸家譜 (百九十卷)

(前略)

忠知—長矩—長祐—長重

長熙

始め長信長寛津八郎山城守佐渡守
壹岐守 從五位下

正徳元年二月十一日領知を遠江國佐野榛原周知山名城東豊田、近江國野洲蒲生、甲賀九郡の内に移され、遠江國掛川城を玉ふ、五月十五日始めて城地に行く。

長庸

長恭

長明土丸内膳佐渡守
能登守 從五位下

延享元年八月二十七日父の遺領を繼ぎ、三年九月廿五日所領を轉して陸奥國白川、菊多磐城警前、常陸國多珂出羽國村山、伊豆國君澤田方八郡に移され〔中略〕、寶暦十三年四月二十六日出羽國村山郡の領地を常陸國眞壁河内筑波、近江國甲賀野洲蒲生六郡のうちにつさる。

長堯 安永五年七月二十四日父の遺領を繼ぎ六萬石を領す、棚倉城に住す。

天明二年八月二十六日伊豆國二郡の封地を近江國蒲生野洲兩郡の内に移さる。

一一一九 子爵小笠原長生氏記録

一八代小笠原長堯が天明二年壬寅八月十二日近江國野洲郡蒲生郡ノ六箇村四千九百四十壹石八斗五升七合八勺林二町三段畠壹段畝ノ地賜ハル

第三十三章

井上氏領

(遠江濱松藩)

井上氏は清和源氏頼季の後なり、主計頭正就天正五年遠江國に生る、徳川秀忠に仕へ、采地百五十石を給せらる、元和元年大坂役の功により一萬石を加増あり、同八年下野國都賀郡武藏國都筑郡近江國蒲生愛知淺井五郡と遠江横須賀領の内私墾田を併せて五萬二千五百石を領し、横須賀城に居住す、子河内守正利の時正保二年六月常陸國にて五萬石を領し、笠間に移さる、其子相摸守正任元祿五年十一月封地を美濃國郡上郡越前國大野郡の内に移され、郡上城に移す、某子河内守正岑に至り元祿十年又封を丹波備中に移され、龜山城に入りしが僅かに五年にして又常陸の笠間に移封せらる、夫より正富正之を経て河内守正繼の時延享四年三月所領を陸奥四郡に移され、寶暦六年五月大坂城代に進み從四位下に叙し、封地を攝津播磨河内三箇國にて十一郡と近江の蒲生野洲二郡内合計十三郡に移さる、同八年十二月攝津河内播磨及ひ野洲郡の領地を遠江六郡と近江の淺井坂田二郡内に移され、濱松城に住す、それより正定正甫の二世同城に在りて六萬石を領せり、後ち棚倉城に移封あり、文化十四年更に棚倉より館林に轉し、弘化二年十一月又濱松城に復せり、此時近江の所領は川越藩主松井

周防守の提封となれり、井上氏の提封は時代によりて増減あり始め二十九ヶ村一萬四千石餘なりしが弘化二年には二十一ヶ村となれり始め近江所領の米は大津藏所に收納せしが文政九年より石寺村に藏所を設け代官を置きて領内の政務を統べたり、一萬四千石餘時代の領村は左の如し。

- 一一千石 上田村の内
- 一一千二百二十九石 石寺村
- 一二百〇三石六斗五升三合 武佐村
- 一五百七十六石九升一合 長光寺村の内
- 一二十九石六斗八升 東横關村の内
- 一一千四十四石二斗一升 千僧供村の内
- 一一千四石三斗六合 馬淵村の内
- 一五十三石八斗六升六合 川上村の内
- 一七百五十九石五斗七升一合 川守村の内
- 一百八十一石一合 川合村の内
- 一三百六十八石二斗九升 寺村の内

- 一百三十六石一升二合 宮井村の内
- 一八十一石六斗 増田村の内
- 一一千三十四石七斗八升六合 内池村
- 一百二十二石六斗六升七合 十禪師村の内
- 一三百六十三石三斗六升 猫田村
- 一四百五十一石五斗三升五合 別所村
- 一一千六百二十石九斗七合 鎌掛村
- 一四百八十八石七斗三升七合 上野田村
- 一四百九十石七斗九升六合 松尾山村
- 一五百七十三石四斗九升 河原村
- 一百八十一石六斗五升八合 日野松尾町
- 一三百七石七斗七升二合 野田村 (日田)
- 一百三十九石四斗三升二合 平子村
- 一百四十三石三斗一升九合 熊野村
- 一六百二十八石一斗二升三合 西明寺村

一百四十六石九斗五升九合
 一百四十五石九斗四升八合
 一五百五十三石五升二合

南 藏 王 村
 北 脇 村 の 内
 甲 津 畑 村

(寛政重修諸家譜 蒲生郡領主帳)

第一節 轉封と領民の駕籠訴

井上河内守は代々領民を愛撫し常に苦を省き仁政を施したれば領民其仁政を謳歌せり、弘化二年十一月河内守正春館林より濱松移封に際し本郡の提封は松井周防守(川越藩)に移れり井上氏移封の事を聞くや十八ヶ村の領民は父母に別るゝ如く痛惜に堪へず相謀りて長く河内守の提封たらん事を幕府に訴へんと三年二月惣代人を江戸に派し老中か登城の途を要し願書を駕籠中に提出せり所謂駕籠訴訟なり其概要を記せん。

二月朔日鎌掛村より庄屋増田傳藏は與惣治與左衛門の二人を伴ひ内池村より年寄吉兵衛と鈴木平兵衛川守村庄屋文右衛門甲津畑村の喜兵衛野田村庄屋野澤伊助別所村庄屋太兵衛等は領村を代表し中仙道より江戸に下り橋本四丁目駿河屋甚右衛門方に宿し二月十九日に至り先づ勘定組頭高橋鍵之助并に横田筑後守の手より若年寄大岡主膳正へ歎願書を差出し廿六日朝野澤伊助と鈴木平兵衛は江戸城西の丸下にて老中牧野備前守越後長岡城主が登城の途を待ち訴状を與先に差出せば従士取りて之を輿中に傳へたり二人は従士に率ゐられて備前守の邸に至り終日在り日暮井上河内守に渡され廿七日鞠問せられて後ち馬喰町二丁目旅館山城屋彌市方に宿預けとなれり。

二十八日朝内池村吉兵衛と川守村文右衛門とは老中青山下野守丹波篠山城主が登城を待ち西の丸下にて訴状を差出せり二人は又従士に率ゐられてその上邸に移され下野守下城の後淺草邸に移り日暮糺問せられ夜に入り馬喰町一丁目羽生屋藤兵衛方に預けらる。

同日朝甲津畑村喜兵衛と鎌掛村の文右衛門とは老中戸田山城守の登城を要して訴状を提出せり山城守之を受理し二人を其邸に留めしが日暮井上氏の臣來り受取り羽生屋藤兵衛方に預けられたり。

三月六日鎌掛村庄屋傳藏は只一人大岡主膳邸の門前にて老中阿部伊勢守備後福山城主の通行を要し先づ所持の笠と雨合羽荷物脇差等を道傍に置き跪坐して伊勢守の輿前

に願書を捧ぐ、従士受取りて直に輿中に進め他の士をして傳藏を其邸に伴ひ貳人の士をして護衛せしむ、同夜深更に及び河内守留主居、役、小野條助等足輕二十人、を率ゐて阿部邸に來り傳藏を伴ひ伊勢守の士高山彌一、右衛門之を護送し、糺問後羽生屋藤兵衛に預けられたり。

駕籠訴訟は此時代越訴と稱し、罪科に處せらるゝ例なり、十七ヶ村の代表者は設令罪科に處せらるゝも、領民の目的を貫徹せざれば已まざる赤心を以て出府したり、其訴狀を記するに當りても、各村氏神の池水を持寄り之を一硯に集合せし神水を用ひて精進潔齋して認めたり、當時の記録に

此度出府願村拾七ヶ村中夫々氏神御寶前の清水を集め持下り候て御公邊の歎訴書類は其神水を以て認め奉捧候、認中は精進潔齋仕候事。

と見へて十七ヶ村領民の誠意の結合を證す、然れども一旦決定せし幕府の命令は歎訴を以て動かす可からず、結局不受理に終り一切の書類并に出訴人は井上河内守に引渡され善意の歎訴なるを以て特に宿預けの寛典とし、石寺代官所に命し引取人を江戸に下らしめたり、四月十八日寺村庄屋十兵衛、甲津畑村年寄助次、鈴村年寄宇平次等三人出府引渡を受け、河内守の臣鯉淵哥藏は江州詰を命せられ一行相伴ふて五月十

四日石寺に歸着し、それより自宅に謹慎せしが、閏五月十一日出府者一同を石寺に召喚し、元來無願出府は罪科に處すべきも、今回の出訴は村々の惣代として神妙の至りなれば、特に之を赦されたる旨を告げ酒肴を供して慰め、意旨を村民に告げしめたり、此訴訟を起せしより是に至りて百三十日を経、費す所三百廿三兩錢壹貫四十八文の巨額に及び、當時の訴狀左の如し。

一二二〇 鎌掛村共有文書

乍恐以口上書御歎願奉申上候

井上河内守殿領分

近江國蒲生郡

甲津畑村

外拾六ヶ村

今般御領主河内守様御儀去巳年十一月卅日遠州濱松表へ御所替被爲蒙御仰候之段早速上方藏所役場より被仰聞承知仕寔以濱松御城之儀は先年長々御在城被爲在御座候得者別而恐悅至極之儀奉存候、然所江州御領分之儀ハ如何ニ御座候哉不取敢御伺ひ書差上候處直ニ御戻しニ相成猶又再歎伺ひ願書差上候へば是亦御下

ケ戻し相成候て其節御教示ニハ右躰之儀ハ何様村方致惑亂歎訴仕候儀ハ必不相成事ニ訖度御差留御座候て追而否之儀ハ御公儀様之御沙汰次第ニ可奉存旨具ニ御申渡御座候依之右之趣村々小前共ニ申通候處此段承り奉驚入候て見越心配仕罷在候抑江州表御領分_之儀ハ惣躰山寄ニて中ニも私共村方并に中子村熊野村ハ大山之麓ニて田畑山谷ニ入交り并鎌掛村も同様山寄ニて兎角猪鹿多居籠立毛多分ニ喰荒し右等ニ付防ぎ方彼是百姓分日夜之疲多候て早雨之年柄ニ依り高き場所は早損或は疇欠之難事有之其上流込之愁ひ多低地ハ谷間の日影にて其上濕地旁以難澁之村々ニ御座候處御領主河内守様萬端深御憐愍にて諸向夫々御手當等も厚被下置候御仕成ニ御座候將又先年中ハ江州御領分_之儀ハ同國大津表ニ御藏所有之候處難澁之村役人共往返諸失墜も多分ニ相懸り候ニ付爰貳拾壹ヶ年前成年より同郡御領内ニて石寺村ニ藏所役場相建ち候て萬端御政事向御執斗ひ御座候ニ付村々小入用等格別ニ相減し最寄村々ハ其日歸りにて用向も相濟候猶出張御役人中都而質素之御取扱ひ依之年内諸寄役等御遣ひ方之儀も至而少く相成候別而去已年以後兎角不熟多候處猶又續て申年秋作ハ近來稀成大違作ニて一同村々夫食ニ差支候處夫々篤御手當米錢等度々被下置候ニ付毎々家凌方能々

行届其砌迎も他參仕候者壹人も無御候老若幼稚俱々安堵仕相凌候儀ハ是全御領主様之厚御仁政之程と幾重ニも難有奉存罷在候且年齢八十歳ニ及候へば男女とも別段御稱美之筋御座候て老年之者共相悅候右に準じ老經候もの無_カ教_ト自然ニ敬ひ太切にいたし依之自ら幼少之者共迎も禮義を全ふして孝行の道相辨村々男女孝禮之道正敷相成候て見るニ傳_フき農業方も能届候而困窮之村方も追々立直り可申義と夫々出精相勵申候折柄ニ而殊更當御領分_之儀ハ尤申年棚倉より上州館林表へ御所替之節も不相替御添地ニ相成候而舊來之御領分にて旁御因縁も深長々之間厚奉受御恩澤候御領主様之儀ニ付萬一此度御差替等ニ相成候ては幾重ニも歎敷儀と殆一同歎息仕罷在候若哉御村替等之義御座候てはケ程ニ存込ミ御慕ひ申上候場合ニ御座候へば村々人氣相立惑亂様之儀ハ無御座筈に候併一同時々打舉り相悲語り合も可申哉何分ニも難及愚察ニ次第ニ付重々奉恐入候義も御座候故村々役人共堅申論置義ニ有之候右様村々一同相愁ひ申候義ニて悲歎の餘り無余儀見越之御願書重々奉恐入候義とハ奉存候へども右村々惣百姓共爲惣代私共罷下り右ニ付恐をも不奉願恐多き重き御駕籠江奉御籠り御愁願奉申上候條格別之御慈悲を以前書之始末篤御聞召被爲譯被爲御成下候而不相替河内

守様御領分ニ相成候様御沙汰被_レ仰出被_レ爲下置候は、惣百姓小前一同末々之者共迄安堵仕一同難有仕合と可奉存候間私共爲惣代今般愚昧之口上書奉捧御高覽候之條願之通御聞濟被爲成下置候は、偏ニ莫大之御口惠之程と永難有仕合ニ奉存候以上。

河内守殿領分

江州蒲生郡

拾七ヶ村惣代

甲津畑村

百姓 喜兵衛

鎌掛村

百姓 文右衛門

弘化三年年

二月

上様

中紙二ツ折上書

御領主河内守様御所替ニ付御歎願奉申上候村名書

(以下村名一行宛列記せるも今本書によらず)

江州蒲生郡	甲津畑村	鎌掛村	平子村	熊野村
北脇村	別所村	野田村	十禪師村	内池村
増田村	寺村	河合村	南組 鈴村	上南村
宮井村	新巻村	川守村	右十七ヶ村	

右村々之儀者今度申談之上爲惣代私共出府罷下リ申候者共ニ御座候外ニ石寺之儀ハ同様申談出來仕候得共藏所先之義ニ御座候ニ付口上書ニハ書載不仕候以上

右十七ヶ村惣代

午二月

甲津畑村	百姓 喜兵衛 印
鎌掛村	百姓 文右衛門 印
別所村	太右衛門 印
鎌掛村	年寄 與惣治
川守村	庄屋兼役 文右衛門
野田村	庄屋 伊助
内池村	庄屋 平兵衛
鎌掛村	庄屋 傳藏

(是ハ廿八日戸田山城守へ差出したる願書なり)

第三十四章 水野氏領

水野氏は清和源氏滿政の後なり、河内守政祖徳川家康より五千石を給せられしが、それより四代を経て守政の時天和二年四月七百石加増あり、大和國十市郡河内國三郡并に近江國野洲栗太蒲生甲賀四郡内にて總て五千七百石を知行す、代々水野河内守と稱す、本郡にては川守下駒月、其所領たり、外に同姓水野左近將監の所領南藏王、西明寺、日野村井、松尾山村、上野田、猫田宮川あり、然れども此地は後に井上河内守の所領に轉じ、幕末には松井周防守の提封となりしものにて自から別家なり。
(寛政重修諸家譜、蒲生郡領主職)

第三十五章 永井氏領

永井氏は大江氏なり、右近太夫直勝徳川家康に仕へ、軍功あり、元和三年常陸國笠間に封せられ、後ち下野古河七萬二千石の城主となる、其子信濃守尙政に至り、寛永十年三月加恩あり、封地を山城近江に移され、山城淀城に移り、十萬石を領す、右近太夫尙征繼ぐ、萬治元年二月其封土二萬石を弟伊賀守尙庸に、七千石を右衛門直右に、三千三百八

十石餘を外記尙春に、三千石を庄五郎尙中に分地せり、依て宗家の封地六萬六千六百餘石となれり、其内近江にては本郡三十五箇村石高壹萬三千二百七十七石六斗二升四合、淺井郡三十五箇村石高壹萬七千八百九十二石九斗八升七合、野洲郡十五箇村石高壹萬六百五十三石五斗八升三合、栗太郡十九箇村石高五千三百六拾五石三斗六合、高島郡二箇村にて千石、滋賀郡二箇村千五石三斗四升八合、甲賀郡北内貴村六百五石七斗六升八合、合計四萬九千七百四十四石六斗一升六合を領せり、本郡内三十五箇村とは

- | | | | | | | |
|---|---|-----|-----|-----|---|---|
| 武 | 佐 | 御所内 | 長光寺 | 長福寺 | 石 | 寺 |
| 杉 | 森 | 中 | 村 | 土 | 田 | 大 |
| 寺 | 内 | 畑 | 中 | 西 | 鍛 | 冶 |
| 西 | 中 | 小 | 路 | 東 | 鍛 | 冶 |
| 浮 | 土 | 横 | 山 | 宮 | 井 | 南 |
| 下 | 小 | 房 | 内 | 池 | 十 | 禪 |
| 音 | 羽 | 北 | 藏 | 王 | 南 | 藏 |
| | | | | | 王 | 平 |
| | | | | | 子 | 熊 |
| | | | | | 野 | 野 |

なり、寛文九年城地を丹後宮津に移されしが、其子尙長延寶八年八月横死により、封地を没せられ、弟直圓を大和國新庄に封し、改めて壹萬石を與へらる、(寛政重修諸家譜、寛文四年領)

第一節 荒井川十枚橋の架設と永井信濃守

岡山村小船木より大字加茂に通ずる所謂朝鮮人街道の荒井川に石橋を架す、土俗稱して十枚橋といふ切石十枚より成るを以てなり、此橋は其西に在る五枚橋と共に寛永二十年永井信濃守尙政が本郡に所領を得し時其提封内の大房土田二村民をして架せしめし所なり、信濃守は臣上原五兵衛武藤新兵衛を橋奉行とし長福寺山の石を運べり、人夫總計一千五十九人を要したり。

一二二一 岡山村大房逾藝志神社札銘文

享保十五年之板札

一 荒井川拾枚之石橋并ひつめ五枚の石橋二橋共大房村土田村與立合、此二橋寛永貳拾年未十二月永井信濃守様御知行始而石橋被成下候。
石は長福寺村より橋奉行右御内上原五兵衛殿武藤新兵衛殿前後人足以上千五拾九人。

第三十六章 稻葉氏領

稻葉氏は河野氏の支流なり内匠頭政成始め小早川秀秋に仕へしが後ち徳川氏に仕ふ、政成齋藤利三の女を娶り子正勝を擧ぐ後ち出て、徳川家光の乳母と成れり女僕春日局是なり、正勝甫めて八歳母の縁により長して君側に召され累進して老中に列し相州小田原八萬五千石の城主となる、其子正則に至り累加して十一萬の大封となりりそれより七代を経て正謀の時山城淀城に住し十萬二千石を領せしが、天明四年八月越後の領地二萬七千石を和泉國泉南日根近江國滋賀栗太甲賀野洲蒲生淺井伊香下總國相馬常陸國眞壁上野國勢多十三郡内の地と替へられたり、その本郡の所領は左の四箇村なり。(寛政重修諸家譜)

- 百三十六石一升九合 中小森村の内
- 三百七石七斗七升八合 鈴村
- 三百十一石七斗 土器村
- 一百五石八斗二升七合 御所内村の内

(蒲生郡領主帳)

第三十七章 稻垣氏領 (山上藩)

稻垣氏は清和源氏の支流稻垣三郎重泰始め伊勢に住し後ち三河の牛久保に移り、四代の孫平左衛門長茂徳川家康に仕へ慶長五年九月關ヶ原の戦功により翌年十月上野國に於て一萬石を與へられ伊勢崎に住す、大坂役の功により元和二年一萬石を加へられ越後刈羽郡にて二萬石を領し藤井に移り、同六年更に三千石の加封を受く之れ稻垣氏の宗家なり。

長茂の三男平左衛門重大元和元年十二月上總國にて四百石の地を與へられ寛永十二年十二月加封を受け六千石を領す、其子重定天和二年五月二十一日丹波氷上郡にて二千石を加へられ貞享二年十一月武藏國にて五千石を加増あり合計一萬三千石を領す、其後丹波の所領を常陸に代へらる同十一年更に常陸を近江に代られ野洲蒲生甲賀神崎坂田淺井六郡内に所領を受け神崎郡山上に住す之れ山上藩の起源なり、それより重房定享定計を経て若狭守定淳の時寛政四年武藏の封地を丹波に代へられ爾後近江丹波兩國内にて一萬三千石を世襲して明治に至れり、本郡内の所領は左の四村とす。(寛政重修諸家譜)

二百二十石五斗二升五合

四石一斗五升

百二十六石一斗一升五合

七百四十六石三斗七升九合

馬淵村の内

川守村の内

宮井村の内

市原二俣村

(蒲生郡領主帳)

第三十八章 京極氏領 (讃岐丸龜藩)

京極氏は佐々木氏なり卷三織田豊臣氏の時代に詳記したれば茲には徳川氏治世中所領の沿革を記すべし、本郡野田長田兩村は慶長三年八月八日豊臣秀吉が京極高次の室淺井氏(監常光院)に與へし地なりしが徳川氏の時にも依然其所領たり、然れども長田村千四百九十一石八斗二升の内三百石は寛永十一年閏七月京極忠高が若狭小濱の常高院に寄附し其他三百石は菊亭家の所領となりたれば京極氏の所領は長田村の内八百九十一石八斗二升野田村武佐村野田五百七十五石四斗五升となれり。

第一節 代官永田氏

京極氏は野田長田兩村の外高豊の時寛文十二年舊縁地坂田郡清瀧村大野木村を播磨國の所領二箇村と交替され此二村内にて五百八十石餘の地を領したれば爾後四箇村二千五十四石餘の提封となれり長田村の土豪永田氏を代官とし政務を行はしめ始め若干の廩米を與へしが京極能登守高中の時天明八年給知五拾石を當主彦四郎に與へしより以後寛政二年に十石の加増あり長門守高朗に至りて天保九年七月十石嘉永元年十二月に拾石を加へられ總計八十石の給知を領し明治維新に及べり。

(京極系圖、西讃府志、永田氏記録)

一二二二 金田村長田永田正雄氏文書

爲給知高五拾石宛行之訖全可知行者也。

能登

天明八戌申曆

正月廿八日

永田彦四郎とのへ (義忠)

一二二三 同氏文書

爲加增高拾石宛行之訖全可知行者也。

高 中 花押

能登

寛政二庚戌曆

十月廿八日

水田彦四郎とのへ (義忠)

一二二四 同氏文書

爲給知高六拾石宛行之訖全可知行者也。

長門

天保三壬辰曆

六月廿八日

永田彦四郎とのへ (重秀)

一二二五 同氏文書

爲加增高拾石宛行之訖全可知行者也。

長門

天保九戌戌曆

七月廿五日

第一編 大名旗本等の分封

高 朗 花押

三六七

高 中 花押

高 朗 花押

永田彦四郎とのへ (重秀)

一二二六 同氏文書

爲加増高拾石宛行之訖全可知行者也

長門

嘉永元戊書曆

十二月廿五日

高 朗 花押

永田治部とのへ (重秀)

一二二七 同氏文書

爲給知高八拾石宛行之訖全可知行者也

佐渡

嘉永三庚戌曆

十一月廿五日

朗 徹 花押

永田彦四郎とのへ (胤雄)

第三十九章 京極氏領

(丹後峰山藩)

京極高次の弟高知三子あり長子高廣は丹後宮津藩祖次子高三は同國田邊藩祖三子高通は同國峰山藩祖となり兄弟三家に分る峰山藩主たりし高通は元和元年十二月本郡と下總猿島とに於て三千石の所領を與へられたり本郡内にては四箇村その提封たり然るに後年弟に分家して峰山藩主の所領は左の如くなれり

- 一六八十三石六斗六升
- 一二百三十六石
- 一十四石一斗八升
- 一百四十五石五斗三升

- 弓削村の内
- 鶴川村の内
- 川上村の内
- 上畑村の内

(寛政重修諸家譜、鏡山村志、蒲生郡領土帳)

第四十章 京極氏領

(丹後峰山藩分封)

峰山藩主京極氏は備後守高長の時其弟伊太夫に封地を分與して一家を爲さしめたり本郡内峰山藩領爲に分領せらる。

- 一四十八石六斗一升
- 一四百五十壹石三斗九升

- 上畑村の内
- 鶴川村の内

(寛政重修諸家譜、鏡山村志、蒲生郡領土帳)

第四十一章 徳川氏領 (甲府徳川家)

延寶八年十二月甲府の徳川綱豊大和石五萬近江三萬五千石信濃一萬五千石にて十萬石の加封を受け總計三十五萬石を領す、甲府は徳川家光の次子綱重の城地なり綱豊は其嫡子にして後ち將軍となり家宣と改む、郡内二十七箇村一萬五千石餘其提封となる。

第一節 代官の任命と代官所の設置

同年十二月綱豊は近江所領の政務を掌らしむる爲め杉一郎兵衛を代官に任ず、二十一日杉氏の臣先づ千僧供村に着したり。

一二二八 苗村川守共有記録

甲府様御領に相渡り杉一郎兵衛と申す御代官に相渡り、廿日晚千僧供村御泊りの由申來候間右様に御心得可被成候也。

極月廿日 千僧供 九 兵 衛

村々庄屋中

一二二九 同上記録

其村々今度我等御代官被仰付候條可得其意候以上。

申極月廿一日

信樂御代官所	村	大窪	野田	内池	杉一郎兵衛
十助様	掛	熊野	同子	同藏	井十助様御代官所
十助様	鈴	同南	同平	北同	十助様
觀音寺	井	信樂	新同	同藏	仁本
宮	村	藥樂	川同	觀音寺様御代官所	信樂
十助様	御所内	信樂	石同	下南	横山
市岡理右衛門様御代官所	村	長福	寺	川上	千僧供
木	別所	十助様	村	東川	信樂
右村々庄屋中	村	村	村	付	羽村

村下印判留り村より返可申候。

町村名の傍注は其時迄の代官名にして右二十七箇村の幕府領に信樂甲の多羅尾四郎左衛門、永原洲の井狩十助、蘆浦栗の觀音寺、本郷坂の市岡理右衛門四人の代官所に分掌せられしは注意すべし。

此くて杉氏の臣廿五日より各町村を巡視す、杉一郎兵衛は翌天和元年八月夫人同伴日野に着し大窪町永久寺を陣屋とし、飯島三右衛門青山藤太夫奥村武左衛門の手代を従へ居住せり、それより十五箇年を経て元禄二年六月三日一郎兵衛死去し息萬治郎幼なるを以て十二月一郎兵衛の弟杉半右衛門日野に着して後見せり、然るに萬治郎及母共に翌三年又死亡せしを以て半右衛門代りて代官となり同七年迄日野に在りしが此年大津代官に轉任せり、依て八年より平岡孫市日野の代官となり十四年作州に轉任の後は一旦京代官吉村杢右衛門と大津代官杉半右衛門の二人分掌せしが十六年より竹田源左衛門日野代官所に赴任せり、寶永二年將軍綱吉嗣なきを以て綱豐養はれて江戸城に入り名を家宣と改め六代將軍となり、是に於て甲府領は又幕府直轄地となれり。

第四十二章 酒井氏領

酒井氏は清和源氏經基の後なり、雅樂頭政親徳川家康以後三代に歴仕し功勞最も多し、子重忠武州川越城主となりしが後上州麻橋に移り三萬三千石を領す、重忠の息忠世大坂役に功あり所領を累加せらる、寛文四年四月の領知目録によれば上野六郡武

藏三郡相摸一郡近江三郡にて十三萬石を領す、近江三郡は栗太郡九箇村二千九百四十七石八斗三升八合、野洲郡二箇村千七百八十七石七斗七升二合、本郡にては深山口村一村にして石高三百三十三石四斗五升なりき、延享元年封を轉じ松平大和守同村を領す。(皇室之藩屏、領知同録、南比部佐村誌)

第四十三章 本莊氏領

本莊氏は因幡守宗資に至りて著はる、宗資五代將軍綱吉に仕へ元禄五年十一月常州笠間に封せられ翌年一萬石を加へらる、其子伯耆守資俊濱松に封せられ七萬石を領す、資俊の子資訓の時寛延二年十月本郡の地を與へられしが其子資昌に至り丹後宮津に轉封せられ爾後連綿左の諸村を領す。

- 一二百三十六石九斗八升二合 馬淵村の内
- 一四九十七石五斗四升九合 小口村の内
- 一四四十六石二斗五升 葛卷村の内
- 一八十七石五斗六升 中在寺村
- 一二百六十五石一斗六升 小野村

一七百九十石六斗二升

庄

三七四

村 (杉柙ノ内柙村)

第四十四章 大久保氏領

元祿十年七月二十六日大久保伊豆守忠高蒲生郡に所領を與へられしが其子佐渡守常春の時享保十年十月十八日轉封せらる其村名分明ならず。(寛政重修諸家譜)

第四十五章 牧野氏領

寛保二年七月五日牧野備後守貞通本郡内に所領を與へられしが其子越中守貞長の時寛延二年十二月二十五日轉封せらる村名詳ならず。(寛政重修諸家譜)

第四十六章 安藤氏領

正徳元年二月十五日安藤右京進信友初重與重 行信賢本郡内に所領を與へられしが信成初信の時寶暦六年五月二十一日岩城平に轉封せらる村名詳ならず。(寛政重修諸家譜)

第四十七章 堀田氏領

堀田氏は紀氏なり、加賀守正盛幼より徳川家光に仕へ寛永八年御扈從組番頭となり十二年老中に進み武藏國川越藩主となり三萬石を領せり、十五年信濃國松本に移封せられ十萬石となり十九年更に下總國佐倉に轉し十二萬石となり後三萬石を加増せられ十五萬石となり慶安四年四月二十日將軍家光薨す正盛殉死す故を以て幕府は特に堀田家を優遇し其子正信に遺領を與へ本多榊原二氏を等しく功臣の列に加へらる、萬治三年十月八日正信は老中松平信綱の專横を憤慨し上書して突然京を辭し佐倉に歸る、幕府其不穩の處置ありしを以て領地を沒收し其子正休に一萬石を與へ上野國吉井に封せられしが元祿十一年三月封を近江國に移さる、正休坂田郡宮川村南郷里村 大字宮司に陣屋を設け治所とす。
正休の子正朝を経て加賀守正陳の時寛延元年三千石を加へられ一萬三千石となる、爾後正邦、正毅、正民、正義、正誠を経て正養の時明治維新となり版籍を奉還す、正養明治二十三年貴族院議員に任じ後遞信大臣となり四十四年病歿す、元祿十一年以後の提封は坂田郡十六村、愛知郡三村、蒲生郡五村、甲賀郡五村、野洲郡四村、滋賀郡四村、合計三十七村に亘れり、本郡内の所領左の如し。

一二百二十五石三斗九升九合

九 山 村

- 一百十七石九斗五升一合
- 一九十四石六斗二升六合
- 一六十七石六斗三升八升五合
- 一九十九石一斗四升

- 白部村
- 土田村
- 上迫村
- 庄村

第四十八章 根來氏領

根來氏は藤原氏の支流なり大和國を本居とす、出雲守盛正大坂の役に戦功あり元和元年七月大和宇智郡にて五百石の采地を與へられ寛永六年五月下總國香取郡にて五百石の加封あり翌年十月又同國新治郡にて五百石を同十年十二月二十七日本郡の内七百石の地を累加せられ十四年九月從五位下出雲守に任じ十八年十二月父盛重の遺領七百五十石を與へられ總計二千九百五十石を所領す其子正繩の時天和二年四月上野下野兩國に於て五百石を加へ總計三千四百五十石の領知となる元祿十一年五月下總常陸上野下野の采地を近江國愛知郡に代へられ爾來子孫世襲して明治維新に至る本郡東老蘇六百八十六石七斗三升五合と西老蘇の内十三石二斗六升五合其采邑たり其他野洲郡の五條安治富波澤の三村と愛知郡上下中野二村を領す

本郡其中央なるを以て陣屋を東老蘇小字西の口に設置し代官を置き政務を總へしむ。

(寛政重修諸家譜 蒲生郡領主帳)

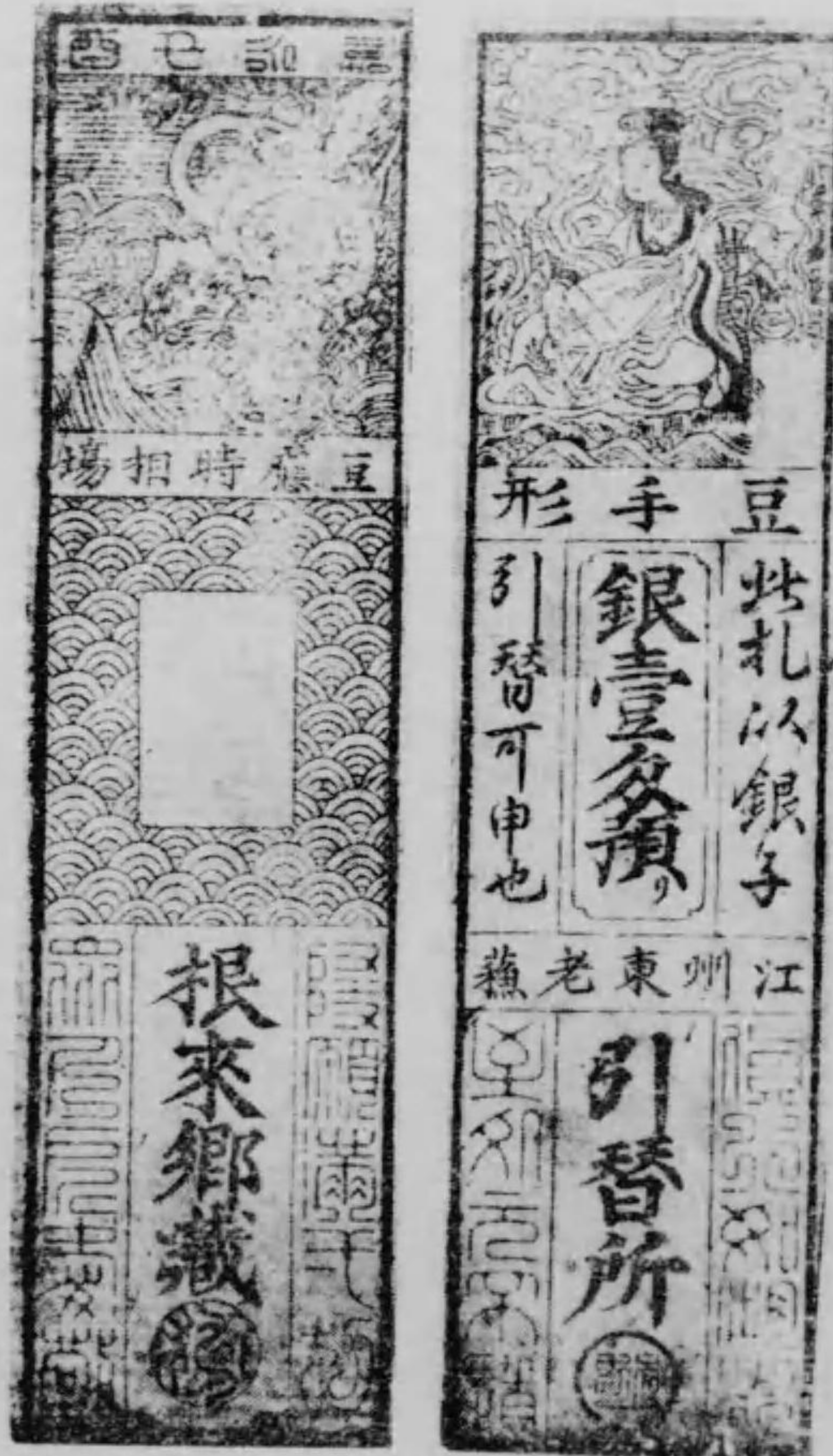
第一節 根來郷藏の豆手形

最上家の大森陣屋に茶切手を發行して融通の便を圖りしが如く、東老蘇に於ける根

根來氏の豆手形

(裏)

(表)



來氏の陣屋も其郷藏より豆手形を發行して地方金銀受渡しに代用し隨時銀貨と交換したり。(手形参考)

第四十九章 野一色氏領

野一色氏は佐々木信綱の長子重綱の裔なり、秀政の時坂田郡野一色村に住し其子秀長に至り野一色氏を稱す、六世を經頼母助助義の時中村一氏に仕へ慶長五年九月關ヶ原の役美濃國杭瀬川に戰死す、其子助重元和元年大坂の役に死す其戰功に依り弟義重本郡内にて采地二千石を與へられ西城書院番士に任す、義重始め頼母と稱し後外記と改む子孫世々頼母又は外記と稱し連綿相續せり、其提封は左の如し。

- 六百七十一石二斗三升 中小森村の内
- 七百三十五石六斗五升 中屋村
- 二百五十五石三斗八升 西宿村
- 三百三十七石七斗三升 増田村の内

(寛政重修諸家譜、蒲生郡領主帳)

第五十章 大給氏領

大給氏は清和源氏徳川義季の裔なり三河國大給に住し依て姓とす、和泉守乘邑の時元祿四年二月肥前唐津より志摩國鳥羽城に移り伊勢三河近江三箇國內に所領を得しが同七年伊勢龜山に移り鈴鹿河曲三重多氣飯野五郡と近江蒲生郡内を領す、享保二年十一月山城淀に移り八年五月下總佐倉に轉せり、乘邑の次男小三郎分家して大給を氏とし改めて大給求馬と稱し五千七百石、餘の地を領す、其所領悉く本郡なるを以て牧村岡山に陣屋を設け政務を執らしめたり、所謂牧の陣屋是なり、所領村名石高左の如し。

- 一四石五斗三升 東横關村の内
- 一一千三拾六石五斗七升八合 土田村の内
- 一二百八十七石四斗八升 小船木村
- 一六百十三石九斗二升九合 大房村
- 一七十石三斗一升三合 東鍛冶屋村の内
- 一百六十五石四斗二升五合 西鍛冶屋村

- 一三百〇八石六斗一升一合 西出村
- 一二百五十八石七斗四升八合 西畑中村
- 一三百五十三石九斗七升六合 東畑中村
- 一二百二十四石七斗四升一合 東中小路村
- 一二百四十三石三斗三升 西中小路村
- 一五百十石七斗七升二合 小西村
- 一一千二十九石四斗九升五合 牧村
- 一二百二十八石三斗二升二合 田中江村
- 一四百四十二石四斗五升八合 十林寺村

第五十一章 山口氏領

山口氏は清和源氏頼季の後なり勘兵衛直之信濃國山口に住し依て氏とす直之より直友を経て直堅の時寛永十二年弟忠三郎直治を分家して七百石を與ふ直治寛文元年閏八月甲斐國にて三千石の封を受く其子安房守直重元禄十一年五月禁裏附となりしが封地を轉じて近江の蒲生上總武射山邊武蔵多摩四郡の内を所領とす爾來代

々世襲せり本部の提封は左の如し。(寛政重修諸家譜)

- 一二百三十七石五升二合 中小森村の内
- 一三百六十七石五斗八升七合五勺 川合村の内
- 一百一十一石一斗八升二合 長光寺村の内
- 一百五十一石七斗六升五合 東横關村の内

(蒲生郡領主帳)

第五十二章 渡邊氏領 二家

渡邊氏は嵯峨源氏なり丹後守吉綱寛永元年武藏國にて三千石の采地を與へられ寛文元年河内和泉兩國の内にて加封せられて一萬石を領す其子方綱を経て備中守基綱の時元禄十一年武藏の所領を近江國野洲栗太蒲生高嶋四郡に移され和泉國大鳥郡大庭寺村に陣屋を置く其子登綱の女木部錦織寺の僧良慈の室となる登綱より信綱伊網豪綱を経て春綱が寛政五年五月遣領を繼ぎし時は其所領一萬三千五百石となり本郡内の所領は左の二箇村なり。

- 一一百五十六石八斗一升五合

竹村の内

一八拾六石三斗五升

西宿村の内

(寛政重修諸家譜 蒲生郡領主帳)

渡邊主水久勝は嵯峨源氏なり、久勝慶長十一年伊勢國一志郡にて采地千石を與へられしが元和五年八月十四日本郡に移封せらる。其子久次元和十年二月常陸國にて二百石の加封を受く。久次の息久永天和二年四月上野國にて五百石を加へられ同十年下總國にて三百石を加封あり總計二千石を領し子孫世襲せり。本郡の采地は左の二箇村なり。

一九百八十七石四斗三升三合

三十坪村

一壹石一斗四升八合

宮井村の内

第五十二章 建部氏領

建部氏は神崎郡の豪族にして建部庄に住し建部を稱せり。鎌倉時代より其一族の史料存す後世佐々木氏に屬す。建部氏は源八より賢文昌興以後代々文學に秀てしが賢文は青蓮院尊鎮法親王の門に入り遂に書道に一家を爲す。建部流又傳内流と稱す。佐々木義賢其才能を愛し諱字を與へて筆冊の事を掌らしむ。薙髮して道孤と號す。佐々

木氏没落の後建部庄に塾居す。天正十五年秀吉の需めにより聚樂亭の額を書し又秀次に源氏物語一部を書して呈せり。十八年九月二十一日卒す。本郡西老蘇の東光寺に葬る。其子傳内昌興慶長元年徳川家康に召され右筆に列し采地五百石を領す。家康其子忠吉及び一族子弟の師とし書道を授けしむ。同五年三百五十石を加封せられ寛永元年西城に勤仕し二年七月二十七日上總國市原山邊下總國葛飾近江國蒲生四郡内にて采地八百二十石餘を領す。本郡にては西老蘇村の内二百七十一石三斗五升なり。昌興三子あり長子直昌は家を繼ぎ二子昌勝は延寶元年十月別家して二百二十石を分領し右筆に列す。三男休意明を失し西老蘇に住せり。直昌の子直孝元祿二年十二月上總國にて四百石を加封せられ總て千石を領し爾後世襲せり。

(寛政重修諸家譜 蒲生郡領主帳)

第五十四章 石川氏領

石川氏は清和源氏義時の流なり。日向守家成徳川家康に仕へ功あり。其四男成次を経て信濃守成久の時延寶八年二月六日禁裏附となり近江蒲生郡常陸鹿島兩郡に於て千石を領す。其子源三郎を経て孫源三郎の時家絶ゆ其所領地分明ならず。

(寛政重修諸家譜)

同姓甲斐守の家本郡内に所領を有す左の諸村是なり。

四石八斗四升二合

橋本村の内

四百六十六石五斗三升

七里村

一千三百三十五石八升

上平木村

五百六十一石三斗二升

中羽田村

又石川民部の家橋本村にて百三十三石八斗一升を領す。(蒲生郡領主)

第五十五章 坂井氏領

坂井氏は平氏なり始め赤川を稱し後坂井に改む、赤川通盛は織田信長に仕ふ孫半左衛門成政慶長五年九月關ヶ原の戦に徳川家康に屬し戦功あり本郡の地五百石を賞與せらる、爾來子孫連綿相傳して明治維新に及べり、岩倉村中村氏其代官を勤む所領の村名左の如し。

一二百九十七石一斗三升壹合

岩倉村

一百九十六石八斗二升六合

葛巻村の内

一六石四升四合

御所内村の内

(寛政重修諸家譜 蒲生郡領主)

第五十六章 柳澤氏領

大和郡山藩主たりし柳澤氏は清和源氏義光の裔なるが同じ清和源氏の武田氏より出でし旗本柳澤左太郎なるもの家康の麾下に在り、其祖新三郎元政は足利義昭に仕へ後豊臣秀吉に召され備後國にて一萬石を與へられたり、左太郎は其嫡子にして始め左馬助と稱す慶長十九年本郡にて采地五百石を給され小姓組の番士たり、以來子孫に相傳して明治維新に及べり。

蒲生郡領主帳

一四百二十四石八斗七升六合

須惠村の内

一七十五石六斗

川上村の内

一二三〇 古文書 東京帝國大學史料編纂掛所藏

柳澤左太郎元吉拜領、同彌四郎高秀書上、

東照宮御判物、(東照宮は大猷院の誤なるべし)

近江國蒲生郡須惠村四百貳拾四石九斗餘、河上村七拾五石餘都合五百石事、令扶助之畢全可知行者也。

寛永二

十月廿三日

御朱印

柳澤左太郎とのへ

第五十七章 有馬氏領

有馬氏は村上源氏赤松氏の支流なり、出羽守義祐攝津有馬郡を領し、因て有馬を氏とす。七世の孫則頼秀吉に仕へ、後ち家康に召さる、則頼四男あり、長子豊氏は筑後久留米二十一萬石に封せらる、四男豊長始め大學と稱す、元和二年秀忠に仕へ、小姓となり、六年本郡及び武藏國比企郡内にて三千石を領し、翌年出雲守に任ず、本郡の所領は岡屋村の内一千三百八十石、四斗信濃村三百七十九石三斗上畠村四十石、四斗小谷村二百九十六石二斗餘なり、子孫相傳して明治維新に及べり。

一二三一 (古文書)五

あ之部 東京帝國大學史料編纂掛所藏

有馬出雲守豊長拜領、同左京則明書上。

台徳院殿御朱印 (台徳院は大猷院の誤ならん)

近江國蒲生郡岡屋村千二百八十石四斗、小谷村二百九十六石二斗餘、信濃村三百七十九石三斗、上畠村四十石四斗餘、武藏國比企郡古路村千石、都合三千石之事宛行之訖、可全領知者也。

寛永二

七月廿七日御朱印

有馬出雲守とのへ

第五十八章 新見氏領

新見氏は清和源氏義光の流なり、彦左衛門正吉家康に仕へ、遠州の代官となる、長子正勝、長久手役小田原役に従ふ、家康關東入國の時相摸國鎌倉郡にて采地二百五十石を給せり、元和元年大坂役功あり、十一月采地を加へられ、同三年八月更に加増あり、鎌倉と近江國蒲生滋賀三郡内にて七百七十石餘、開墾後八百十石を知行す、本郡にては小中安土下迫南比部藥師鏡山の三ヶ村なり、夫より正盛正道正知正員正伸正恒河内守、出雲守、長門守

第一編 大名旗本等の分封

正登^{甲斐守}を経て正路に至る正路は豊前守に任じ萬延元年我國最初の遣外使節の正使として亞米利加國に行きし人なり、小中村^{安土村}庄屋武藤休右衛門は正路の信任を得近江所領の代官に任じ正路が文政十二年大坂安治川浚の奉行たりし時會計の事を命せられ就役せり、當時の町奉行大塩平八郎とも又交を結べり。^{交通志人物志参照}其後新見氏は死絶により家斷ゆ所領三ヶ村の石高左の如し。

- 一三百三十二石九升
- 小中村
- 一百六十一石四斗四升四合
- 下迫村
- 一七十石八斗八升一合四勺
- 薬師村の内

第五十九章 平岡氏領

平岡氏は伊勢長野氏なり、次郎右衛門範正の時平岡に改む、三代彌次右衛門正友^{初名正成}元和元年本郡御所内村の内にて二百石を給せらる大坂役の功によりてなり、寛永二年十月二十三日將軍家光始めて朱印状を與ふ、爾來長く子孫に繼承し明治維新に及べり。

第六十章 奥田氏領

奥田氏は藤原氏の支流なり、八郎右衛門忠高慶長五年關ヶ原戦後大津驛にて山岡道阿彌に介され家康に謁し大和國山邊郡紀伊國名草郡にて二千八百石を給せられたり、後ち紀伊の采地を伊勢一志郡に移さる、忠次を経て主税助忠一の時寛永二年十二月十一日伊勢の領地を蒲生郡に移さる、郡内所領左の如し。

- 一七百七十石
- 岡本村
- 一二十四石
- 川守村の内
- 一三石四斗七升二合
- 川上村の内

第六十一章 岡部氏領

岡部氏は藤原爲憲の流なり、駿河權守清綱の時岡邊と稱し男泰綱岡部と改む、寛政重修諸家譜には美濃守宣勝の三男阿波守豊明寛文元年十月和泉國日根郡父の遺領の内二千石を領し、四世孫専左衛門利寛天明二年四月十三日和泉の采地を本郡に移され八月江戸西城の小姓となれりと見ゆれども本郡の采地は享保以前なること并に

二千石以上なること各村の記録に證さるれば寛文若くはそれ以前よりの所領なるべし。

- 一 三百二十二石九斗八升九合 長福寺村
- 一 五百十九石七斗四合 木村の内
- 一 五百三十六石四斗一合 下小房村の内
- 一 二百四十二石五斗九升 上南村
- 一 二百十二石二斗四升八合 下南村
- 一 二百九十石六斗四升六合 新堂村
- 一 三百七十石四斗五升五合 浄土寺村
- 一 三百三十一石七斗 土器村

第六十二章 三枝氏領

三枝氏は甲斐國山梨郡能路より出つ源八郎虎吉武田信玄に仕へ家名を擧ぐ其子昌吉始め平右衛門と稱し後源八郎と改む本郡内に給地を得し年代詳ならず蓋し徳川氏の初期なるが如し其村名石高左の如し。

- 一 一千八百二十一石五斗三升 浅小井村
- 一 三百拾壹石 莊村の内(苗村大)
- 一 三百四拾三石壹斗八升五合 古河村の内

第六十三章 齋藤氏領

齋藤氏は藤原氏利仁の流なり内藏助利三の五男三存元和元年大阪役の功により下總國香取郡にて五千石を與へらる三存より三友三賢を経て三政に至る三政宮内と稱し後ち飛驒守に任ず貞享二年正月武藏國にて采地一千石を加へられ六千石を領す寶永六年二月二十二日采地を近江に移され栗太野洲蒲生三郡内にて六千石を領す本郡にては横山村の内五百五十四石一斗五升のみなり。

第六十四章 河野氏領

河野氏は越智氏なり伊豫國人なり十兵衛通重豊前守に任じ享保六年二月十五日京都町奉行に任じ本郡にて五百石下野芳賀郡にて五百石とを給せられ爾來連綿明治維新に及べり。

五百石

小□村の内

第六十五章 柘植氏領

柘植氏は織田氏の支流なり、正俊は信長秀吉家康に歴任し慶長六年播磨近江の所領を攝津島下郡に移され新封五百石を加へらる、正俊二子あり長子を平右衛門正俊といひ次子を正勝といふ、慶長七年家康正勝に本郡の地五百石を與ふ然るに同十一年正勝故ありて死を命せらる、家康特に生前の功あるを以て采地を父正俊に襲はしむ其地子孫に相傳されて明治維新に及べり。

一三百四十三石一斗八升五合

古河村の内

一五十六石八斗一升五合

竹村の内

第六十六章 山中氏

山中氏は甲賀郡山中村より出でし古き名族なり、橋内長俊は天文十六年生る佐々木承禎に仕へ山城守に任じ永祿中伊賀國に落ち後ち柴田勝家に仕ふ、天正十一年賤岳の戰安養寺猪之介と戰ふ勝家敗亡の後丹羽長秀に仕へ後更に堀秀政に轉じ秀吉に

召されて一萬石を與へらる、長俊文學に長ず秀吉の命により中古日本治亂記を著す、慶長五年關原の戰に大坂に在り領地を沒收せらる、子息八藏宗俊慶長十四年三月家康より伊勢美濃二國內にて一千石を與へらる、元和元年大坂の役永井直勝の組に屬す同五年八月十四日采地を本郡に移され爾來明治に至る迄連綿たり。

一四百四十九石八斗二升六合

西生來村の内

一五百五十石一斗七升四合

橋本村の内

第六十七章 横田氏領

横田氏は佐々木氏の庶流にして甲賀武士なり横田川畔和泉村^{甲賀}を領し横田を氏とす、甚左衛門尹松^{近江}信長か近江に入りし後甲斐の武田氏に仕へ天正十年同國新府にて家康に謁し三千石を與へらる、慶長五年の役并に八年將軍宣下の時扈從す、元和元年大坂の功により二千石を加へらる、寛永二年九月二日采地を近江蒲生武藏の高麗比企入間下總の結城五郡と上總の大多喜領内とに移され五千石餘を領す、爾來述松由松、清松を経て筑後守準松の時天明七年五月上野常陸武藏近江四國內にて三千石を加封せらる、近江は蒲生甲賀野洲栗太の四郡に亘る本郡内の所領は左の四ヶ村に

て一千石餘なり。

- 一七千五石五斗三升七合 宮井村の内
- 一四百九十六石五斗六升五合 木津村
- 一六十六石五斗七合 北脇村の内
- 一三百六十六石二斗四升 原村

第六十八章 一尾氏領

一尾氏は久我氏の庶流なり、通春の父三休の時住地一尾を姓とす、通春名は小兵衛淡路守に任ず、慶長八年九月始めて家康に謁し御給仕番を勤む、十六年十二月二十五日本郡に於て采地千石を與へられ子孫連綿所領たり、代々伊織と稱す、其村名左の如し。

- 三百十三石六斗三升 竹村の内
- 五百四十三石七斗一升 古河村の内
- 百四十二石八斗六升 西宿村の内

(寛政重修諸家譜、蒲生郡領主帳)

第六十九章 瀧川氏領 (三家)

瀧川氏は村上源氏北畠氏の庶流なり、伊勢より出つ雄利より正利利貞を経て隠岐守利錦の時元祿十年七月二十六日常陸上野下野三國內の采地を移され近江國淺井坂田蒲生三郡にて四千石を知行し爾來連綿世襲せり、本郡の所領左の二箇村なり。

- 二百七十一石二斗二升九合 馬淵村の内
- 四百七十七石四斗七升五合 日野町松尾

次に同姓播磨守家あり、之れ前記瀧川利貞の三男具章元祿九年正月京都町奉行となり滋賀郡内にて五百石を與へられしが十年七月二十六日更に滋賀蒲生二郡内にて千石を加増せられ總て千五百石を領し爾來世襲せり、其本郡の所領は左記二ヶ村なり

- 四百八十六石七斗二升六合 蒲生堂村
- 二石八斗五升 川上村の内

又同姓一家の所領本郡に在り、此の瀧川氏は始め木全氏なりしが征詮忠澄二世を経て豊前守忠徑の時瀧川一益の家號を受け瀧川氏に改む、それより法直を経て與三左

衛門直政の時寛永二年十二月十一日徳川秀忠より攝津の河邊丹波の船井美濃の加茂近江の蒲生四郡内にて二千十石の采地を給せられ爾後世襲せり、本郡の所領は中小森村三百〇五石八斗四升二合のみなり。(寛政重修諸家譜蒲生郡領主帳)

第七十章 福富代領と暴政

福富平左衛門初めは織田信長に仕へ安土城に勤仕せしが其子孫豊臣氏を経て徳川氏に歴仕し正保元年一説寛永年間近江山城にて三千石の所領を得たり、山城は玉水出村五百石にして其餘は本郡の千僧供、薬師貳村と川守村の内七百三十九石七斗一升とにて貳千五百石なりき、平左衛門は江戸に住し家臣を千僧供村に置きて政務を執らしめしが年々の租米を漸く高率にせり、萬治二年九月平左衛門幕府へは湯治療養を以て賜暇を請ひ近江に來り千僧供村に着し、所領三箇村を巡視し滞留して邸宅を修し、同村内多左衛門の女及び八右衛門の妹等を召仕ひ京都よりも侍女三四人を召し小祿過分の奢華を爲せり。川守共有記録

第一節 檢地の強行

同年平左衛門は千僧供村貢租の率を高上せしめ、川守薬師二村へは檢地すべきを命じたり、二村命を奉して自村の地を檢す、川守村は綾戸の十兵衛鏡の安兵衛二人を頼みて地を丈量せしが元來川守は其名の如く日野川に沿ひし村なれば洪水毎に激流岸を缺き堤を破り沿岸の地荒蕪し古來永荒地百石は免租地たり、故に今度檢地に際しても古例に則りて百石の荒引を爲し調査帳を提出せしに、平左衛門大に怒り翌三年更に川守村庄屋新兵衛に再檢地すべきを命じたり、よりに新兵衛は同じく十兵衛安兵衛二人に依頼して再び村内の地を檢せしめたり。川守共有記録

第二節 川守庄屋父子五人斬殺せらる

川守村は未だ福富平左衛門の知行地たらざる以前中坊美作守一旦同村を預りしが、村人茂兵衛なる者不正行爲あり庄屋新兵衛は美作守の命により茂兵衛に所拂を爲したり、所拂とは其村を放逐する此時代の法律なり、爾來茂兵衛は所在不定の浪人となり十六年を経しが、今度平左衛門が再檢地を爲さしむるに當り同村人たる安兵衛久左衛門太郎右衛門等と謀り新兵衛及び千僧供村庄屋六右衛門、薬師村の庄屋次左衛門を平左衛門に讒訴したり、平左衛門之を信し先づ川守村の永荒地百石の所置も

新兵衛の行爲に出てたりとし道路堤塘并に川の寄洲をも有租地とせしめ、一方新兵衛は重科の罪人とし其子新右衛門、新七、權吉、六太夫の四人と共に新七宅にて之を斬殺したり、實に萬治三年三月十五日なりき、斬殺せし父子五人の首は川守千僧供、藥師三箇村に一村に三日宛梟したり村民戰慄す、又藥師村の庄屋次左衛門には金七十五兩を出さしめ死を宥し村放逐に處せしかば、次左衛門は八幡町に移住す、千僧供村の庄屋六右衛門は銀九貫三百二十七匁を首代として強請せられ同じく村放逐せられたれば長福寺村に移住せり。川守共有記録

第三節 斬殺後の處分

庄屋新兵衛は男子四人と共に斬殺せられしも妻と一女子は死を許され郷里横山村加左衛門に歸家せり、其後平左衛門は讒者茂兵衛を川守村に歸住せしめ十六年前一旦處分せられし所有田畑を現所有者より返戻せしめ、川守村の庄屋には五兵衛安右衛門二人を任し五兵衛には新兵衛の邸宅家具を、安右衛門には新兵衛の子息新右衛門の邸宅家具を興へ、別に古來の庄屋田二段餘と金三兩宛をも興へ、村民五十三人には新兵衛の所有田二町八段餘を分與せり、又新兵衛が生前に醸し置きし酒ありしが

之れは隱居分十三戸六十六人に九升宛割興へたり。

又千僧供村の庄屋には庄右衛門彌左衛門の二人を、藥師村の庄屋には治兵衛九右衛門に命じ、各々先庄屋の邸宅を興へたり。川守共有記録

馬淵村千僧供馬場孫左衛門氏記録

前略寛永十八巳同拾九年兩年ノ免定

萬治三子年庄屋御關所被成候時分紛失仕無御座候。下略

第四節 福富の苛斂誅求

慘酷を敢てする福富平左衛門は千僧供滯在中多數の家臣をも殺したりしが、所領三箇村へは貢租を高率にし萬治三年は七割五分寛文元二兩年は八割の重課と定め己れは萬治三年十月江戸に下れり、三村民は重課に堪へざりしも幸に當時豊穰なりしかば辛ふじて貢米を納付せり、然るに寛文三年には千僧供の邸に佐々木二郎兵衛三戸部作兵衛二人の家臣を置き又八割の納租を命じ請書を出さしめんと勉めたり、然れ共村民は連年の誅求に疲弊し此上猶八割の高率は堪へざるを陳じ佐々木氏等の嚴令に應せず、三村民は江戸に下りて事情を陳訴せんと準備せしが江戸より永井小

右衛門竹本安兵衛なる二士來着し八割の納租に應せざれば江戸に訴へ出つ可しといへり、是に於て川守は惣右衛門外十七人、薬師は次郎左衛門外十五人、千僧供は傳右衛門外十二人、永井等と同道して江戸に下り酒井雅樂頭の臣松田治右衛門に訴へければ治右衛門は厚く同情して訴狀を取次ぎ之を奉行井上河内守に申達せり、然るに河内守は福富家と親戚關係あれば平左衛門は河内守に仲裁を依頼し、依て河内守居中調停せんと千僧供村は六割一分川守村は五割二分薬師村は五割四分にて承諾すべきを諭され、猶各自平左衛門に面談すべしといへば、三村民は平左衛門邸に出て、其由を陳せしに平左衛門は更に千僧供を六割八分、川守を六割五分、薬師を六割二分にて可然と云へり、然るに千僧供村は之に應せしに川守薬師は應せざりければ八日江戸に滞在せしめたり、かくて翌寛文四年又八割九分の重率を定め命ず村民苛歎に堪へず川守にて二十七戸薬師にて二十三戸の村民は去つて他領に移住せり、爾後平左衛門の誅求年々異なる所なければ疲弊極に達し村民顔色なし、古老の諺に泣子と地頭には敵し難しといふ是なり。

第五節 幕吏の巡檢三村民の直訴

寛文七年幕府は巡檢使溝口源右衛門、堀主膳、川勝孫四郎を近江國に派遣す、是れ民情を察し政治の善惡を視んか爲なり、されば之を公儀の御巡檢と稱し地方の領主代官等は平常下民に對する態度と豹變し或は領村内の荒蕪を繕ひ善政を布くが如く表面を粧ひ巡檢使の意を迎ふるに戦々競々たり、領民に慘酷なる福富平左衛門も巡檢使巡視の豫報を請くるや家臣をして領内三村内を豫檢せしめたり、苛政に苦む多くの村民は他村に移住せし程なれば軒頽き壁破る、細民の住宅少からず此等には米錢を與へて急き修繕せしめむ。

苛政の爲に一旦薬師村を退去する山添彌惣右衛門同次郎左衛門は巡檢使の視察あるを聞くや救ひの神の來るが如く喜悅し、六月中旬農民三人を伴ひ大津に出て、檢使の來巡を待てり、既にして溝口等檢使の一行は西近江路より大津に着せしかば其宿所に至り領主福富が年來三村を苦しめし子細を列記せし訴狀を差出せしに一行は之を受理せり、其報を承けし川守村の吉田傳兵衛若井六右衛門薬師村西五兵衛三人は又同様の訴を爲さんと先づ鏡宿に出て、巡檢使の來るを待ちしに、六月二十三日武佐驛本陣下川邸投宿の報を得しかば三人は千僧供村人をも誘ひ同夜下川邸に訴狀を呈せり、溝口等之を受理す、訴人一行は千僧供村にて祝酒を傾け更に林村村田

卯平治方を訪ひ山添彌惣右衛門小川六右衛門等に武佐驛に於ける情況を談し共に目的を達せしを悦びたり翌日巡檢使は武佐より八日市に進み中野村に晝食を爲し水口町に宿す川守村卯兵衛之を中野村に出迎ひ三村民困窮の狀を陳訴すかくて同夜川守の人孫十郎は庄屋新兵衛を斬殺せし顛末を記せし訴狀を水口町の旅館に於て差出せり。

第六節 福富の流罪と市岡理右衛門の代官

幕吏溝口等一行が巡檢の結果近江國內にて苛政を以て民を苦めしは福富平左衛門の外笹部左近太夫下部五郎八三人ありし由報告を受けし幕府は寛文八年三月五日福富以下三人を召喚し不法の暴政を施し農民を苦しめし罪により所領を沒收し其身は流罪に處せられたり沒收されし元福富の所領川守薬師千僧供は幕府代官市岡理右衛門に所務を命じたり市岡は當時近江に於ける代官中の權威者にして坂田郡本郷村の陣屋に住したり三月十九日市岡が三村への通知は此際に於ける史料なり。

一二三二 苗村川守共有文書

當國ニ有之福富平左衛門御知行我等御代官ニ被仰付候間可得其意不及申候得共山林竹木伐取申間敷候高辻之儀ハ重而御勘定所より可申來候也。

申三月十九日

市岡理右衛門印

千	僧	供	村	名	主
川	守		村	名	主
薬	師		村	名	主
			百	姓	
			姓		

第七節 市岡理右衛門亡命者を召還す

多年暴政に苦みし三村民は領主交代の報に接し愁眉を開き怡然相慶せしが同月二十六日川守村の五兵衛傳兵衛千僧供村の清助八右衛門薬師村彦藏彌三兵衛六人は相伴ふて坂田本郷の陣屋に出頭し市岡理右衛門に初禮を言上せり市岡は其志を喜び福富が暴政の子細を聞き厚く三村民に同情を寄せたり其後市岡は先づ多年亡命者なる元庄屋薬師の治左衛門千僧供村の六右衛門を兩村民に諭して還住せしめたり治左衛門は八幡町より六右衛門は長福寺より共に相悦びて歸村したれば村民は福富が分與せし舊邸宅田畠等を悉く返還し霑然たる和氣一郷に充滿せり又川守村

の庄屋新兵衛の女は訴訟當時に盡瘁せし松田治左衛門の臣黒川又右衛門に嫁せしむる等最善の努力を盡せり、後ち市岡の代官は僅に一年にして長谷川久兵衛に交替せられたり。

第七十一章 菊亭家領

菊亭家は藤原氏にして閑院家の分流なり、莊園志菊亭家領の條に詳記せり、江戸時代本郡内に於ける公卿の家領となりしは菊亭日野兩家に少額の地を領せられしに過ぎず、菊亭家は一に今出川氏と稱す、京都今出川に住せしによる、長田村の内三百石其所領となる、其の受領年月詳ならず。

第七十二章 日野家領

日野家は藤原鎌足を祖とす、其裔資業日野を領し氏とす、子孫本郡日野を領す莊園志参照、日野は應仁亂以後變遷して蒲生氏の所領となれり、權大納言輝資の時慶長十八年二月徳川家康日野家舊縁の地たるにより日野附近なる清水脇田北畠寺尻三箇村にて一千三十三石四斗餘の地を與へたり、爾後其族若狹守に傳領し明治維新に及べり。

一二三三〔古文書〕五 部の部 東京帝國大學史料編纂掛所藏

日野權大納言輝資拜領、同玄蕃資施書上。

近江國蒲生郡清水脇村貳百五拾三石八斗、北畠村貳百七拾七石壹斗餘、寺尻村五百貳石四斗、合千參拾三石四斗餘之事。

右宛行訖、全可有領知者也。

慶長拾八年二月十四日

花 押……徳川家康

日野 唯 心

一二三四〔古文書〕五 東京帝國大學史料編纂掛所藏

日野伊豫守資榮拜領、同玄蕃資施書上。

台徳院殿御朱印

近江國蒲生郡清水脇村貳百五拾三石八斗、北畠村貳百七拾七石貳斗、寺尻村五百貳石四斗、合千三拾三石四斗事、令扶助之訖、全可知行者也。

寛永二

十二月十一日

御朱印

日野彌市郎とのへ

第一編 大名旗本等の分封

第七十三章 隨心院領

隨心院は山城國宇治郡山科の小野に在り寛元二年の開基にして眞言宗なり始め曼陀羅寺と號せしが五世の僧増俊の時隨心院と改む六世親嚴の時祈雨の効驗により門跡號を賜る此より攝家の連枝多く相承す應仁の亂殿堂兵火に罹り衰頽せしが江戸幕府に至り院領六百十二石餘を寄せ小野村を管領せしむ本郡九里金剛寺村にて二百八十三石七升鷹飼村の内十六石六斗三升合計三百石は其院領として明治維新迄連綿せり。

第七十四章 常高寺領

常高寺は若狹小濱に在り寛永七年京極高次夫人淺井長政女藤子常光院榮昌尼の創立する所なり是より先き慶長三年八月豊臣秀吉薨去の時本郡野田長田兩村を高次夫人秀吉夫人松丸に與へらる夫人兩村の事を永田氏に屬し代官たらしむ寛永十一年八月夫人薨去あり遺骸を當寺に移葬す夫人の侍女七人皆尼となり草庵を墓側に結び香華を供せり小濱の七尼寺是なり夫人薨去の前月忠高封を出雲松江に移されしかば閏七月

十五日長田村の内百十石を常高寺に寄附し同十五年更に二百石を寄附して寺領三百石とし幕府に請ふて永代寺領の朱印狀を下附せらる爾後連綿明治維新まで其寺領たり。(西讃府志)

一二三五 若狹國小濱町常高寺文書

於江州蒲生郡長田村之内高百十石者爲寺領令寄附畢全可爲知行者也。

閏七月十五日

京極若狹守忠高 花押

常高寺

同寺文書

若狹國常高寺領近江國蒲生郡長田村之内三百石新令寄附之畢當寺者爲故常高院禪尼菩提所永收納不可有相違之狀如件。

寛永十五年二月十五日

(附記) 常高院史料

一二三六 金田村長田永正雄氏文書

野田長田二村

慶長三年より京極常高院尼公右二箇村を直に若州より御拜領被遊候事。

常高院様若州江永田彦四郎御呼出、右二箇村の事御頼被遊候。卅六年御世話申候。寛永十一年二箇村京極若狭守御領分に御結び御拜領之事。

野田長田の收納米不相替御取立進可申之趣致承分

三十七俵と二人扶持被下置江州代官役被仰付

参考史料

一二三七 武佐村大字野田、田中この氏文書

爲端午御祝儀若狭御前様、并常高院様、松平筑前守方より御給臺、御單物、貳宛、進上仕候之條、以御次而可然被仰上可被下旨、被申候、猶追而可得貴意候、恐惶謹言。

卯月十五日

横山大膳亮

花押

奥村河内守

榮 花押

奥村因幡守

□ 花押

本江七左衛門様

田中與左衛門様

一二三八 武佐村大字野田、田中この氏文書

爲端午之御祝儀、從常高院様御帷子五之内、拾一、單物一、被懸御意忝存候、可然様御禮被仰上可被下候、恐々謹言。

五月五日

松筑前守

利 光 花押

田中與左衛門殿

御宿所

第七十五章 上林家領

上林氏は宇治製茶の名家なり、徳川時代將軍家の御用茶師として恩遇を蒙り、毎年五月獻茶の爲に多數の人夫を課し街道宿驛を騒がせし御茶壺通行の權威を振ひしは、即ち上林氏より將軍飲料の銘茶を送りし通行なり、故に徳川氏は同家に五百石の所領地を與ふ其所領は山城國宇治郷の内にて三百九拾石及び本郡糠塚村市邊にて百五十三石七斗六升なり、其起源の年代詳ならざれども慶長年間に始まりしは野矢文

書によりて推知すべし、爾來連綿として三百年を經明治維新に至れり。

一二三九 山城國宇治町上林竹庵氏文書

知行目録

山城國

久世郡の内

壹箇村

一高三百九拾石

宇治郷の内

近江國

蒲生郡の内

壹箇村

一高百五拾三石七斗六升

糠塚村

都合四百九拾石

五拾三石七斗六升

是は糠塚村込高

右之通相違無御座候以上。

正徳二年辰四月

上林峰順 花押

安藤右京亮殿

松平豊前守殿

第一節 上林氏の糠塚村掟

上林氏は其所領糠塚村に三條の掟を定めたり、第一條は田養水利先例を守りて猥りなるを禁じ、次は田野の禾穀山林の草木等を盗むを禁じ、第三條には盗人を宿泊せしめし者は盗人同科たるべきを示せり、農村風紀上簡にして要を得たる法律といふ可し。

一二四〇 市邊村糠塚野矢忠兵衛氏文書

糠塚村置目之事

一井立水落し、從先年在來之如く在所中として堅可仕候、新儀こと申出し相背族於在之者、百性之義者不及申、侍衆たりとも當座に曲事に可申付候、但手にあまり候は、急度注進可仕事。

一作毛柴木以下何によらず、盜捕においては、見付次第に成敗可仕候、ぬす人跡式其者に木代可遣事。

一盗人之宿仕者候こと後日に聞候共、科人同前に可爲曲事者也。

右條々堅固に可相守候、仍如件。

申庚 九月十七日

上 林 花押

四二二

野矢次右衛門殿

同 忠兵衛殿

同 平右衛門殿

中 善右衛門殿

惣 百性中

一二四一 市邊村大字糠塚野矢忠兵衛氏文書

御狀令披見候、仍茶むしかミ十送給候、致満足候、尙才三郎、五左衛門、兩人方より可申入候、恐々謹言。

慶長

三月十五日

上林入道

德以花押

野矢 殿

一二四二 市邊村大字糠塚野矢忠兵衛氏文書

當辰年 御年貢米事。

一四十壹石

物成

一三石五斗

夫米

一六石

去年卯ノ借米之元利也

合五拾石五斗

内 壹石ハ 當免ニ被遣ル

壹石ハ 肝煎給ニ被遣ル

九升ハ 自分下用ニ遣ス

壹升ハ 同供者下用ニ遣ス

六升ハ 上乘兩度夫食ニ遣ス

右引而

四十八石三斗四升

表百五十俵内一表三斗四升入

右納所相濟、受取り申候、如件。

元祿元年

上林内

川口傳左衛門 印

辰十一月廿七日

ぬか塚村

庄屋與兵衛 參

第七十七章 幕府直轄地と代官

徳川家康は慶長五年九月十五日關ヶ原に大勝を得し後近江を手中に握りて政令を布けり、石田三成長束正家等の舊領地は已れに沒收し九月二十日既に代官を設けたり、江北には石川長門守を任じ水口城主長束正家の舊領地には鈴木左馬助小川又左衛門等を代官とせり。

一二四三 西大路村仁本木關谷末吉氏記録

〔前略〕

文祿四年より慶長五年迄長束大藏大輔様御支配。

慶長五年九月暫の内松下孫十郎様御支配。

同九月二十日より鈴木左馬之助小川又左衛門様御支配。

簡短の文字なれども當時家康が民政の状を見るに足る、元和元年豊臣氏滅亡後は井伊直孝を始め他の功臣にも近江の土地を分與せしが自家の直轄地も又多かりき、是れ豊臣氏の例に倣ひし政策にして之を御藏入と稱し數人の代官を任命し石高村數を分ちて收納其他の政務を分掌せしめたり。

元和寛永頃近江に於ける徳川氏の藏入は拾七萬三千六百石なりしが之を代官六人に分てり、然れ共功臣に新地を與へ或は大名旗本に轉封を命ずる事頻繁なれば移轉者の變換地は時に甲と乙とを交代せしめ、甲の舊地を直に乙に與ふる事ありしも多くの場合移轉者の領地は一旦代官に引繼かれたり、故に代官の支配地は常に動搖して一定せざりき、代官の任期も長短不同にして一定せず其の交代頻々たること并に代官地の犬牙錯雜は盤上の砦石の如きを以て代官の交代年表の明示するは繁に堪へず、元祿十一年近江の幕府領十二萬石餘を二十四人の采地に分與したるは代官史上の大變革にして爾後幕府直轄地の減少は自然に代官數を減じ幕府の末造に於ては大津代官石原氏信樂代官多羅尾氏によりて支配さるゝに至れり、代官領主交代の状を知るべきは仁本木村西大路村 仁本木と八幡町の記録を代表史料として左に引用す。

西大路村 仁本木 關谷末吉氏記録

八幡町記録

自慶長五年九月廿日

鈴木左馬之助御支配

自元和九年

北見五郎左衛門様御支配

自元和九年

小堀遠江守様御支配

自寛永三年

伊豫松山城主

自寛永四年

松平中務太輔様御支配

至同十一年

小堀遠江守様御支配

自寛永九年

小堀遠江守様御支配

自寛永九年

小堀遠江守様御支配

第一編 大名旗本等の分封

四一五

自寛永十一年	小堀遠江守様御支配	自寛永二十年	小堀遠江守様代
至正保四年		至正保三年	小堀左衛門殿御支配
自正保三年	山口但馬守様御支配	自承應元年	小堀左馬助様御支配
自明暦三年	小堀仁左衛門様御支配	自承應二年	小堀仁右衛門様御支配
自萬治元年	長谷川久兵衛様御支配	自寛文八年	長谷川久兵衛様御支配
自寛文八年	酒井七郎左衛門様御支配	自延寶二年	長谷川伊兵衛様御支配
自延寶二年	酒井七郎左衛門様御支配	自延寶三年	今井七郎兵衛様御支配
自延寶三年	酒井吉郎右衛門様	自延寶四年	小野半之助様御支配
自延寶四年	多羅尾四郎左衛門様	自延寶五年	曲淵市郎左衛門様御支配
延寶七年	杉市郎兵衛様	自元祿六年	金丸又左衛門様御支配
自延寶八年	杉半右衛門様	自元祿七年	雨宮庄九郎様御支配
自天和二年	平岡孫市様	自同九年	朽木和泉守様御知行
自元祿二年	磯左衛門様	自同十二年	多羅尾勒負様御代官
自同七年	竹田喜左衛門様	自同十三年	
自同十三年	加藤和泉守様御支配	自同十四年	
元祿十四年		自元祿十四年	
自元祿十四年		至寶永七年	
自寶永七年		自正徳二年	

第一節 代官の毛見

江戸時代の地租は年々豊凶を檢して石高に對する率を定めたり、故に定率の高低は農民死活の分るゝ處にして仁政と喜び苛政と嘆つは一に毛見定率の如何にありたり、毛見とは稻の立毛を檢するをいふ、苛政を以て鬼代官と稱せられし酒井七郎左衛門が延寶七年四月但馬の銀山に轉せられし時、其代官所三萬七千石の中二萬石は信樂多羅尾四郎右衛門七千石は本郷の市岡理右衛門五千石は蘆浦觀音寺と永原の井狩十助とに四分して預けられたり、四人の代官はそれ／＼村落を巡視したるが多羅尾四郎右衛門は七月三日に川守に宿し四日横山村より日野町に巡視せり、農民は仁政の聞へある同氏の代官に悦服せり。

翌延寶八年九月多羅尾四郎右衛門が江戸より歸途郡内の代官所各村を巡視せし時の通知によれば、是より先き部下の士杉本齋藤二人をして第一回の毛見を爲さしめ已れは之が再檢の爲に來れり、その觸書によれば庄屋年寄村民等の村外出迎は勿論酒肴食事の饗應を嚴禁し荷物の如きも武佐宿定め賃錢を以て拂渡すを令し違背の者は罪科に處すべしと云へり。

一二四四 苗村川守共有記録

一我等事去月十日首尾能御暇被下、同廿三日江戸發足朔日勢州迄上着申候、其許高

毛爲_レ檢見明二日日野町迄令着順々ニ村々立毛見廻り可申候間其心得可有之候
 江戸表首尾能相勤今度罷登り悦入候迎として庄屋年寄小百姓ニよらず其村々
 境之外出候儀堅無用に候先達て爲_レ檢見杉本權太夫齋藤奎之丞其外手代共指越
 候間漸々見廻り可申候其節手代共より指出目錄之通り無相違認置外ニ廻り時
 分も庄屋年寄并申見者其村境迄持罷出案内可申候其外費ニ成百姓集置申間敷
 事手廻り召仕之下々迄だい所食給させ候間其所に無之酒肴野菜等一切直置申
 間敷候荷物之儀ハ如例人馬ハ村境迄爲持武佐宿駄賃錢割ヲ以て可相拂候無相
 違請取事。

右之通堅可相守候段相背者有之候ハ、可爲越度候也。

申九月朔日

多羅尾四郎左衛門 印

第二節 倉庫と倉米の封

米を以て地租を納付せし時代は各村毎に倉庫を有し年々の租米を其倉庫に收納す
 之を御倉といひ又惣倉といふ收納終れば代官は更に巡村して各村倉庫に封を施し
 以て之を保管し津出しの命に接して開庫運送せり延寶八年十二月代官多羅尾四郎

右衛門の手代が其代官所村々に倉米の封期を豫告せし史料は這中の消息を語る。

一二四五 苗村川守共有記録

來ル八日村々御藏荷付ニ相廻申候間俵數無相違相納置可申候御口米之儀去年之
 通三分一十分一御口米御直段並ニ金子ニて御取被成候米納御口米之分ハ御藏に
 相納置被申候三分一十分一無油斷取立庄屋手前ニ預リ置可被申候村々相廻り候
 節致吟味京都かけ屋方へ遣候儀指圖可申付候。

十二月五日

三谷合右衛門

濱平太夫

文中に三分一十分一は御口米の直段並にて金納さし取立て庄屋に預り巡村の際検査して京都の掛屋に送
 るを云へり三分一とは其村地租の三分一は金納の定なるを云ひ十分一は大豆にて納付せし定めを略稱せ
 しものにて金納大豆共に口米の相場にて徴收せよとの事なり又掛屋とは兩替所の謂にて幕府の掛屋は鴻
 池善左衛門白山安兵衛の二人なり掛屋は幕府の徴收金を村々より受取り之を取纏めて大坂の金庫に收む
 る役なり。

(參考) 延寶七年の金米直段

金一兩に米壹石六斗

大豆は一石八斗

金は六十一匁三步替

第三節 代官の苛政

同じく幕府直轄地を支配する代官中に仁慈を以て民を悦服するあり、暴政を以て領民を迫害するあり、少しく方寸を過りて終に宵壤の相違を見るものなり、信樂の代官多羅尾四郎右衛門の如きは善政者として傳ふ可く之に反し、暴政を以て民を苦しめし悪代官の史料一二を存すれば併せ記す。

(一) 長谷川久兵衛不納村民を水牢に入る

長谷川久兵衛は寛文九年より延寶二年迄幕府領の代官として郡内諸村の收税の事を管せしが、延寶二年豊ならず農民顔色なし爲に所定の地租納まらざる細民多し、久兵衛痛く之を責め日野町瀧の宮に水牢を作り不納者の父母妻子を其中に入れ置き地租を納むれば之を許せり、恒寒の時期老人女子を水中に立せられたれば號泣の聲寒風に凄へ悲愴鬼界に似たり、爲に病死する者多かりしと。

一二四六 日野町池内長右衛門氏記録

延寶二 甲寅年 代官長谷川久兵衛 此秋作不實、百姓殊之外困窮、依之御年貢納まらず、瀧の宮に水牢をこしらへ不納の者の老父母妻子を牢に入れ、極寒の節に水中に立たせ上納すれバ御免になる哀なる事共なり、泣聲叫ぶ聲聞へて地獄なり、依之病死する者多し。

(二) 鬼代官酒井七郎左衛門

延寶三年三月代官長谷川久兵衛死し其子猪兵衛襲ひ繼ぎしも同五年六月酒井七郎左衛門代つて代官となり二百九十箇村三萬七千石の政務を預れり、七郎左衛門其年諸村の立毛を檢し前例に越ゆる高率の免定を爲せり、諸村の民其堪へ難きを嘆じ細民未納者漸く多し、七郎左衛門は未納者の生ずるは庄屋の責任なりとし十二月二十三日別所村 七右衛門 川守村 傳兵衛 舟木村 庄兵衛 中小森村 十右衛門 新枝村 傳右衛門 の庄屋等五人を召し手錠を加へて留置し大晦日の夜半に至りて放免せり、明くる六年正月猫田村 茂兵衛 薬師村 八郎右衛門 内池村 兵四郎 川原村 治兵衛 中在寺村 勘兵衛 の庄屋七人年賀の爲に代官邸に出でしに更に七人に手錠を加へ留置せり、かくて五年度の納租は一段落を告げ六年度に至り各村を毛見し租率を更に向上して高歩とせり、諸村漸く未進米多し、又各村へ金を強貸し高利を納めしむる等苛政益々加り時人目して鬼七と稱す。

上野田村庄屋小兵衛其重租に堪へざるを以て之を國奉行に訴訟せり、七年四月七郎左衛門之を怒り小兵衛を責め手錠を加へたり、然るに六年度の未納三分一金納分一千五百兩詰米二百石に及びしかば幕府其政道を失するを罪し小兵衛を留置中なる四月三日七郎左衛門の職を免じ但馬の金山に左遷せり、小兵衛爲に手錠を許さる二百九十箇村民萬歳を唱ふ、(川守共有記録)

第四節 幕府領河川堤塘の修繕

延寶八年三月幕府領の代官多羅尾四郎右衛門が代官所村村に達せし令によれば河川工事は壹ヶ年高百石に百人迄は百姓役に課し、代官の手代出張して工事を監督せしむとあり、又材料に要する杭竹の價格は京都入札の格を以て支給せり。

一二四七 苗村川守共有記録

村々堤川除御普請爲申付候、手代共指遣し候間早々無油斷御普請可仕候、人足之儀壹ヶ年ニ百石百人迄ハ百姓役ニ可申付旨、去冬御觸ニ付當春御普請人足分者月普請ニ申付候間可得其意候、猶委細手代共ニ申付候。

延寶八年

三月廿九日

御代官所

多羅尾四郎右衛門 印

村々へ

堤川原除杭木 京都入札

長一間末口一寸ニ付二分六厘四毛

竹長三間目通り四寸五分一本四分三厘八毛

第七十七章 勢多川浚と費用の分擔

勢多川は琵琶湖水の下流にして三萬六千項碧潭流出の門口なり、明治以後は三井寺山下より疏水道の開鑿あり又宇治川水力電氣の水道を開鑿するありて志賀の浦の漣も工業の動力に應用せらるゝ事となれり、三道の排水を有する現在にても一旦霖雨すれば沿湖の稻田忽ち浸水の害を被り農民の顔色をして蒼からしむ、明治以前に於ける太湖下流が勢多一河流の時代雨期浸水の被害推察すべし。

勢多橋畔より關津間に於ける兩岸の流出河川は栗太郡より大江川別所川筱部川池谷川黒津川あり、滋賀郡より太郎川赤川芋谷川等あり、これ等諸川は洪水毎に土砂を

勢多川に搬出し川底漸く淺くなり、爲に排水の遲緩はやがて沿湖稻田に被害を大にせり、是に於て幕府は勢多川浚を命じ近江國役として費用を分擔せしめたり、採集史料中古きものは延享三年浚渫の費用を翌年に徵集せしものとす、當時高百石に付二匁二厘九毛を課せしこと久郷氏記録に見ゆ、岩倉村納銀額之に符合す、寶曆八年には百石に付壹匁七厘四毛、文化二年には壹匁七步七厘六毛を課せり、明和三年にも浚渫あれども賦課率分明ならず、此費用は幕府の支金庫役たる京都の三井三郎助方に納付せり。

一二四八 馬淵村岩倉中村佐一郎氏文書

請取申上納銀之事。

一銀六匁貳厘九毛

右者去寅年、江州勢多川筋谷々土砂留御普請御入用銀、慥請取申處如件。

延享四年卯十一月廿五日

三井三郎助 印

江州蒲生郡岩倉村

庄屋

中

寄

一二四九 島村長命寺記録

請取申上納銀之事

一銀壹匁七厘四毛

右者去寅年、江州勢多川筋谷々土砂留御普請御入用銀、慥請取申處如件。

寶曆九年卯九月廿五日

三井三郎助 判

江州愛知郡塚村

庄屋

年中寄

一二五〇 同寺記録

去々年洪水ニ付江州勢多川邊土砂留御普請御入用銀先格之通此度近江一國村高に合割賦候間改出新田高等有之候ハ、無相違様入念遂吟味書出し可申候、勿論入組之村方者村高書分銘々地頭之名委細書付當子年之役高書出し可申候。
一御領、私領者勿論、堂上方門跡方并地下役人、御朱印寺社領除地、其外村高一切不扱

様書付可申事。

右帳面村々不洩様庄屋年寄致印形順々無遲滞相廻留村より京都奉行所に可持參
もの也。

子九月十五日

越前印

和泉印

江州蒲生郡村々

庄屋

年寄

一二五一 同寺記録

覺

一御朱印高百石 役銀壹匁七厘六毛

右者此度江州勢多川に落入候土砂留御普請ニ付近江國高役銀書面之通指上申候
以上。

文化二乙丑年

近江國愛知郡塚村

八月十三日

庄屋 八郎右衛門 印

京新町通六角下ル町

年寄 藤右衛門 印

三井三郎助殿

右三井三郎助方へ役銀相納、手形請取御勘定所へ致持參相濟候事。

第一節 勢多川大浚渫の請願

文政七年高島郡深溝の人藤本太郎兵衛淺井郡津里の人清兵衛發起となり各郡沿湖
村落の同意を募り勢多川浚渫を幕府に請願せり、其理由詳記なきも文化以後浚渫の
事中止せられ各河川より土砂流出の爲め沿湖水田の被害多くなりしに起因せしが
如し、當時勢多川流域の土砂推積圖には大江川尻に四千五百坪、別所川尻に八百五十
坪、篠部川尻に八百八十坪、池谷川尻に四百七十坪、太郎川尻に六百坪、赤川尻に五百四
十四坪、芋谷川尻に四百四十一坪の見積を記せり、而して外に池谷川尻の川中に二小
島を生じ黒津川尻にも四島を生せし程なれば排水上に至大の害を及ぼせしを知る、
蒲生郡は三十箇村の沿湖村落中郡山領九箇村より船木村の庄屋又左衛門を郡惣代

として請願に當らしめたり、然るに同十年六月に至り幕府の普請役は沿湖各郡を巡檢し大津代官石原清左衛門の手代も又巡村して被害地を檢したり、然れども大浚渫實行の有無は史料を缺く。

第二節 明治二年の浚渫

明治二年四月大津縣廳は令を出し各郡沿湖各村へ高百石に人夫三人宛を課し勢多川浚をなさしむ。本郡へは同月二十二日頃より徵發の豫令を受けたり、時恰も插苗期にて一方武佐驛の宿次人夫にも應徵すれば插苗後まで延期を請ひ、同月二十九日より各村順次に庄屋は人夫取締役一人と其村人夫とを召連れ勢多川に就役せり、其人夫額左の如し。

二十七人	西庄村
十二人	香庄村
九人	淺小井村
四人	市井村
九人	三ヶ村

多賀北庄
市井共同分

拾人	多賀村
三十六人	船木村
七人	東鍛治屋村
十一人	寺内村
二十人	常樂寺村

(常樂寺村記録)

第七十八章 蒲生米の運送と港

年々秋冬の期農民より納むる租米は先づ其村々の倉庫に入れ津出の時至れば村民は百姓役として牛馬の背によりて之を便宜の港口に搬出す、安土山下の豊浦、常樂寺、八幡、北之庄、船木等は本郡所屬の要津なれば租米に限らず諸物貨の運送船は常に港頭に入出す、此外田中江は其名の如く平田の間に渠を掘りし田中の江にして濱街道に着せし米を舟運して湖上に出づる便要たり、又西庄の黒橋より加じ川を利用して多賀北庄に出て八幡城下を船木港に出づるもありたり、以上の濱には問屋ありて之を扱へり。交通志港の條参照

第一節 領主と租米及大津の倉庫

幕府領を始め諸國の侯伯旗本等近江所領の租米は大抵湖上を舟運して大津に運び



江戸時代米運送の時ひし旗

城米は幕府領の地租米の稱

岡山村南津田共有

たり、大津には各々倉庫を置きて之を納め或は賣拂ひ或は京坂方面に回送せり、大津に集散する米高は年々八十萬石に達せり、大津に御藏屋敷又御藏町等の名あるは倉

庫の所在によりて起れるなり幕府領の米は御城米と稱し諸侯伯の米と分別せり、大津に藏屋敷を特設せざる侯伯旗本等は、大津の問屋株を有する米商人に藏元を委託し問屋所有の倉庫に納めしめたり、本郡關係の領主の藏屋敷并に藏元左の如し。

藏屋敷

領主名

藏名

倉庫及藏元所在地

幕府領	御藏	藏	橋本町北側一圓
井伊掃部頭	佐和藏	藏	坂本町
稻葉丹後守	淀藏	藏	堅田町北側西端
柳澤甲斐守	郡山藏	藏	南保町
稻垣長門守	山上藏	藏	白玉町
松平伯耆守	宮津藏	藏	白玉町西端
伊達陸奥守	仙臺藏	藏	始白玉町後坂本町
松平大和守	川越藏	藏	下平藏町
有馬出雲守	出雲藏	藏	

京極主膳正	峰山 <small>後丹</small> 藏	南保町
堀田豊前守	宮川藏	同町
市橋伊豆守	仁正寺藏	坂本町
遠藤但馬守	三上藏	西山町
石川右膳	伊勢龜山	中保町ノ北側

藏元

松井周防守	棚倉藏	玉屋町品屋庄之助
小野隨心院		白玉町川村屋庄七
朽木氏	朽木藏	南保町若狭屋長次郎
三枝政三郎	伊庭藏	木屋久兵衛
野一色外記		坂本町川村屋喜助
小笠原佐渡守	唐津藏	同 上
加藤能登守	水口藏	川村屋庄兵衛
尾州家	尾州藏	米屋町丸屋勘三郎

稱葉丹後守	仁正寺藏	大工町錢屋彦兵衛
市橋伊豆守		元會所町木屋久兵衛
最上右京	大森藏	米屋町鍵屋佐七
山口安房守		升屋町菱屋平兵衛
菊亭家		溝町鹽屋佐右衛門
瀧川大内藏	瀧川藏	橋本町坂田屋平右衛門

第二節 賣拂米と藏元

某年十二月一日大津に運ひし藏元預けの蒲生米を賣拂ひし時の文書あり、俵數價格古銀立、買主、藏元等を知るべき史料として左記す。

一二五二 中野村小今端米吉氏文書

卯十二月朔日御代銀古銀を以御拂方へ相成候分左之通

一 上蒲生米百俵

二 俵半石

銀七十匁四分替

代銀二貫八百十六匁也

買主

神屋伊助

一平蒲生米二百俵

同石

銀六十六匁八分替

代銀五貫三百四十四匁也

買主

井頭屋新助

二口

合米三百俵

此代銀八貫百六十匁也

右之通御座候以上

大津

御藏元

第七十九章

租税免除地

(御朱印地)

羽柴秀吉織田信長に代りて天下を統一するや從來の社寺所領を沒收し換ふるに社領地を定め公文を與へて安堵せしむ租税免除地にして公文に朱肉を捺印す徳川氏の世となり其法を繼きたり之を御朱印地と稱したり郡内社寺の免除地は其起源不同なれば詳細は其社寺志に譲りこゝには所謂御朱印地の社寺と石高とを列記するに止む。

- 一二百十八石一斗
- 一百石
- 一百石
- 一五十四石三斗八升
- 一十八石
- 一十石
- 一十一石四斗三升六合
- 一十石

- 安土山 摠見寺領
- 常樂寺村 佐々木神社領
- 奥島山 長命寺領
- 八幡町 八幡神社
- 石塔村 石塔寺
- 日野町 馬見岡綿向神社
- 宇津呂村 西光寺
- 伊崎 伊崎寺
- 南須田村及安土山南北
- 宮附近
- 愛知郡平流村

第一節 朱印社寺及び侯伯より幕府への
禮物

諸國の侯伯は勿論免除地を與へられし社寺等は毎年江戸幕府に進物を爲せり、當代記慶長十三年の進物表中に本郡佐々木神社の神主より六月二十七日に杉原紙一束を進じ九月十一日八幡山の豊藏坊より菖蒲草五枚を進せしを記す、此他近江國にては朽木河内守父子より五月一日に帷子二反つゝと歳暮には小袖二領越前綿廿把を進じ、柏原成菩提院が五月八日に杉原一束と勾袋十月七日に綸子一卷を進じ、信樂の多羅尾四郎左衛門は七月八日に手燭二箇を膳所城主戸田左門長濱城主内藤紀伊守は何れも小袖二領つゝを進じたること見ゆ。

第二節 朱印地に非ざる除地

將軍家より朱印狀を與へざる除地は各町村の社寺境内又は特別の由緒地等にして其面積も廣きもの少し左に表記するは古記録中に見ゆるものを拾集せしに過ぎず。社寺志 參照
一三五斗八斗七升五合 八幡町寺社除地

一五斗五合	鷹飼村除地
一二石一斗九升五合	淨土寺村除地
一二石二斗四升九合	長福寺村除地
一四斗四升	馬淵村圓願寺
一四斗六升四合	同 村眞光寺
一六斗六升八合	同 村中 寺
一拾四石五斗七升五合	川守村除地
一壹石六升一合	上南村除地
一八石六斗五升二合	横山村寺社除地
一三石三斗二合	下南村除地
一一石五斗六升三合	新堂村除地
一壹斗三升二合	下駒月村寺社除地

第八十章 各町村石高領主表

町村名 大字名 明治維新前之石高 領 主

八幡町

第一編 大名旗本等の分封

六一六、五六〇〇〇石斗升合勺才

四三八

岡山村

船木 東鍛冶屋 南津田 牧 大房 小西 東中小路 西中小路 東畑中 西出

内 五五八、三〇五〇〇
五四、三八〇〇〇
三、八七五〇〇

一二六〇、〇八八〇〇
二一八、六七二〇〇
八七〇、二四五〇〇
一〇二九、四九九〇〇
六一三、九二九〇〇
五一〇、七七二〇〇
二二四、七四一〇〇
二四三、三三〇〇〇
三五三、九七六〇〇
三〇八、六一三〇〇
二八八、九八五九〇

朽木和泉守 八幡宮領 寺社除地 柳澤甲斐守 同 朽木和泉守 大給求馬 同 同 同 同 同 同 同 同 同 柳澤甲斐守

桐原村

東鍛冶屋 西鍛冶屋 西畑中 小船木 十田中 田中江 八木 東村 中小森

内 二一八、六七二〇〇
七〇、三一三九〇

内 一六五、四二五〇〇
二五八、七四八〇〇
二八七、四八〇〇〇
四四二、四五八〇〇
二二八、三三二〇〇
一六一、四九二〇〇
五三四、五〇〇〇〇
三五五〇、三八四〇〇
二二〇〇、一五〇〇〇
六七一、二三〇〇〇
三〇五、八四二八〇
二三七、〇五二二〇
一三六、〇一五〇〇

大給求馬 同 同 同 同 同 同 同 柳澤甲斐守 同 同 野一色大學 瀧川播磨守 山口近江守 稻葉丹後守

第一編 大名旗本等の分封

四三九

森尻 竹村

三三三、一〇〇〇〇
六二七、二七〇〇〇

四四〇
市橋下總守

池田

内
一五六、八一八〇〇
一五六、八一五〇〇
一〇三三二、〇〇〇〇〇

一尾 與吉
渡邊丹後守
柘植長門守
市橋傳七郎
市橋下總守

安養寺 古河

四九七、〇〇〇〇〇
一二三〇、〇八〇〇〇

一尾 伊織

宇津呂

市井

内
五四三、七一〇〇〇
三四三、一八五〇〇
三四三、一八五〇〇
一二三、九四〇〇〇

多賀 北ノ庄 多賀 宇津呂

三一七、五〇二〇〇
三二七、二一八〇〇
四八、二六二〇〇

三枝土佐守
柘植長門守
柳澤甲斐守
同 上
同 上
同 上

中村

三九八、一九六〇〇

同 上

北ノ庄

六八四、二八九〇〇

西 光寺

林村

一〇八一、三二四〇〇

朽木和泉守

嶋村

圓山

内
一一三二、八二五〇〇
九六、二四七〇〇
一〇三六、五七八〇〇
二八五、三九九〇〇

堀田豊前守
大給求馬

白部

内
六〇、〇〇〇〇〇
二二五、三九九〇〇
一三四、四五二〇〇

井伊掃部頭
堀田豊前守

冲島村之内

内
一六、五〇〇〇〇
一一七、九五二〇〇
一〇、〇〇〇〇〇

井伊掃部頭
堀田豊前守
伊崎寺領

金田村

中之庄	一三〇、八七〇〇	井伊掃部頭
北津田	二六三、五四〇〇	同
奥之嶋	五一三、六七〇〇	同
冲之島村之内	一五、〇〇〇〇	同
王ノ濱	一三、〇〇〇〇	同
西小井	三一〇、四六四〇	柳澤甲斐守
西庄	一九六〇、二八二〇	同
杉森	二九二、三七〇〇	同
大手	二〇〇、〇〇〇〇	同
鷹飼	一五二四、六三五〇	伊達陸奥守
	一〇〇七、五〇〇〇	柳澤甲斐守
	五〇〇、〇〇〇〇	小野隨心院領
	一六六三〇〇	除地
	五〇五〇	三枝政三郎
淺小井	一八二一、五〇三〇	

安土村

金剛ノ寺里	二八三、三七〇〇	小野隨心院領
西本郷	五二九、六七〇〇	市橋下總守
上田	一七三六、七九〇〇	松井周防守
	一〇〇〇、〇〇〇〇	市橋下總守
	七三六、七七〇〇	
	一四九一、八二〇〇	今出川大納言
	三〇〇、〇〇〇〇	若州常光寺
	三〇〇、〇〇〇〇	京極佐渡守
	八九一、八二〇〇	
	一九一〇、七四〇〇	柳澤甲斐守
常樂寺	一八一〇、七四〇〇	柳澤甲斐守
	一〇〇、〇〇〇〇	佐々木宮領
	四一〇、五一六〇	柳澤甲斐守
香庄	二五〇、七二〇〇	同
上慈恩寺	二七二、五九六〇	同
下慈恩寺		上

老蘇村	中屋	七三五、六五〇〇〇	野一色外記
	上豊浦	一〇三六、〇〇〇〇〇	市橋下總守
	下豊浦	二二三六、五八〇〇〇	同 上
	小中	三三三二、〇九〇〇〇	新見伊賀守
	清水鼻	一二五、四四〇〇〇	柳澤甲斐守
	石寺	一二二九、〇九四〇〇	松井周防守
	東老蘇	六八三、七三五〇〇	根來榮三郎
	西老蘇	四〇七、一九五〇〇	建部十郎左衛門
		二七一、三五〇〇〇	岡部權右衛門
		七六、九四八〇〇	伊達陸奥守
		四五、三八〇〇〇	根來榮三郎
		一一、二二〇〇〇	伊達陸奥守
		六八五、〇〇〇〇〇	伊達陸奥守
		四八四、五九〇〇〇	野一色外記
		二五五、三八〇〇〇	
武佐村	内野		
	西宿		

武佐	内	一四二、八六〇〇〇	一尾伊織
		八六、三五〇〇〇	渡邊丹後守
		二〇三、六五三〇〇	松井周防守
		六八七、二七三二〇	松井周防守
		五七六、〇九一二〇	松井周防守
		一一一、一八二〇〇	山口近江守
		七二二、五四七〇〇	山口近江守
		四〇〇、〇〇〇〇〇	鳴左京
		二〇〇、〇〇〇〇〇	平岡藤兵衛
		六、〇四四〇〇	坂井八郎右衛門
		一〇五、八二七〇〇	稻葉美濃守
		六七六〇〇	市橋下總守
		五七五、〇四五〇〇	京極佐渡守
		八九六、六五二〇〇	京極佐渡守
		一四四九、八二六〇〇	伊達陸奥守
長光寺	御所内		
野田			
西生來			

馬淵村

友定
倉橋部
東横關

内
四四九、八二六〇〇

四四六

五一八、〇〇〇〇〇〇
三七八、五七〇〇〇〇
五九七、四八五六〇〇

山中平吉
伊達陸奥守
柳澤甲斐守

内
三五七、一五二〇〇〇
一五二、三〇三六〇〇
八三、五〇〇〇〇〇

同上
山口近江守
松井周防守

東川

九四三、二三五〇〇〇

大給求馬

内
六六七、九九〇四〇〇
二七六、一三五六〇〇

松井周防守
朽木和泉守

新卷
浄土寺

一五五、三六五〇〇〇
三七〇、四五五〇〇〇

松井周防守

内
三六八、二六〇〇〇〇
二、一九五〇〇〇

朽木和泉守
除地

上畑

二三四、一八三〇〇〇

京極伊織

内
一四五、一五三〇〇〇
四八、六一〇〇〇〇
四〇、四二〇〇〇〇

京極源太輔
有馬采女

千僧供
長福寺

一〇四四、二一一〇〇〇
三三二、九八九〇〇〇

松井周防守

内
三三〇、七四三〇〇〇
二、二四六〇〇〇

稻葉美濃守
社寺除地

岩倉
馬淵

二九七、一三一〇〇〇
二二二、二二三三〇〇〇

坂井五郎三郎

内
一〇〇四、三〇六〇〇〇
二三六、九八二〇〇〇
二二〇、五二五〇〇〇
四四七、九三八二〇〇
二七一、二二六八〇〇

松井周防守
本莊伯耆守
稻垣若狭守
朽木和泉守
瀧川斧太郎

鏡山村 藥師

四四〇〇〇
四六四〇〇
六六八〇〇
四四八
圓願寺
真光寺
中寺

橋本

六九二、一四一〇〇
六二一、二五九六〇
七〇、八八一四〇
一二三九、〇〇〇〇〇
五五〇、一七四〇〇
五五〇、一七四〇〇
一三三、八一〇〇〇
四、八四二〇〇
伊達陸奥守
山中平吉
石川民部
石川藏人
市橋下總守
新見伊賀守
小笠原佐渡守

鏡村

九五二、四〇八〇〇
一八一、三八六〇〇
八九七、五〇〇〇〇
四八七、八〇〇〇〇
同
市橋下總守
德川氏(尾州)

山鏡村支郷
西川

四八七、八〇〇〇〇

須惠

内 四〇九、七〇〇〇〇
六二六、八七六〇〇
市橋下總守

西横關

内 四二四、九四〇〇〇
二〇一、九三六〇〇
三三四、二九九〇〇
柳澤監物
市橋下總守

小口

内 一九六、七九九〇〇
一二七、五〇〇〇〇
九九七、五四九〇〇
朽木和泉守
市橋下總守

川上

内 四九七、五四九〇〇
五〇〇、〇〇〇〇〇
一五九、一〇三〇〇
本莊伯耆守
河野豊前守

五三、八六六〇〇
七五、〇六〇〇〇
一四、一八〇〇〇
内 六、一七六〇〇
松井周防守
柳澤監物
京極織部
市橋下總守

苗村

七里 鵜川 弓削 山中 岡屋 島付

三、五〇〇〇〇	三、四七二〇〇	四六六、五三〇〇〇	六八七、三九〇〇〇	二、三六、〇〇〇〇〇	四五一、三九〇〇〇	一〇〇四、六六〇〇〇	六八三、六六〇〇〇	四二一、〇〇〇〇〇	二六八、五〇〇〇〇	一九八〇、四〇〇〇〇	七〇〇、〇〇〇〇〇	二二八〇、四〇〇〇〇	二八四、〇五八〇〇
石原藏人	瀧川播磨守	奥田八郎右衛門	石川藏人	京極運中守	朽木和泉守	京極伊織	京極左門	關伊織	德川氏(尾州)	有馬采女	柳澤甲斐守		

綾戸 加與丁 林村 川守 山ノ上 田中 岩井 信濃

七五五、六三三〇〇	四一六、七六一〇〇	一六四七、四三〇〇〇	八二一、八二四〇〇	七五九、五九一〇〇	一四、五七五〇〇	二四、〇〇〇〇〇	一九、五一八〇〇	四、一六〇〇〇	二二二三、九四〇〇〇	三九九、六八〇〇〇	三三八八、二六〇〇〇	一一、四二〇〇〇	五八二、一五〇〇〇	三八〇、二四七七〇
同 上	同 上	本莊伯耆守	松井周防守	寺社除地	奥田八郎右衛門	水野河内守	稻垣若狹守	德川氏(尾州)	同 上	渡邊主水	市橋下總守	有馬采女		

莊 村

四一〇、一四〇〇〇

平田村

上平木

一三三五、〇八〇〇〇

石川 藏人

下羽田

八一二、二六〇〇〇

市橋 傳七郎

中羽田

五六一、三二〇〇〇

石川 藏人

上羽田

一八五八、六六一〇〇

伊達 陸奥守

下平木

一八八、五二六〇〇

井伊 掃部頭

柏木

三四五、八〇〇〇〇

井伊 掃部頭

市邊村

三津屋

三九七、〇二〇〇〇

同

内

一六三、九六八〇〇

同

一五五、七四〇〇〇

市橋 傳七郎

七七、三一二〇〇

市橋 下總守

西古保志塚

五四一、二八七〇〇

伊達 陸奥守

蛇溝

四四九、九四六〇〇

同

中野村

東古保志塚

五四一、八二五〇〇

同

糠塚

一五三、七六〇〇〇

上林 左仲上

布施

七〇一、五八〇〇〇

井伊 掃部頭

小今在家

一九〇、五六一〇〇

伊達 陸奥守

中野

三一六、四七〇〇〇

同

今在家

二二一、八六三〇〇

同

今堀

二〇一、五四八〇〇

同

宿村

八四、〇四六〇〇

井伊 掃部頭

辻村

一七一、五一五〇〇

同

脇村

二六五、二八七〇〇

同

今里

二三九、三一六〇〇

同

河田

五八、七九五〇〇

同

今堀之内

三〇四、六一〇〇〇

同

成願寺

二四四、九九一〇〇

同

櫻川村

上小房

六一一、一九〇〇〇

市橋 下總守

稻垂 川合

二九一、七七〇〇
一八九三、〇二九〇四

最上左京

寺村 石塔

八五三、三二〇〇〇
一八一、〇〇〇五四
四九〇、一二一〇〇
三六八、五八七五〇
三六八、二九〇〇〇
八五七、二三〇〇〇

井伊掃部頭
松井周防守
山岡岩三郎
山口房之助
松井周防守

木村

一三九、二三〇〇〇
一七〇〇、〇〇〇〇〇
一八、〇〇〇〇〇〇
六二九、三三〇〇〇

井伊掃部頭
伊達陸奥守
石塔寺領

下小房

内 五一九、一〇四〇〇
一〇九、六二六〇〇
五三七、八八八〇〇

朽木和泉守
高井五兵衛

朝日野村

綺田 平林 上南

八四、七二四〇〇
内 五三六、四一一〇〇
一、四七七〇〇
七〇〇、四一〇〇〇
三七七、三六〇〇〇
二四二、五九〇〇〇

井伊掃部頭
同 上

鈴村 蒲生堂 岡本 横山

内 二四一、五二九〇〇
一、〇六一〇〇
三〇七、七八二〇〇
四八六、〇二六〇〇
七七〇、〇〇〇〇〇
五七〇、〇一二〇〇

松井周防守
朽木和泉守
稻葉丹後守
瀧川播磨守
奥田八郎左衛門

内 九、二〇四〇〇
八、六五八〇〇
五五四、一五〇〇〇

御代官所
社寺除地
齋藤宮内

宮川 葛卷

宮井

外原 市子 大森

松井周防守

本莊伯耆守

坂井左近

松井周防守

稻垣若狹守

渡邊主水

市橋下總守

横田筑後守

松井周防守

市橋下總守

關伊織

同

五八二、三一六〇〇
六四三、〇七六〇〇

内 四四六、二五〇〇〇
一九六、八二六〇〇

三八二、八六〇〇〇

一三六、〇一二一七

一二六、一一五〇〇

一、一四八〇〇

内 三二五〇〇

七五、五三七〇〇

四三、五二四八三

一五四〇〇

二八二、三六〇〇〇

一四八二、六四七六〇

三六五、八二五二〇

田井

大塚

下麻生

上麻生

鑄物師

下南

新堂

増田

北比都佐村

三三四、一一〇〇〇

一六〇、九七〇〇〇

五九〇、五七九〇〇

四八三、四八五〇〇

一四〇〇、二九〇〇〇

二二二、二四八〇〇

二九〇、六四六〇〇

四一九、三四三〇〇

内 八一、六〇三〇〇
三三七、七四〇〇〇

五七一、九〇〇〇〇

九八七、四三三〇〇

二九六、二八〇〇〇

一〇三四、七八六〇〇

六六五、五四〇〇〇

同

同

同

同

同

同

同

同

松井周防守

野一色外記

最上左京

渡邊主水

有馬采女

松井周防守

南比都佐村

小御門	内 一二五、六六七〇〇	同 上
中 山	二七八、一五〇〇〇	市橋下總守
山 本	一六〇〇、〇〇〇〇〇	最上左京
猫 田	二八二、八五〇〇〇	關 伊 織
野 口	三六三、三六〇〇〇	德川氏(尾州)
別 所	一〇四、一〇〇〇〇	松井周防守
清 水 脇	四五二、五三五〇〇	最上左京
下 追	二五三、八〇〇〇〇	松井周防守
深 山 口	一六一、四四〇〇〇	日野若狹守
上 追	三三五、六八一〇〇	新見出雲守
上 追	六七七、八八五〇〇	松平大和守
上 駒 月	三二八、五五〇〇〇	堀田豐前守
下 駒 月	七〇七、五四五〇〇	市橋下總守
	二〇七、四一三〇〇	水野河内守

鎌掛村
日野町

五反田	内 五〇〇、〇〇〇〇〇	武嶋氏(水口)
	一三二〇〇	寺社除地
上野田	四七一、六一〇〇〇	市橋下總守
	一六二〇、九〇七〇〇	松井周防守
	一〇二八、九九〇〇〇	德川氏(尾州)
	六一二、九二〇〇〇	松井周防守
	内 四八八、七三七〇〇	市橋下總守
	二七、三三三〇〇	同 上
小井口	三七九、八三〇〇〇	同 上
大 谷	二六〇、一九〇〇〇	同 上
寺 尻	五〇二、四八〇〇〇	日野若狹守
木 津	四九六、五六五〇〇	横田筑後守
松尾山	四九〇、七九六〇〇	松井周防守
河 原	五七三、四九〇〇〇	同 上
日野村井	一一六〇、六五七〇〇	加藤能登守

日野大窪
日野松尾

内一〇、〇〇〇〇〇〇
八三一、七九八〇〇
六五九、一六四〇〇

綿向大明神社料
加藤能登守

野田

内四七七、四六六二〇
一八一、六五八八〇
三〇七、七二三〇〇

澁川伊織

西大路村

平子

一三九、四三二〇〇

同 上

熊野

一四三、三一九〇〇

同 上

西明寺

六二八、一二三〇〇

同 上

仁正寺

一五〇〇、三八五〇〇

市橋下總守

音羽

七四五、八三八〇〇

加藤能登守

仁本木

三六〇、六三七〇〇

同 上

北藏王

二二一、二四九〇〇

同 上

北畑

二七七、一七〇〇〇

日野若狭守

南藏王

一四六、九五九〇〇

松井周防守

西櫻谷村

中在寺
北脇

八〇七、五六〇〇〇
八四四、五四七〇〇

本莊伯耆守

一四六、九四八〇〇

小笠原佐渡守

三八七、三二一〇〇

岡野孫四郎

内二三五、七六一〇〇

岡井權右衛門

六六、五〇七〇〇

横田筑後守

九、〇八〇〇〇

伊達陸奥守

五三三、四五七〇〇

井伊掃部頭

二八三、八九〇〇〇

同 上

六六四、六四八〇〇

同 上

三六六、二〇四〇〇

横田權之助

四三八、一四〇〇〇

加藤能登守

二六五、一六〇〇〇

本莊伯耆守

四〇四、八三〇〇〇

徳川氏(尾洲)

三六四、五九六〇〇

井伊掃部頭

東櫻谷村

安部居
野出
蓮花寺
原村
川原
小野
鳥居平
奥之池

中之郷	一二六〇、二九〇〇〇	同	上
左久良	六七二二、八六〇〇〇	同	上
奥師	五二二、八九〇〇〇	同	上
林 <small>(大字杉村)</small>	七九〇、六二〇〇〇	本莊伯耆守	上
莊 <small>(大字柳村)</small>	五五三、〇五二〇〇	松井周防守	上
甲津畑	七四六、三七九〇〇	稻垣若狹守	上
市原二俣	一〇七四、三〇〇〇〇	井伊掃部頭	上
高木	二二六七、三八〇〇〇	同	上
市原野	五四八、四〇〇〇〇	同	上
石谷	二六四、六八〇〇〇	同	上
池之脇	四五七、〇〇〇〇〇	同	上
一式	八五九、四一〇〇〇	同	上
市原 <small>新原</small>	二九四、八八〇〇〇	同	上
枝野			
上大森			

内

下大森	一五六四、五三〇〇〇	最上左京	上
尻無	八四二、六七〇〇〇	同	上
芝原	九七四、一八〇〇〇	同	上
土器	六四三、一四一〇〇	稻葉美濃守	上
瓜生津	三一、七〇〇〇〇	稻葉丹後守	上
二俣	六六八、一六一〇〇	井伊掃部頭	上
南村	五九一、二五〇〇〇	同	上
須田	四二四、二五〇〇〇	同	上
金屋	二八七、五〇〇〇〇	摠見寺領土安	上
	二〇八、九七〇〇〇	伊達陸奥守	上

町
村
行
政

下編 町村行政

江戸時代町村の行政は各町村に庄屋を任命して其領主よりの指揮命令を傳達し町村内に係る總ての事務を處理せしめたり、年寄役は庄屋を輔佐し恰も町村役場の助役の如し然れども必ず一定せず、八幡町の如きは町年寄が全町の事務を掌りたるが如き一例なり、庄屋年寄は多く門閥に世襲したれば其町村の庄屋たり年寄役たるは人材の如何によらずして所謂家付にて子孫に世襲したり、茲に一村内六戸の役人家ありとすれば其中の一人庄屋となり他の五人を年寄とし、其中常に庄屋の助役たる者を年寄と稱し餘を非番年寄と稱したり、小村にては甲が庄屋なれば乙は年寄となり乙が庄屋となれば甲が年寄となりしもあり、領主と村の大小により大同小異を免れず、庄屋の下に組頭あり組頭は五戸を一組として一組に一人を置く所謂五人組制度なり。以下章を別ちて詳記すべし。

第一章 大庄屋

大庄屋は領主が其所領内の行政上數村若くは幾十村の政務を掌らしめ扶持米を與

へ名字帶力を許して組下の庄屋を支配せしものにて領主により必ずしも一定して設置したるに非ず、郡内にも大庄屋の史料あるは仙臺領とす、郡山領にも大庄屋ありし事延享三年の五人組の掟中に見ゆるも他に其史料を見ざりき、仙臺領の大庄屋にては小今在家村中野村小今の端庄左衛門あり、庄左衛門の大庄屋は明和九年十月の書上に五代の先祖庄左衛門より引継ぎ大庄屋役を勤めし事を記す、知行五石扶持米五口を給せられ邸宅の修繕には六木野藩林の材木を興へられし等の状を記す、即ち伊達家領一萬石十七ヶ村の大庄屋なりき。

第一章 庄屋

江戸時代各村の主宰者を庄屋といふ、古へ莊園時代庄司の意義より出てし名ならん、現在の大字區長の職なれども官尊民卑の世なれば權威は遙に優れり、蓋し一村一領主の時は一人、二領主、三領主に分領さるゝ場合には民戸も又分領されれば一領主毎に庄屋を要したり、一村二人若くは三人の庄屋ある時は各領主の民政命令に小異あれば自然今日の如く郷黨の團結一致せず、甲は領主の大を誇り乙は領主小なりと雖も門地威望遠く甲領主の上により等領主の虎威を籍りて同郷相敵視するさへあ

りたりといふ、庄屋は多く其村の名門勢家によりて世襲せられたれども年期毎に投票を以て選舉せり、慶長十五年一式村市原村一式に於ける協約書によれば庄屋は投票を以て選舉し一ヶ年を以て交代し給料は米四石と見ゆ、又寛文九年六月川守村苗村川守にては庄屋後任者を村中相談を以て依頼せしを記す、左の文書は當時庄屋年寄及村中連印して幕府領の代官長谷川久兵衛に申請せしものなり。

一二五三 苗村川守文書

川守村庄屋五兵衛病死仕候ニ付村中相談之上傳兵衛庄屋ニ頼申所被仰付候而忝奉存候、以來百姓申分少しも無御座候仍而一札如件。

寛文九酉六月廿三日

川守村庄屋

傳 兵 衛 印

年 寄 卯 兵 衛 印

村 中 連 印

長谷川久兵衛様

一二五四 市原村一式文書

一色村庄屋戌之才十二月廿二日とひうにて相さたまり申候上は壹年庄屋を仕候

て次之庄屋へ相渡し可申候庄屋給分は四石五斗はあるきに、七升五合は惣へ取可申候、但庄屋さうの(相違)りは右にかき付仕さためのごとくに仕候。
 右をもひき少もさをい有間敷候、何事も惣中(相股敷)たん仕村中よき用に可仕候、惣文仍如件。

慶長拾五年戊ノ才

十二月廿二日

一色村	平兵衛	花押
作兵衛	花押	
辻右	花押	
すいうん	花押	
行左	花押	
左六	花押	
孫四郎	花押	
五兵衛	花押	
一色村	平兵衛	花押
作兵衛	花押	
辻右	花押	
すいうん	花押	
行左	花押	
左六	花押	
孫四郎	花押	
五兵衛	花押	
助吉	花押	
右花押		

一色村惣中書をき也

庄屋給料は其村の状況により異り、西中小路村は岡山村加茂の一部、庄屋給米二石鎌掛村にては六石と定めらる

日野町大窪町庄屋發行爲替手形と鎌掛村庄屋印

一色村大窪町庄屋發行爲替手形と鎌掛村庄屋印
 日野町大窪町庄屋發行爲替手形と鎌掛村庄屋印
 南町三郎



第三章 年寄役

年寄役は庄屋の補佐役なり、一人なる村あり二三人なるあり大村にありては門地高く庄屋の非番なる者數人を年寄とせしもありたり、故に給料も各村相違す八斗一石、二石等古記録に見ゆ。

第四章 定使

定使は文字の如く其村の使丁にして方言あるきといふ庄屋の使命に奔走す。

第五章 五人組制度

五人組とは江戸時代農工商三階級の民をして比隣五戸を以て組織したる自治機關の組合にして古への五保の制の變体なり、慶長二年三月豊臣秀吉の掟に侍は五人下人は十人組の事見ゆるは五人組十人組の始めならん、江戸時代の五人組制度は農工商三階級の外公家武家及び穢多非人の類は之に加はらざりき、其目的は主として浪人の取締耶蘇教禁止の勵行にありしが後世に至りて種々の條數を加へたり、寛文四年五人組帳を製し人民より法令遵守の手形を取るに至り其制度は殆ど完備せりといふ可し、延享三年郡山領の五人組帳には二十七箇條の列記を見る、然れども各條を總覽するに治世安民の金條にして今日と雖も大に學ふ可きもの多々あるを感す、總て五戸を一組とし組頭を定め若し組合中一人の違犯事項あれば之を組の責任に歸せり故に組合の一人が不正行爲ありし時は組合は之に除名處分を行ふ之を帳はづ

れと稱し村中諸人之を除外す、故に改邊の誠意ある者は縁故知人に憑りて組合若くは庄屋に謝罪して請人連署の狀を出して復舊せり自治機關として妙策を得たるものなり、左に郡山領延享三年の五人組手形と享和四年鎌掛村五人組の誓約とを記し更に被除名者の復歸狀三通を添付す。

一二五五 岡山村加茂岡田信正氏記録

指上ケ申五人組前書證文之事

- 一 御公儀御高札之趣者不及申上、其外御法度堅相守可申御事
- 一 御公儀御觸狀者不及申上、其外諸事之廻り狀不限晝夜に早々相屈可申候事。
- 一 當村中に御法度之宗門之者并其類族之者迄壹人茂無御座候、若御法度之宗旨御座候は、早々可申上候、其者には一稜御褒美可被下之旨畏奉存候、縦他村に成共右之宗門御座候由承届候は、早々可申上候、乍存知隠置不申上候は、邪宗門同罪に可被仰付候御事。

- 一 五人組之儀村中家持之分不寄何者壹人茂不洩組合申候、今度御改以後村に參候者御座候は、其度々御斷申上五人組へ組合可申候、大小之百姓何事に而茂結徒黨族或は不届我儘成者無之様に常々互に吟味可仕候、此上御法度相背惡事仕出

し候は、五人組迄急度御掛り可被成候、大切之儀に候間儘成證據無之迂論成者は御斷申上、組をはつし可申候御事。

一 田畑少茂あらし不申様に念を入耕作可仕旨兼々被。仰渡畏奉存候、御免割之儀無甲乙割合百姓つぶし申間敷候、并牛馬をはなし作ものくはせ候は、其作主庄屋に相斷牛馬主より過錢取可申候御事。

一本田畑、新田畑共に御帳面之外隠地無之候、若本新田畑落地有之候は、改御帳指上げ可申候、若脇々より御聞出し被遊候は、何様に茂可被。仰付候御事。

一 御免割之儀毎年庄屋肝煎惣百姓出合御勘定仕、御年貢割帳壹冊、其外諸事掛り物割帳壹冊以上致、貳冊庄屋肝煎並小百姓代四五人判形仕置、重而申分無之様に可仕候、若各様御手前御勘定又は庄屋手前之さん用相違之儀御座候共、當時に申出埒明可申候、年月過候而申上候は、我々可爲越度候、惣而不寄何事に互に申分有之候者、當時に申出相談之上に而埒明可申候、諸事ため置後日公事ケ間敷儀申間敷候、當時に申出相談之上に而茂埒明不申候は、各様へ可申上候、若左様之御斷茂不申公事など仕候は、縦重々之理分に而御座候共、此以證據文曲事に可被。仰付候御事。

一 博奕者不及申上、賭之諸勝負堅仕間鋪候、并當村中に若欠落仕候もの御座候は、其五人組より尋出し在所に急度戻し可申候御事。

一 盗人參候時分其家之下人者不及申上、兩隣屋敷向之者村之唱辻番を立不申候は、御穿鑿之上其近所次第御仕置に可被。仰付候、牛馬其外に而茂出所儘に知れ不申拂物一切買申間敷候、請人を立買可申候御事。

一 他人者不及申上、縁者親類成共男女共に他村之者參一日又は一夜に而茂逗留仕候は、庄屋肝煎五人組并兩隣屋敷向へ其様子相斷可申候、其者罷歸り候刻又其斷可申候、庄屋所に參候もの有之時は相庄屋肝煎五人組兩隣向へ右之通相斷可申候御事。

一 御年貢米之儀者勿論繩俵に至迄念を入可申旨被。仰付畏奉存候、并御年貢皆納不仕以前穀物一切出し申間敷候御事。

一 年々持來候牛馬各様の無御斷而賣申間敷候御事。

一 人賣買暨仕間鋪候、不寄男女縁付養子は勿論年季一季之奉公人各様の無御斷、他領に一切出し申間敷候、惣而男女共に拾ヶ年より長年季に指置申間敷旨被。仰付相守申候、然所元祿十二年三月從御公儀様被。仰出候者人賣買彌堅令禁止之、

召仕下男女共に年季十ヶ年を限るといへども向後年季之限無之譜代に召抱とも可爲相對次第之間可存其旨者也仍如件と御改候御書付之趣相守候儀に被仰付村中之者共承知仕堅相守申候、且又他領より縁組養子仕候は、出所より體成證文取宗旨請負寺證文取指添出し窺御指圖次第に可仕候、年季一季下人男女抱候共體成請人立手形取置召抱可申候御事。

一 御年貢之儀は不及申上御役等諸事之儀庄屋肝煎大庄屋申付候儀無異儀相勤可申候、又庄屋肝煎非儀申掛間敷候、百姓如何様之申分仕候共庄屋肝煎五人組合双方之口を承届、縦親類縁者たりといふとも依怙最負不仕有様に取扱相濟可申候、惣而各様へ申上候儀百姓直に申上間敷候、庄屋肝煎大庄屋を以可申上候、大庄屋無之所は品により其村頭百姓壹兩人ひそかに罷出可申上候御事。

一 壹人者は不及申上幾人つれ候共あやしきもの立宿をも爲仕申間敷候、堂宮にも置申間敷候、惣而何共不知躰之者通候は、段々付おく御注進可申上候、且又浪人之儀はしかと様子存候共各様の無御斷而村中に置申間敷候、手負惣而不審成共參候は、留置早速御注進可申上候御事。

一 當村中に古來より之酒屋壹軒も無御座候、新酒屋之儀は堅御法度之旨被爲 仰

開奉得其意候御事。

一 たばこ本田畑に作り申儀は御法度之旨被 仰渡畏奉存候、併野山を開き作り申儀は各別之旨得其意奉存候御事。

一 御役人様方者不及申上諸奉公人衆に慮外仕間敷候、并他國之御侍衆御通り之時分茂同前之御事。

一 神事祭禮嫁取其外祝儀佛事等成程少分に可仕候、惣而百姓に不似合奢たる義一切仕間敷候御事。

一 風波之刻御領内之船は不及申上他國之船たりとも及難儀申時分は不限晝夜に船を出助可申候、浦々嶋々江流寄候諸色不隱置見合次第取揚早々御注進可申上候御事。

一 往來之船浦々嶋々江かゝり申候共念を入相改若不審成義御座候は、其船を留置早々御注進可申上候、勿論船中之物むさと陸に揚申間敷候御事。

一 往來之道橋御觸無御座候共惡敷所繕可申候御事。

一 御法度之山林に而竹木伐取申間敷候、百姓山たりといふ共猥に伐荒し申間敷候御事。

一 諸御役人様方并御内衆に至迄金銀米錢其外何色によらず進物之儀者不及沙汰借し申儀茂一切仕間敷候其上無理成事御申候は、無遠慮急度其度々可申上候後日を待申間敷候此段堅相守可申候御事。

一 諸御役人様方郷中の御出被成候時分御賄之儀それ／＼に應し前々被 仰付候通相違仕間敷候向後彌以其村に有合候ものに而御賄仕并人足等茂大勢仕不申様にいたし百姓費無之様に可仕旨畏奉存候御事。

一 從御 公儀様卯正月被 仰出候由に而被 仰付候は惣而人宿又は牛馬宿其外に茂生類煩重候得者いまた不死内に捨候様に粗相聞候右之不届之族有之においては急度可被 仰付候密々に而簡様成儀有之候は、訴人に出へし同類たりといふども其科を免し御褒美可被下候并御口上書に今度書付出候上者身體かろき者ははこくみかね可申候間町人は町奉行地方者御代官往還筋は道中奉行給所方は地頭へ訴可申候右兩通之御書付之趣堅相守候様に被 仰付村中之男女子共寺社山伏等に至迄壹人茂不殘承知仕此外かわた等に到迄儘に爲申聞年々堅相守候御事。

一 從 御公儀様卯四月被 仰出候由に而被 仰付候は質地取候者年貢不出之質

地遣置無田地者方より年貢役等勤候者有之由相聞不届之至に候堅停止之事。田畑永代賣買此以前被 仰出候通彌以制禁之事右之趣堅可相守若於令違背者可行罪科者右御書付之趣堅相守候様に被 仰付村中之者共不殘承知仕奉畏堅相守候御事。

右貳拾ヶ條之趣庄屋肝煎五人組壹人茂不殘同座に寄合承届如斯判形仕指上げ申候大切之儀に御座候間村中之男女子共居任之者壹人茂不殘此外かわた等に至迄度々爲申聞堅相守申候若違背之者御座候は、本人者不及申上庄屋肝煎五人組品により大庄屋迄急度曲事に可被 仰付候爲後日連判一札指上げ申所仍而如件。
年號月日

庄屋組頭	磯	右	衛	門
水	源	四	郎	
水	源	四	郎	
同	文	四	郎	
同	六	兵	衛	
同	伊	右	衛	門
五人				

彌五右衛門	宇兵衛	彦四郎	重兵衛	仁左衛門	治右衛門	後家	徳兵衛	市兵衛	平兵衛	文左衛門	小兵衛	彦三郎	利兵衛
-------	-----	-----	-----	------	------	----	-----	-----	-----	------	-----	-----	-----

何組

人數合何拾何人

同日

小野嘉左衛門様

清水半左衛門様

高木清太夫様

一二五六 餘掛村共有文書

五箇年限に組替可致事。

一從 御公儀様被仰渡候御法度之儀者、不及申、村方に而相極候儀、相背申間敷候事。
 一火之用心大切に相守可申候、並夜番大廻り番札相廻り候節者、無油斷可被相勤候、自然出火有之者、早速欠付可致出精、他所可爲同前候、其節者村中に差添可被致出精事。

一博奕惣而賭之諸勝負、前々より御制禁別而近來嚴敷被仰渡、追々申達候通、組中申合せ急度相守可被申候、若密々に而宿等を致候義者勿論、右躰之品に似より候事に而も致し候者有之者、聞付次第其組合江無斷、直に御役所様江御訴申上候、其節當人者不及申、組合一家之大難澁に相成、如何様之曲事被仰付候共、後悔致され間

敷候、此段銘々悴下人等迄、急度申付心得違無之様、可被致候事。

一田畑作毛野あらしはいふに及ばず、井林並百姓持林、竹木枯木枯枝等に至迄、猥に伐荒申間敷候、其外竹の皮、竹の子、かうるい等、子供に至るまで、常々急度申付取らせ申間敷候、猶又身分心得かたき者有之者、五人組一家立會可致詮議候、若見逃し外より顯はるゝにおゐては、村中相談之上五人組一家共に越度に可相成候事。右之條々組中立會得心印形致し、組中に茂寫置、相互に證文爲取替隨分致吟味、後日越度無之様急度相守可被申候以上。

享和四年

子正月

役

人

庄屋

- 所右衛門組
- 忠兵衛組
- 與右衛門組
- 七郎右衛門組
- 十郎兵衛組
- 勘右衛門組

- 直八組
- 岡利兵衛組
- 傳右衛門組
- 金兵衛組
- 藤左衛門組
- 伊右衛門組
- 善右衛門組
- 治兵衛組
- 彦七組
- 善七組
- 惣右衛門組
- 久兵衛組
- 源右衛門組
- 伊右衛門組
- 民右衛門組

- 七郎右衛門組
- 孫右衛門組
- 金右衛門組
- 善右衛門組
- 久三郎組

右組合中

右早々相廻し、留り組より庄屋に可被相返候以上。

一二五七 市原村高木共有文書

指上申手形之事

一當春五人組御吟味に付、私共くみはつれに罷成申候處、人々請を立申に付、御濟被遊被下置忝奉存候、然上は村中又は御公儀様御法度之儀、ばくちぬすみちり壹はにても取間敷候、若御法度之義少にても御背申候は、右之請人同罪に御追放可被成候、其時一言子細申間敷候、爲後日請判連判に仕指上申處仍如件。

寛永八年

卯二月二日

主 十 兵 衛 印
 請人惣 兵 衛 印

高木村

- 庄屋
- 横目
- 組頭
- 惣村中様參

一二五八 市原村大字高木共有文書

一札之事

一此度惣村中五人組御改に付、私義身之上有論成義御座候に付、組御撥し被成候へ

同 庄右衛門 印
 主 喜右衛門 印
 請人 作左衛門 印
 同 喜兵衛 印
 主 ヒ いろ 印
 請人 庄兵衛 印
 同 太右衛門 印

共、各々様御影にて過料米二升にて御組入被下置忝仕合に奉存候、此以後急度相嗜、少も有論箇間敷義仕間敷候、爲後日仍而如件。

寛保元年

辛酉九月三日

本人 藤 助 印

請人 勘 兵 衛 印

同 彦 兵 衛 印

惣村衆中

役人衆中參

一二五九 金田村杉森共有文書

一札之事

一私此度役人組へ慮外仕候テ五人組相除カレ候、依之挨拶人御願申村方ニ而御評定之上、五人組衆御得心被遊候而御濟被下候、御慈悲ニ而難有奉存候、此上武佐人足等急度相嗜、此上何角ニ付村方役人之被仰出者急度相守可申候、爲其一札證文仍如件。

明和六五年七月

當村本主 彌 三 郎 印

挨拶人 惣左衛門 印

同 善 五 郎 印

一家惣代 彌 兵 衛 印

御役人中様

五人組中様

非人番

非人は賤民の一種にして乞丐の徒なり、非人番は即ち其の監視を爲すものにて各村に之を置けり、方言「ばんた」といふ罪人を取扱ひ一村の非違を護衛す、賤職にして世人之を疎外す穢ありとして敷居内に入るを許さず、明治四年八月非人の稱を廢せられ非人番も亦廢す、享保六年高木村市原村高木非人番行衛不明に付彦根非人小屋より後任者を遣したる史料及び正徳三年茶の勸進に付て高木村にて山伏が狼籍したる事件を高木村の訴により犬上郡の非人番頭六兵衛が處置したる手形状あり、非人番の職務を知る可きものとして左に之を採録す。

一二六〇 市原村高木共有文書

一其御村へ前番太八兵衛行衛相知れ不申候故御願被成候由にて、入人此方へ御誂

被成候間、彦根非人小屋より三介と申もの倅子喜太良親子共に成程慥成者にて、宗旨は則本願寺に無御座候、當御改より御村之御帳面に御書載可被下候、爲後日手形仍如件。

享保六年

長曾根

丑之二月

西道印

蒲生郡高木村

庄屋 衆中

横目

一二六一 市原村大字高木共有文書

一札之事

一當五月茶勸進之義に付、山伏共其御村に而事之外あれ勸進札御立被成候を山伏共取破り候由、其外家々にて大勢立込雜言申候由、其故御公儀様へ御注進被成候御旨に而候得共、先々此度者番田さばくり(番人)に被仰付候間、彦根山伏つかさ役致候當山方たいぞう院與申人本山方妙覺院と申人、右貳人衆へ私參り御村之御腹立之由申聞かせ候へば、二人ながら事之外驚入私を以て御村へ可然様わび言可

仕様に被頼申候、然上者來茶之しゆんには一月に山伏共一通、つゝ之けいやくに御座候、二通、共あるき候山ぶし於有之者、番田に目しろ申付一人おとしに仕、はずにて兩山伏に急度請合せ申候、此義もうとうちがへ申聞敷候、爲後日之手形如件。

正徳三年

犬上郡番田頭

閏五月廿五日

小河原村

六兵衛印

かもふ郡高木村

庄屋 衆中様

横目

明治大正時代志

第二編 明治大正時代志

第一章 尊王攘夷論と江南の志士

徳川氏二百五十年の鎖國に島國內に眠れる國民は嘉永安政の頃より外艦の來航に震駭し、洋夷と罵り、外敵と語り、尊王攘夷の論は年と共に漸く熾となり、天下の志士は海防を論じ、或は戰艦を造り、或は巨砲を鑄造する等慷慨の氣凜として世の惰眠を警醒せり。

京都に隣接する地理上より見れば、我近江には勤王の志士も簇出すべきに、幕府が周到の注意と嚴重の警戒により、却て晨星の如く寥々たり、然れども之を江北に比すれば、其數多し、即ち膳所藩士の十二士、栗太の古高俊太郎、天津の川瀨太宰、甲賀志賀の二三士あり、本郡にては八幡町より西川吉輔出で、京師に活動し、或は志士の八幡來訪ありしが、文久三年幕吏の手に捕はれて、鐵窓に囚せらる、西村久岑は彦根の宇津木家より出で、市邊村に西村氏を嗣ぎて、時事を慷慨す、西大路藩主市橋長義は、夙に勤王に參し、幕府が江戸參勤を令するも應せず、文久以後、泉州海岸の警備、京師の守護等に任

じ、部下より淺井辰政田中善左衛門田中治人後信杉田左太郎渡邊祐次郎の如き名士を出し、明治元年一百餘士征東從軍の勳功は特筆すべきものあり、然れども食封二萬石に満たざる小藩たりしによりその功績は他の大藩に奪はれて未だ國史に記せられざるは太だ憾とすべきなり、小の大に蔽はるゝは世の通患なれども僅かに一萬七千石の封祿を以て藩士が連年南征東伐に従ひし裏面の苦衷は當時の日記に見へて酸たるものあり、大正六年十一月陸軍大演習の近江に舉行ありし日藩主長義に従四位を贈らせ給ひしは當年の功績を追賞されしにて從軍諸士の靈地下に欣然たるものあらん、西大路藩士が明治維新の舞臺に活躍せし事蹟は軍事志に記し、大森陣屋主最上氏が五千石の小録にして從軍に代へて多大の軍資を獻納せしは最上氏の編に記し置けり共に郡内に於ける維新史に光輝を添ふ。

第二章 鎮撫使の通行

明治元年正月有栖川宮熾仁親王征東大總督とし東海東山北陸三道より軍を進め江戸に迫らんとす、東山道軍は岩倉具定先鋒總督兼鎮撫となり岩倉八千丸を副總督とし板垣退助伊地正治參謀となり沿道諸藩の順逆を正し國民に聖旨を傳達して東下

す正月二十五日一行は武佐驛に休憩して愛知川驛に宿したり、西大路の市橋氏大森の最上氏中山の關氏等は夙に勤王の爲に京畿の警衛或は軍資の獻金等を爲し居れば順逆を正す要なしと雖も領民を鎮撫して新政の主旨を知らしむべきを告げたり、武藏川越藩主松井周防守の陣屋は當時武佐に在りしが松井氏は猶佐幕黨たる故を以て近江國內にある同氏の所領二萬二千石を沒收し之を西大路藩に預け陣屋も同藩に引繼しめたり、當時農商民に布告されし文左の如し。

一二六二 長濱町下郷共濟會文庫所藏制札

農商に布告

此度東山道鎮撫總督之

勅命ヲ蒙リ發向之次第者先達而

朝廷ヨリ御觸モ被爲在候通ニ候得共、

遠國偏土ニ至候而者自然行届兼候哉、茂難計候ニ付尙又諸國之情實ヲ問ヒ萬民

塗炭之苦ヲ被爲救度

叡慮ニ候間、各安堵渡世可致候、尤是迄天領ト稱シ來リ候德川支配地者勿論、諸知行所、陣屋、寺社、領等ニ至ル迄、年來苛政ニ苦ミ罷在其外子細有之輩者何事ニ不寄無遠

慮本陣に可訴出、僉議之上公平之處置ニ及候間心得違無之様可致候事。

戊辰

東山道鎮撫總督

正月

同 副總督

第三章 明治新政の高札

明治元年二月三日明治天皇陛下太政官代二條城に御幸し新政の令を布き給ひ、三月十日には南殿に出御公卿諸侯を率ゐて天神地祇を祭り五事を誓約し給ふ五箇條の誓約これなり、政令二途に出で武臣權を執ること七百年茲に至りて王政古に復し天下全く統一せられ明治の新天地は躍如として顯れ來り海内の生氣一新せり、同月太政官は新政の大要五札の告知を各村の高札場場に掲げしむ五札左の如し。

第一札

定

- 一人たるもの五倫の道を正しくすべき事。
- 一鰥寡孤獨廢疾のものを憫むべき事。
- 一人を殺し家を焼き財を盗む等の惡業あるまじき事。

慶應四年三月

太 政 官

第貳札

何事によらずよろしからざる事に大勢申合候をと、うととなへ、どうして願事企るを強訴と云い、或は申合せ居村居町を立去るをてうさんと申す、堅く御法度たり、若右類の儀これあらば早々其筋の役所へ申出べし、御ほうび下さるべき事。

第三札

- 一切支丹宗門之儀は是迄御制禁之通固く可相守事。
- 一邪宗門之儀は固く禁止之事。

第四札

覺

今般王政御一新に付き朝廷の御條理を追ひ外國御交際之儀被仰出、諸事於朝廷直に御取扱被爲成萬國の公法を以て條約御履行被爲在候に付ては全國の人民叡旨を奉戴し心得違無之様被仰付候、自今以後猥りに外人を殺害し或は不心得之所業等致候者は朝命に悖り御國難を醸成し候而已ならず、一旦御交際被仰出

候各國に對し皇國之御威信も不相立次第甚以不届至極之儀に付其罪之輕重に隨ひ士列之者と雖も削士籍至當之典刑に被處候條銘々奉朝命猥りに暴行之所業無之様被仰出候事。

第五札

覺

王政御一新に付て者速に天下御評定萬民安堵に至り諸民其所を得候様御煩慮被爲在候に付此折柄天下浮浪之者有之様にては不相濟候自然今日之形勢を窺ひ猥りに土民ども本國を脱走致候儀堅く被差止候萬一脱國之者有之不埒之所業致候節は主宰之者落度たる可く候尤も此時節に付無上下皇國之御爲又は主家之爲筋等存込建言致候者は言路を開き公正の心を以て其趣旨を盡させ依願太政官代へも可申出被仰出候事。

但し今後總て士奉公人は不及申農商奉公人に至る迄相抱候節は出所等相糺し可申自然脱走の者抱へ不埒出來御危害に立至り候節は其主人の落度たる可き事。

第四章 廢藩置縣と統治の引繼

明治元年正月十六日大津裁判所を置き三月二十三日元大津代官石原邸に開廳し明治新政の序幕は開始されたり長谷信篤總督として赴任し近江若狹二國を支配するの第一歩として舊幕府領の代官石原清一郎が支配せし滋賀高島栗太野洲蒲生神崎愛知坂田淺井伊香十郡内六萬九千餘石の地の引繼を受け閏四月二十日には甲賀郡信樂の代官多羅尾織之助が支配せし幕府領甲賀蒲生野洲神崎四郡内二萬九千餘石の地を領收したり廿五日大津裁判所を廢し大津縣を置き辻將曹知事に任す六月四日仙臺藩伊達氏の所領一萬八百餘石を引繼しは縣となりて最初の領收なり此地は蒲生野洲二郡内なれども多くは本郡に屬し今の中野市邊武佐宇津呂平田等諸村内に犬牙出入せり平田村上羽田に在りし同氏の陣屋やこゝに至りて閉鎖せらる十一月辻將曹本官を免し朽木奎之允代つて知事となる十二月には會津藩松平氏の近江の所領壹萬三千餘石と幕府の旗本瀧川播磨守等七十家の所領四萬七千餘石を領收す旗本領は犬上郡を除く十一郡に亘り郡内にも其數多し同三年二月二十二日舊旗本領の殘餘十二萬石の引繼あり其地は犬上伊香二郡外の各郡に亘れり四年四月に

は彦根藩への預り地蒲生神崎愛知淺井伊香五郡内にて一萬七千餘石を領收し、十月十日には丸龜藩京極氏と宮門跡公卿の所領地并に社寺領等を領收ありたり、野田長田二村は京極氏領にして小野宮隨心院領たりし九里金剛寺村も此時引繼かれたり、特に御朱印地として二百五十年間特別の權威ありし社寺の領地も除地となりし以外は引繼かれたり、此年七月廢藩置縣の令出て西大路藩廢され西大路縣を置き舊藩主市橋長義を知事に任し舊領内の政務を執らしむ、十月府縣制改正十一月縣知事を縣令と改め二十二日大津縣と長濱縣を置き神崎以南の六郡を大津縣の管轄に、愛知以北六郡を長濱縣に屬す、長濱縣は久しからずして彦根の犬上縣に改めらる、二十三日松田道之が大津縣令に任じ十二月朔日起任す、是に於て西大路縣廢せられ全郡大津縣の支配となれり、然れども大津縣西大路出張所として政所を保留し翌五年三月五日に至り出張所を廢し政廳を閉鎖す。

松田道之が大津縣令として赴任せし後一週日十二月七日水口縣の支配地舊加藤氏領蒲生甲賀二郡内にて二萬五千餘石、西大路縣舊市橋氏領蒲生野洲二郡内にて壹萬五千七百餘石及び山上縣舊稻垣氏領支配地野洲蒲生神崎甲賀四郡内にて壹萬八百餘石を大津縣

に引繼かれたり、その十八日には元の淀藩稻葉氏の領地滋賀栗太野洲蒲生甲賀五郡内にて二萬千餘石を、二十五日には元の前橋藩松平氏の領地たりし栗太野洲蒲生三郡内にて五千餘石を引繼ぎたり、翌五年正月十二日には元の宮津藩本莊氏の領地栗太野洲蒲生甲賀四郡内にて壹萬餘石を、十八日には元伯太藩渡邊氏の領地たりし蒲生野洲栗太三郡内にて千四百餘石を引繼ぎあり、翌十九日には大津縣を滋賀縣と改稱し二月八日八幡町寺内北元町に出廳を置く、同日元の川越藩松井氏の領地たりし蒲生甲賀野洲三郡内一萬九千餘石を、二十三日には元郡山藩柳澤氏の領地中蒲生神崎二郡内二萬三千餘石、廿四日には名古屋徳川氏の舊領地本郡内四千三百餘石と峰山藩京極氏の舊領本郡鷓川村二百三十六石の引繼あり、三月十二日には坂田の宮川藩の舊領地滋賀野洲蒲生甲賀四郡内にて六千四百餘石を引繼ありたり、是に於て本郡内の土地は悉く滋賀縣の管轄に移り從來八十有餘の治者に分配されし郡民も一應の支配に歸し一視同仁の聖化に霑へり、此年九月二十八日彦根の犬上縣を廢し滋賀縣に合併され近江十二郡一廳の管轄となり翌六年二月十四日八幡町の出廳は廢止さる。

第五章 宗門改の廢止と戸籍法の施行

明治以前の戸籍は毎年宗門改と稱し庄屋と寺院と立會の上毎年一定の期日に其町村内の戸主を一所に集め幕府が禁令する吉利支丹宗門信者の有無を調査し、戸主は一家族内の人名年齢を取調られ異なる事なければ相違なき保證の捺印を爲しその改めを終る例にて、此日は旅行外出を禁じ平常他村に雇れ居る者も歸宅せしめたり、即ち宗門改帳は戸籍簿なり然れども不正行爲ありて所謂勘當されし者は宗門帳に除き天下無籍の浪人となれり、俗に之を帳切れ者或は勘當者と稱したり。

明治四年四月戸籍法の發布あり從來の宗門改を廢し其町村内各戸の人口年齢父子兄弟の關係等を登録し戸籍簿を編製せしむ、明治五年壬申年現在を以て編制す之を壬申戸籍と稱す、七年に至りて近江全國の戸籍就る、戸籍は戸長に於て監理し縁付生死の異動を加除す、爾後法律改正に伴ふ變遷は、に贅せず左に明治四年八月の西大路縣の布告の一文を添記し置くべし。

一二六三 久郷氏日記

當四月中戸籍之法御改正被仰出ニ付而者戸長ヲ被居置追々詳細取調方モ有之候間以來宗門秋改證文不及差出候、此段更ニ相達候事。

辛未八月

西大路縣

第六章 大陽曆の發行新舊兩正月の奇觀

明治五年十一月九日政府は大陽曆を發行し從來の大陰曆を廢し十二月三日を明治六年一月一日と改正の令を出せり、廢止されし大陰曆は天保十三年寛政曆に代へて發行ありしものにて爾後三十一年間使用されしが是に至りて改曆せられ從來の十二刻を廢し二十四時間を以て一日とす、然れども民間に於ては多年因襲せし大陰曆には月の缺滿等ありて習慣上便利なれば容易に改まらず、官衙公署の外は多く舊曆を用ひ正月にも新正月舊正月と別稱しやがて新正月の村と舊正月を用ふる村と各別の奇觀を呈したり、明治二十年頃に至り大陰曆を用ゆる者漸減したれど猶山村にては陰曆を費用する者絶へざりき。

第七章 區制の施行

明治五年四月七日區制を施行し近江國十二郡を百五十八區に頒つ、本郡は十八區に畫され八月毎區に總戸長總副戸長を置き、從來各村の庄屋を戸長、年寄役を副戸長とし、戸長は區長に統へられ、區長は縣に直屬す、即ち戸長は其村の行政を執り、區長は一區内各村の政務を統ぶ、之を明治新政町村行政の改始とす、郡内區制の區域左の如し、滋賀縣蒲生郡

第一區十四箇村

鏡 山面 西横關 西川 須惠 鶴川 七里 弓削 川上 橋本 藥師 小口
岡屋 山中

第二區十箇村

庄 信濃 林 川守 岩井 加與丁 嶋 綾戸 田中 山之上

第三區十箇村

東横關 竹 東 池田 森尻 安養寺 古川 中小森 八木 土田

第四區七箇村

南津田 船木 小船木 大房 牧 加茂 田中江

第五區三十二箇村 (八幡町)

魚屋町元 魚屋町中 魚屋町上 新町四丁目 新町三丁目 新町二丁目 新町元
玉木町元 玉木町二丁目 正神町 小幡町中 小幡上之町 本町五丁目 本町
四丁目 本町三丁目 本町二丁目 本町元 池田町五丁目 池田町四丁目 池田
町三丁目 池田町二丁目 池田町元 板屋町 寺内柴町 寺内西元町 寺内北元町
寺内西未町 佐久間町 元玉屋町 孫平治町元 孫平治町二丁目 日杉町

第六區三十三箇村 (八幡町)

大杉町 爲心町元 爲心町中 爲心町上 仲屋町元 仲屋町中 仲屋屋町上 桶
屋町 永原町上 永原町中 永原町元 相之町 玉屋町 江南町 西疊屋町 東
疊屋町 博勞町上 博勞町中 博勞町元 慈恩寺町上 慈恩寺町中 慈恩寺町元
鍛冶屋町 大工町 新左衛門町 藥師町 鐵炮町 生洲町 鍵ノ手町 繩手元町
宮内町 繩手中町 繩手末町 以上八幡町

第七區十六箇村

沖ノ嶋 中ノ庄 北津田 奥ノ嶋 王ノ濱 白部 丸山 長命寺 北ノ庄 多賀

市井 西ノ庄 淺小井 大林 中 宇津呂

第八區十一箇村

馬淵 千僧供 上田 長福寺 岩倉 上畑 東川 倉橋部 淨土寺 新卷 上平
木

第九區十一箇村

西宿 武佐 長光寺 友定 野田 御所内 鷹飼 長田 杉ノ森 西本郷 金剛
寺

第十區十箇村

中屋 小中 慈恩寺 香ノ庄 常樂寺 上出 上豊浦 桑實寺 下豊浦 須田
第十一區二十一箇村

西老蘇 東老蘇 清水鼻 石寺 内野 糠塚 小脇 野口 中野 金屋 今堀
今崎 小今 市邊 蛇溝 三ツ屋 柏木 下平木 布施 西生來 南野

第十二區十二箇村

綺田 石塔 平林 下小房 上小房 川合 寺 上羽田 中羽田 下羽田 稻垂
木

第十三區十六箇村

横山 宮川 蒲生堂 宮井 外原 葛卷 合戸 上南 市子殿 田井 鈴 大森
下麻生 上麻生 岡本 大塚

第十四區十五箇村

鑄物師 中山 石原 小谷 増田 三十坪 小御門 内池 猫田 十禪師 里口
別所 迫 清田 深山口

第十五區三箇町六箇村

日野松尾町 同大窪町 同村井町 日野河原 日田 上野田 山本 大谷 木津
第十六區十三箇村

西大路 仁本木 音羽 北藏王 南藏王 北畑 西明寺 平子 熊野 鎌掛 小
井口 寺尻 上駒月

第十七區十五箇村

野出 蓮花寺 北脇 中在寺 安部居 奥ノ池 鳥居平 奥師 佐久良 中ノ郷
杉原 柚川原 小野

第十八區十六箇村

芝原 芝原南 下二俣 尻無 上大森 下大森 土器 瓜生津 石谷 一式 市
原野 新出 高木 上二俣 池脇 甲津畑

第八章 地券發行と地租改正

明治五年八月地券發行につき下調を各町村に令し六年七月地租改正令を發布せらる。地券發行と地租改正は國民が直接關係ある國家の大問題にして豊臣秀吉が始めて檢地を行ひて全國を統一せし以來の大事業たり、豊臣氏の檢地は古への莊園制度を改革せし偉業にして民政史上特筆すべき事件たり、その檢地實施の法規は地價地租共に米を以て率せられしが爾來徳川氏二百五十年間其法を踏襲せり、明治の改革は地券を所有主に與へ金地價を公定して地租も金にて徴する事となれり、即ち五年八月地券發行につきて各郡に取調掛を命じ、各町村にも地券下調掛り役人を定めて實地測量を實施し地味の肥瘦水利の良否交通の便否等を標準として地位等級を定め而して地價を制定せり、六年六月八日太政大臣三條實美は布告を以て從來の田畠石高の稱を廢し反別を以て換用すべきを令したり。

一二六四 太政官布告明治六年第九十四號

田畑石高之稱ヲ廢シ總テ反別ヲ以テ換用候條此旨相達候事

明治六年六月八日

太政大臣三條實美

同年七月二十八日地租改正につき勅諭下り地價に對する百分三の地租となす法令頒布せらる、其勅諭と布告左の如し。

勅諭

朕惟フニ租稅ハ國ノ大事、人民休戚ニ係ル所ナリ、從前其法一ナラス、寬苛輕重率子其平ヲ得ス、仍テ之ヲ改正セント欲シ、乃チ所司之群議ヲ採リ、地方官ノ衆論ヲ盡シ、更ニ内閣諸臣ト辯論裁定シ之ヲ公平畫一ニ歸セシメ、地租改正法ヲ頒布ス、庶幾クハ賦ニ厚薄ノ弊ナク、民ニ勞逸ノ偏ナカラシメン、主者奉行セヨ。

明治六年七月廿八日

一二六五 布告第二百七十二號

今般地租改正ニ付舊來田畑貢納之法ハ悉皆相廢シ、更ニ地券調査相濟次第土地之代價ニ隨ヒ百分ノ三ヲ以テ地租ト可相定旨被仰出候條、改正之旨趣別紙條例之通可相心得、且從前官廳并郡村入費等地所ニ課シ取立來候分ハ總テ地價ニ賦課可致、尤其金高ハ本税金之三ヶ一ヨリ超過スヘカラス候、此旨布告候事。

明治六年七月廿八日

太政大臣三條實美

滋賀縣にては六年七月三日八等出仕中村耕に地券專務總括を命じ九月五日大屬に進め地券專務長となす、廿五日地租改正取調方心得書を定め各郡取調掛に分布す、本郡の地券取調用掛は五年十二月吉村永頼谷小佐々木彌左衛門市千の二人に命せられしが六年十二月野口忠藏田綺岡田彌市郎に代り、八年には福永傳左衛門市千野口忠藏今宿信一小山本歸一中等其任に就けり、八年五月七日縣は中村耕に地租改正事務を總括せしむ既にして地券地租改正なりしにより九年十一月廿八日縣は功勞者に賞を頒つ、この行賞は地券取調掛と區長限りにして各村の戸長には行はれざりしが如し、賞與は七圓より參圓の範圍にて行はれ取調掛の賞金額は不明なれども區長にては東當作牧田中金左衛門野吉村源輔谷小大野市次路大奥村春造等は七圓を賞與せられ、久郷東内田上大梁金彌尻森廣瀬新五郎邊市等は五圓他は三圓つゝなりき、曾て當時地券掛りたりし古老に聞くに地券改正には曾て經驗なき實地測量に勞し地位等級の査定に苦しみし辛酸は後人の想像には思ひ及ばざるものあり、取調掛のみならず各村戸長以下の勞苦は忘る可からずと宜なる言を謂ふべし。

地券改正以前郡の惣石高は拾三萬四千六百十九石九斗九升五合なりしが、改正によ

り定められし郡の惣地價は七百六十七萬七千九百七十二圓七十八錢なり、此の地價に對する百分三は地租額なり然るに十年一月四日詔りありて地租五厘を減し百分の二分五厘に改められ同日三條太政大臣は聖旨を一般に布告せらる。

詔書

朕惟フニ維新日淺ク、中外多事國用實ニ費ラレス、而シテ兆民猶疾苦ノ中ニ在リテ未タ富庶ノ澤ヲ被ラサルヲ慙レミ、曩ニ舊税法ヲ改正シテ地價百分ノ三トシ偏重無ラシメントス、今又親ク稼穡ノ艱難ヲ察シ深ク休養ノ道ヲ念フ、更ニ稅額ヲ減シテ地價百分ノ二分五厘ト爲サン、有司宜ク痛ク歲出費用ヲ節減シテ以テ朕カ意ヲ贊クヘシ。

明治十年一月四日

今般地租之儀別紙詔書之通被仰出候ニ付テハ明治十年ヨリ地價百分ノ貳分五厘ト被定候條此旨布告候事。

明治十年一月四日

太政大臣三條實美

此年十一月十七日縣下の土地所有者に地券を交附し、その所有權を確保し爾後土地を賣買讓與せし時は地券書換を爲さしむ。

地券改正以前は各村の貢米千差萬別なり石高の高低土地の肥瘦に比して一様ならず、瘦地にして石盛の高きあり又領主により寛苛異り、爲に甲乙二村の比較にも輕重の甚しきを見、苛重の村落は爲に年々瘦弊の度を加へて沈衰せり、明治の地券改正は村により多少地價高低の差異はあるも全國一率の地租に定まり從來の病根を一掃され偏重なき天日の光輝に億兆歡呼して耕耘を勵むことゝなれり。

第九章 明治天皇の行幸

古へは天皇の御巡幸は國史に見ゆれども、中世武家の政權を握りしより兵亂に蒙塵の外は絶て其事なく、徳川時代に至りては、天皇を神よりも尊く、凡民が直拜すれば明を失するさへ畏れしとなり、明治の大維新は武門專横の弊習を一掃して、政權朝廷に歸し、人民始めて天日を拜するの光榮に浴したり。

明治十一年明治天皇は親しく民情風俗を御覽せられんが爲め、北越巡幸の御發表あり、八月三十日皇城御發轅にて北陸道を西進あり、十月に至り我近江國に警蹕を傳へて、沿道の臣民親しく拜跪合掌して鳳輦を迎へ奉れり、是れに先きだち七月二十四日滋賀縣令籠手田安定は、左の布達を御巡幸沿道の區長戸長に下せり。

今般北陸東海兩道

御巡幸の儀は親しく地方民情を可被知食御趣意に付、百般の事務形容虚飾に亘り、一體の聖旨に不乖戾様、厚く注意致し、庶民の困苦迷惑に不相成様可取計旨、其筋より達有之候條、左の事項厚く相心得、不都合無之様注意可致此旨相達候事。

滋賀縣令籠手田安定

一 諸獻上物一切不相成事

一 學校生徒奉迎の儀往々有之候處、其爲衣服を揃へ、或は帽履を新にし、後日其父兄の迷惑に歸し候儀も有之趣、右は畢竟虚飾の最も甚敷き者に付、假令奉迎致し候も平素所持の衣服を用ひ候様可致事。

一 御行列拜見勝手たるべく、且往來人差止むるに不及、庶民營業平日の通可相心得事。

一 供奉官員宿泊の節、夜具其外需用の物品は可成丈有合せ可相用事。

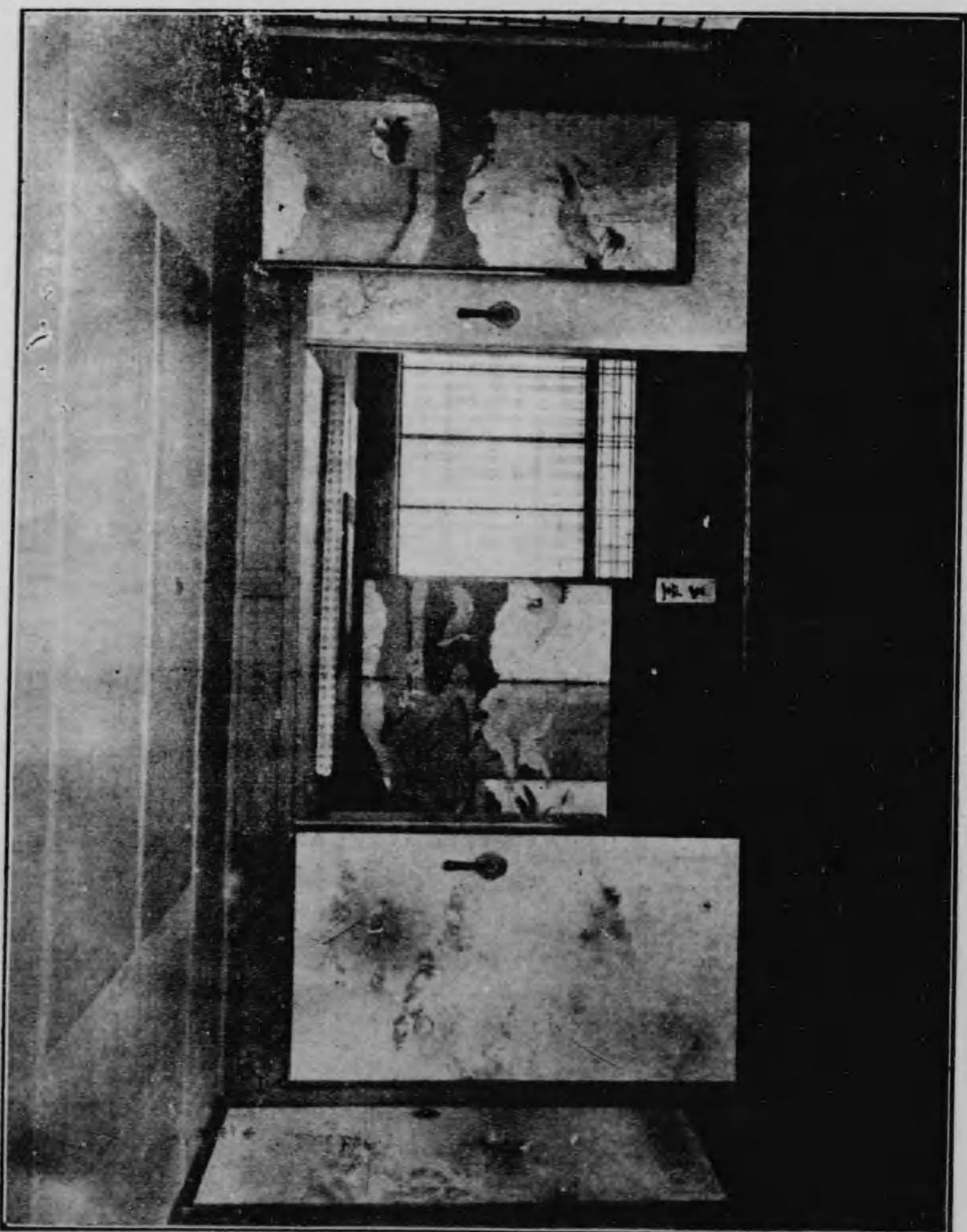
一 供奉官員は勿論、人足等に至る迄、我意を唱へ、旅宿其外の者迷惑致させ候儀は無之筈に候得共、右様之者有之候は、無忌憚可申出事。

一 御巡幸先、行在所御門出入の節は、區戸長其他總て本縣鑑札を以て出入可致事。

一前條大體の御趣意を奉じ、總て虚飾に流れず、無益の失費無之様可致は勿論、其れが爲別段民費賦課候様之儀有之候ては以ての外の儀に付、厚く注意可致事。

よつて臣民は一日千秋の思ひをなして待ち奉りし鳳輦は、十月九日滋賀縣當時は若狭國及び越前の敦賀郡まに入御ありたり、縣令籠手田安定は越前木芽嶺に奉迎し、同夜は敦賀行在に御一泊あり、翌十日伊香郡木之本淨信寺の行在に着御あり、十一日には東淺井郡速水小學校と、曾根村の大橋半兵衛方に休憩にて、坂田郡長濱町吉川慶治郎方にて晝餐あり、長澤村福田寺、米原の北村源十郎、鳥居本の有川市兵衛等に休憩ありて、犬上郡高宮圓照寺に御駐輦あり、幣使を多賀神社に遣されたり、斯くて十二日には愛知川町の西村平八方神崎郡北町屋の市田太郎兵衛方に休憩あり、かくて鳳輦は愈本郡が御先きを掃いたる道路を御進行あり、武佐村廣濟寺に於て御晝餐を召させ給へり、是日は空も晴渡り、日暉は東南の山巒に烟霞を彩り、湖光は遠く沿岸の村樹を蘸し、沿道には老若男女の臣民親く拜跪奉迎するを許され、千歳の盛儀を拜し、鹵簿は鏡村の辻熊治郎方の小憩を経て、野洲郡に入り、辻町の森六兵衛方に休憩あり、三上山の秋晴を御覽じつゝ、鳳輦は南に進み、守山小學校に駐りて暫く憩ひ給ひ、それより栗太郡大路井の安田勘治郎方に御休憩、午後五時草津驛の行在田中森之助邸に御輦着あらせられたり、御

所在行皇天治明



座玉寺濟廣野佐武

乗用は馬車と板輿とを便宜御使用ありしが、本郡を御通行の際は馬車に召され、宮内卿徳大寺實則御陪乘にして、右大臣岩倉具視は參議大隈重信、井上馨と同乘にて扈從せり、當時隨行せし朝野新聞の記者横瀬文彦の北巡私記中に、本郡を御通行ありし十二日の記事は、當時を偲ぶの史料なるを以て左に之を録す。

一二六六 北巡私記

十月十二日快晴、高宮御發輦ハ例刻ノ如シ、大隈參議ハ彦根へ廻ラレ、該所ノ製絲場ヲ巡視セラル、主上ニハ愛知川驛ノ西村平八方ニ御小休有リ、本日ノ天氣ハ時候相應ニシテ、早朝御發輦ノ頃ハ秋氣爽然トシテ肌ニ迫ルヲ覺ユ、光景ハ何トナク豁然トシテ朗明ナリ、北陸ノ路上陰雲ノ冥濛タル間ニ於テ、山谷ヲ上下シ、砂礫ヲ踏破セシ困苦ヲ憶起シ、始メテ幽冥界ヲ脱出スルノ想ヲ成セリ、此邊ハ道路清潔ニシテ、處々富裕ノ村落有リ、北町屋村ノ市田太郎兵衛方ニ御小休有リ、該村ヲ出レハ右ニ和田山ヲ望ミ、其西ニ當リ七里山、觀音寺山有リ、其間ニ地獄越エヲ見ル、武佐驛ノ廣濟寺ニテ御晝食ヲ召サル、鏡村ノ辻熊治郎方、辻町村ノ森六兵衛方ニテ御小休有リ、野洲村ノ西端ニハ野洲川ノ分流中ニ臼ヲ据エ白布ヲ舂ク有、是レ其晒料ノ灰汁ヲ除去スル者ナリ、驛外ニ至レバ路ノ左傍ニ當ル三四町計リノ芝原上ニ布ヲ敷キ

テ之ヲ日光ニ晒セリ、職工ニ就キテ其實況ヲ質スニ、此晒方ノ手順ハ先ツ生布ヲ釜中ニ入レ、藁ノ灰汁ニテ煮揚ゲ、其布ヲ如此日光ニ晒シ、其上ニ灰汁ヲ灌キ、其順序ヲ復スル事十五六回ニ及ビ、始メテ精良ナル白布ヲ得ベシ、故ニ精製ニ至ル迄ハ少クモ凡ソ三四箇月間ノ時日ヲ消費セザル可カラズト、守山ノ守山學校、大路井ノ安田勤治郎方ニテ御小休ニナリ、草津驛ノ行在所田中森之助方ニ御着輦有リシハ、後五時頃ナリ、本日沿道ノ田疇ヲ一望スルニ、稻禾ハ既ニ成熟シテ黄雲地ニ漲リ、越中加賀ノ稻穂ノ稀疎ナルニ似ズ、土人ニ就キ其豐歛如何ヲ聞クニ、昨年ハ平年ヨリハ非常ノ豊作ニテ、本年モ初ノ頃ハ昨年ニ讓ラザル程ナリシガ、成熟ニ先チ氣候ノ急變限リナキニ遇ヒ、少シク蝗虫ヲ生シ大ニ稻ヲ損セリ、全クノ不作ト云フニハアラザレ共十分ノ豊作トハ謂ヒ難シト、余ハ昨日來、朝夕喫ムル處ハ此邊ノ米ニシテ其質甚ダ美ナリ、新穀ノ相場ハ壹駄即チ八斗二升ニシテ大概四圓十二三錢、古穀ニシテ四圓廿五六錢ナリト云フ。

十三日には勢多の長橋を渡御湖上の風光を御賞覽ありて、烏居川の川村清左衛門方に御休憩あり、それより板輿に御乗替にて石山寺へ臨幸、寺中の法輪寺に小憩の後本堂に御參拜あり、寺寶の天覽あり、觀月堂に御着座ありて湖山の眺望を愛てさせ給ひ、烏居川の行在に回りて馬車に召させられ、錦村の小山九右衛門方に御小憩あり、正午大津行在所師範學校へ御着輦ありたり。

十四日は滋賀縣廳に臨幸あり、籠手田縣令の縣治概要の奏上を聞かせ給ひ、それより便殿に於て縣下物産の陳列天覽ありたり、その品目は本郡疊表、八幡蚊帳、長濱縮緬、近江晒布、信樂陶器、若狭の塗物、遠敷玉瑪瑙細工及び琵琶湖の魚類を水槽に浮へし等なり、それより大津營所へ臨幸、弘文天皇陵御參拜、京都裁判所大津支廳へ臨幸あり、終りて行在に還幸ありたり、當日籠手田縣令の上奏文は當年縣治の一斑を知るべき史料なるを以て左に稜記す。

滋賀縣令正六位安定謹テ上奏ス

伏テ惟ルニ本縣管内近江國ハ四周山脈連續シ、中央ニ一大湖ヲ横タヘ、其土地沃饒ニシテ物産又多シ、若狭國及ヒ越前國敦賀郡ハ近江國北邊ニ附着シ、幅員太ク、廣カラス、山嶽多クシテ沃地少シ、乃チ全管幅員凡ソ東西廿里餘、南北三十里餘、郡數十六村數千八百一、町數四百四、石高九十七萬二千四百廿三石壹斗九合六勺三才、稅額米卅八萬五千六百六十四石二斗七升二合二勺二才、金二千九十六圓九十八錢八厘、即今地價五千三百四十六萬七千二百九圓七十九錢、地租金百三十三萬六千六百八十圓

二十四錢五厘、戸數十七萬九百十九、人口七十二萬七百五十二、而シテ近江國ハ維新以來舊幕府ノ直轄諸藩ノ提封及ヒ麾下ノ采邑等、犬牙錯雜其甚シキハ一村落ニシテ領主地頭ヲ異ニスル四分五裂ナル者アリ、夫レ如斯故ヘ一村中民情モ亦自カラ別レ、各村風儀ヲ異ニシテ互ニ顛頑スルノ情アリ、是レヲ以テ事務百端訴訟止ム時ナシ、若狹一國ハ概メ淳朴ナリ、九年九月本縣合併以來強盜犯一人モナシト云フ是レ其證ナリ、敦賀一郡ハ同港ニ入船舶ニヨリテ生計ヲ營ム爲ニ、只船頭ト物貨運輸ノミアルヲ知テ廣ク世上ノ交際ヲ知ラス、一種ノ風儀アリ、依テ今般ノ行幸ニ付テモ亦一種ノ配慮無キニ非ラス、抑舊染汚俗一朝ニ除キ難ク、今之ヲ統馭スルニ舊慣ヲ顧ミス人情ヲ問ハス、直チニ開明急進ヲ以テスレハ、管民情ニ背馳スルノミナラス、反テ土崩瓦解ノ變ヲ起サン、因テ其民情ヲ酌量シ不識不知漸次開進ノ域ニ誘導シ、治安ヲ保全スルヲ以テ臣安定施政要點トス、故ヲ以テ縣廳及ヒ民間表向ノ事他府縣ニ後ル、者多シ、臣安定其罪逃ル、所ナシ、然ルニ戶籍法、徵兵令、學制、地租改正等ノ如キハ、新法中最モ大事業ト雖モ管民各朝旨ヲ遵守シ、漸次其成功ヲ遂クル所以ノ者ハ他ナシ上皇恩ノ優渥ニ籍リ、下僚屬ノ贊輔宜キニ依リ、臣ノ不才罪ヲ免ルコト得タリ、何ノ幸カ之ニ如カシ、臣安定益赤心ヲ奮ヒ微力ヲ盡シ、管民ノ安

寧ヲ保護シ、天恩萬分ノ一ニ奉答セントス、今茲明治十一年十月十四日、車駕縣廳ニ臨幸、各課ノ事務ヲ親覽シ玉フ、因テ諸課事務章程、及ヒ管内實況ノ梗概ヲ提舉シ、之レヲ別冊ニ錄シ、以テ天覽ニ供フ、僅ンテ上奏ス頓首再拜。

十五日午前は細雨なりしが、師範學校ニ臨御生徒教授の實況を御覽あり、それより奥羽戦争の功勞者本郡西大路舊藩士田中信治人に拜謁を許され、午後一時三十分御發軔京都に向はせられたり。

かくて京都御駐輦は四日間にして、二十日還幸の途に就かせ給へり、之れより先き還幸は東海道を御巡輦に定められしも、伊勢國桑名に流行病新病發生ありしたため豫定變更あり、再び中仙道を御通輦あらせられ、即ち二十日京都發御、大津御晝、草津の行在所田中森之助方に入御、翌二十一日鳳輦は再び本郡を御通りあり、武佐村廣濟寺の行在所にて御晝餐あり、同夜は高宮に着御、廿二日柏原御晝餐、夫より岐阜縣に入らせられたり、此行幸供奉の大官は左の如し。

岩倉内大臣 德大寺宮内卿 品川内務大書記官

大隈參議 井上參議 谷森太政官少書記官 近藤芳樹杉宮内大輔 香川山岡堤の三宮内大書記官

櫻井宮内少書記官 橋本式部二等掌典
 岩倉式部三等掌典 佐々木土方の一二等侍補
 高崎二等侍補 山口三等侍補 伊藤一等侍醫
 伊藤三等侍醫 堀川北條増山高辻富小路東園片岡の各侍從 藤波萩の二侍從試
 補 京極從五位 廣幡宮内十一等出仕
 大山陸軍少輔 林内務少輔
 比志島少佐 本田大尉 高橋磯島横池高田の四中尉 川中佐久間富田細井栗栖
 小田の各少尉 川路大警視 永田大警部其他近衛兵内膳課調度課内匠課内廷課
 御廩課等の諸員。

明治十一年御巡幸を拜し奉りて

青木千枝 千草の花

あふみ路のつとにさゝけむよしもかな沖の島々浪にうかへて

同 大道榮藏 同

へたて那き世にあふみちの民もいまかゝるみゆきを仰く嬉しさ

同 松浦果 同

大君は千世に八千代に御くるまのめくるわたちの限りなきまで

同 苗村神社々掌 田中稻城 同

あきらけき御世にあふみのたのしきはかゝる行幸を拜むなりけり

同 服部春樹 同

くもりなく開け行く世の民草のしけるさまをやみそなはすらん

第十章 皇太子嘉仁親王殿下の行啓

第一節 初度の行啓

明治四十三年十月、近畿地方に於て工兵特別演習の舉行に際し、皇太子嘉仁親王殿下
 行啓仰出され、京都二條離宮を御座所とせられ、十月六七八の三日間、滋賀縣下に親臨、
 文物制度殖産等の御親察あらせられたり、是より先き八月十八日、東宮主事子爵錦小
 路在明、飄然縣廳に到り、殿下行啓の内議ありたれば、知事川島純幹は旨を郡市長に傳
 へ、諸般の準備を爲さしむ、本郡には縣立八幡商業學校と近江帆布會社とに御臨啓あ
 るべき由達せらる、郡長北川良愼は町村長を召集し、郡内に臨時大清潔法を斷行せし
 め、傳染病の豫防を嚴にし、記念事業を經營せしめ、町村税の滞納を整理する等諸般の

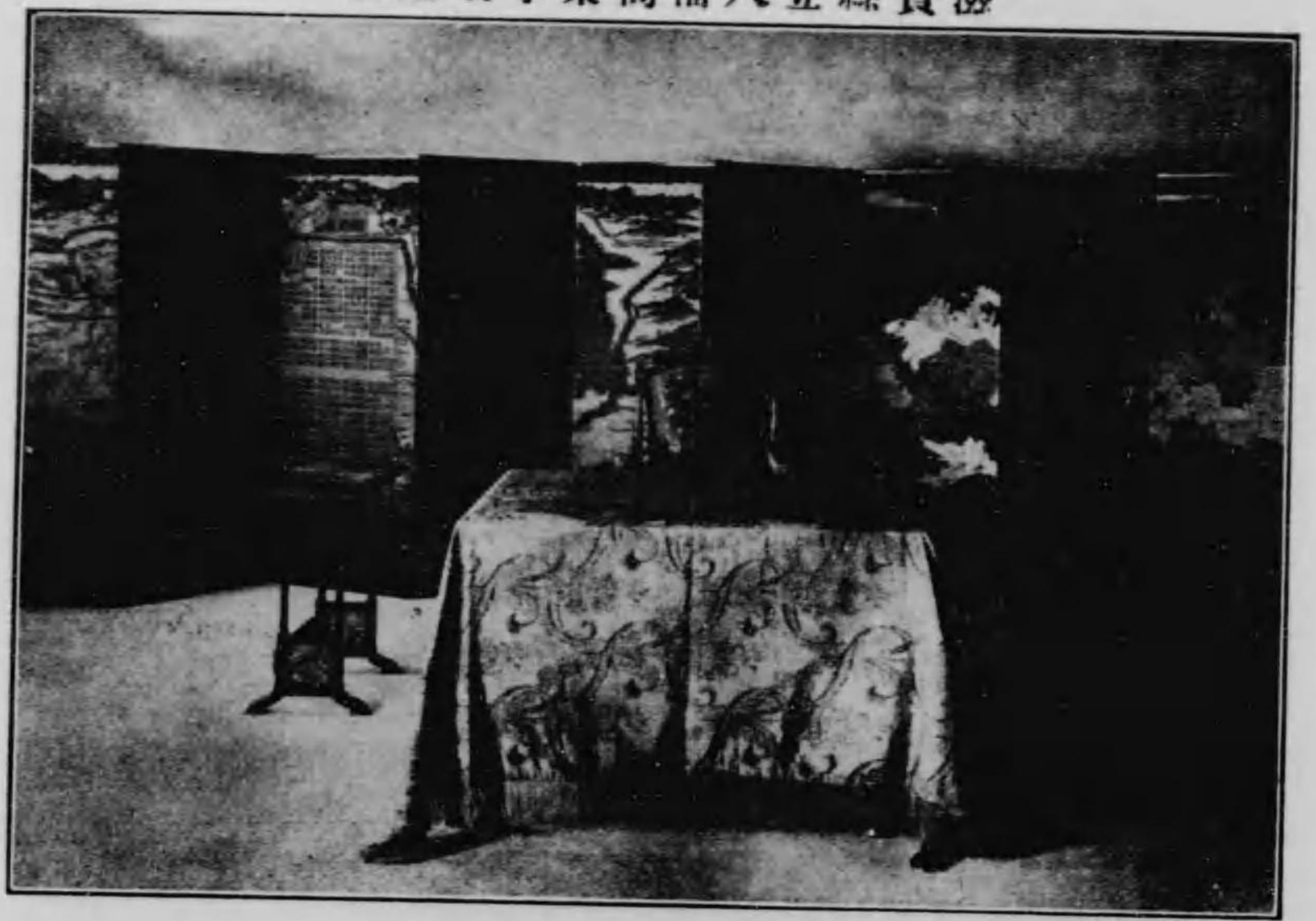
準備を爲したり。

十月四日、殿下の思召を以て俄に御旅館を大津三井寺山内圓満院に定め給ふ、かくて六日午前八時四十六分馬場驛に御着、直に滋賀縣廳に着御あり、正廳に於て知事及び縣下貴衆兩院諸員、帶動者七十餘名に拜謁を賜ひ、次に縣會議事堂に於て褒賞拜授者、其他功勞者二十九名に賞詞を賜はり、それより歩兵第九聯隊、弘文天皇御陵唐崎等御參拜、御巡覽あり、午後四時十分圓満院の御旅館に入られせられたり、當日郡長北川良愼は正廳に於て拜謁仰付られ、褒賞受領の篤行者中、本郡人は地方功勞者元鏡山村助役たりし徳永幸祐、教育効績者日野小學校長橋本岩記の二氏なりし、又此日知事より傳獻せし縣下の獻上物中、本郡にては八幡町森五郎兵衛より綿帆布一卷、島村長矢野宇之助より郁子六箇の二品なりき。

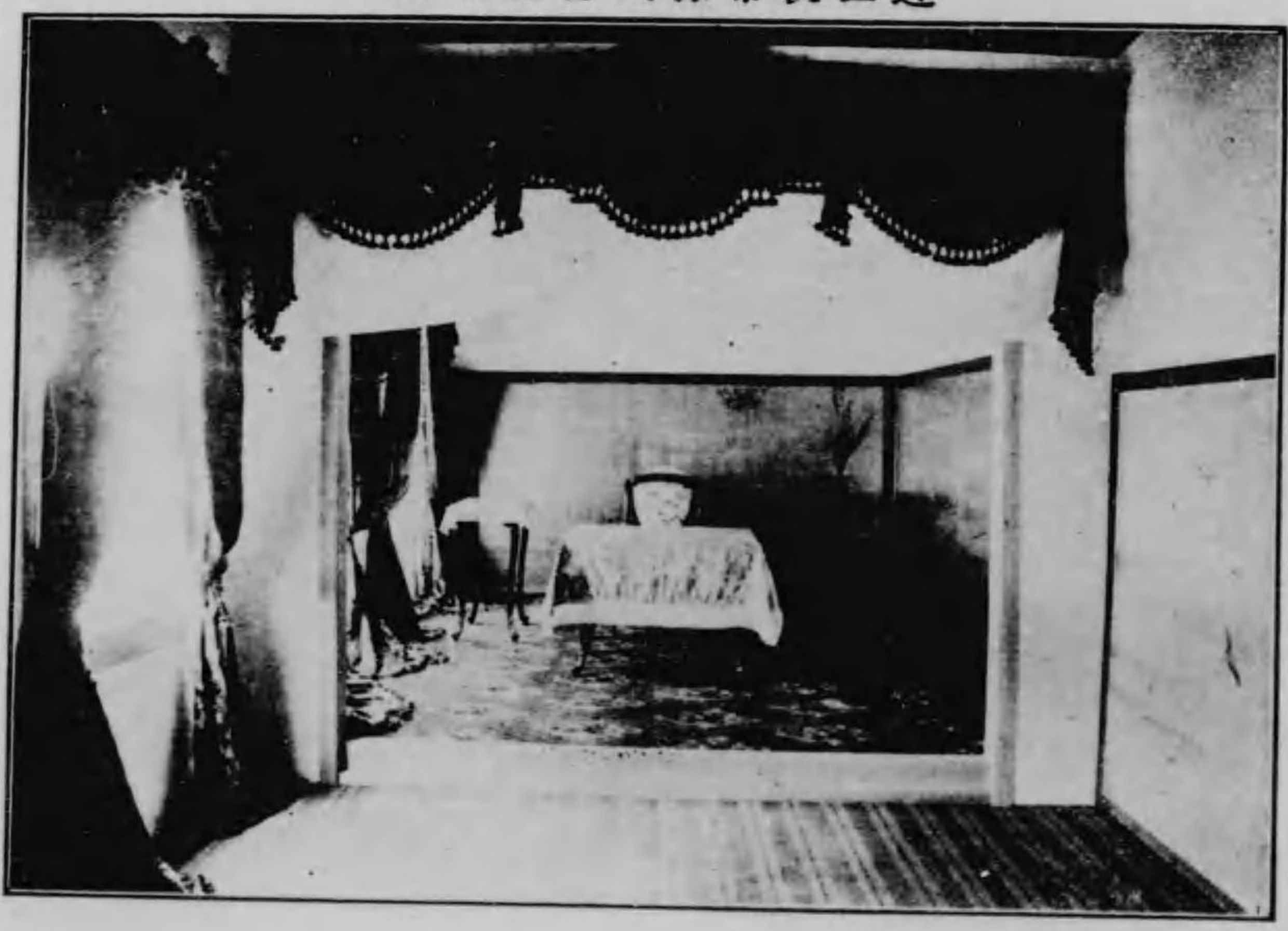
七日午前八時御出門、師範學校、膳所中學校、農事試驗場、石山寺に行啓あり、午後一時石山驛御發車、一時三十六分八幡驛に着御、直に御料の腕車に召され八幡町に向はせ給ふ、當時の情況鶴賀奉迎記に詳記されたれば左に之を抜抄すべし。

午後一時三十六分、八幡驛に着御、直ニ御下車、御料ノ腕車ニ召サレ八幡町ニ向ハセ給フ、煙火一發中天ニ響キテ御着ヲ報シ、奉迎者一齊容ヲ改ム、驛前ノ大縁門ニハ奉

滋賀縣立八幡商學校玉座



近江帆布株式會社玉座



迎ノ文字殊ニ鮮カニ、各戸ノ旭旗風ニ向テ翩々タリ、停車場前ニハ高齢者一同跪座シテ奉迎シ、八幡道左側ニハ蒲生郡内學校兒童生徒、赤十字社員、愛國婦人會員、各宗僧侶、褒賞授領者、有位帶動者、町村長、縣郡會諸員、在郷軍人、神職等整列肅然奉迎ノ誠意ヲ致セリ。

殿下ニハ團體毎ニ一一舉手ノ御會釋ヲ賜ヒシカハ、一同感泣只管 殿下ノ御謙徳ヲ稱ヘ奉レリ、其間祝砲ノ響殷殷トシテ絶ヘス、比牟禮、安土ノ諸山ニ鳴リ渡レリ。御車ハ八幡街道ヲ北ニ達ミ、京街道ヲ西ニ、更ニ南ニ折レテ魚屋町ヲ經、八幡商業學校ニ御着アリ、職員生徒一同ハ校門前左側ニ整列シ、添田事務官、伊香賀校長ハ玄間御車寄ニ奉迎シ、校長ノ御案内ニ依リ中央階段ヲ登リ、階上ヲ左ニ折レ、豫テ設ケノ御座所ニ入ラセラル。

本校正門ハ從來木造ニシテ腐朽甚シク、改築ノ期ニ迫レルヲ以テ之カ改築ヲ企テ、石柱木扉ノ門關ハ九月二十九日ヲ以テ其功ヲ竣ヘ、附近ノ木棚亦修理ヲ了シ、前庭ハ之ヲ整理シテ御通路ノ幅員ヲ擴メ、行啓前ニハ校舎内外一塵ヲ止メス、御座所ハ校舎西棟ノ階上ナル一室ヲ以テ之ニ充テ、床面一帯ニ清白ノ帆布ヲ敷キ、御座ハ東面シテ之ヲ設ケ、後方ニハ狩野休泊ノ筆ト傳ヘラル、日本國畫、及大内裏ヲ畫ケル

金屏風一雙ヲ引廻シ、入口ニハ金砂子地ノ二枚折ヲ立テ、御目隠トナシ、隅々ニハ赤松、淡竹、眞柏、柘榴等ノ盆栽ヲ配置セリ。

恁テ殿下ニハ御少憩アリ、知事ヨリ學校一覽ヲ捧呈シ、次テ御寫眞ノ御下賜アリ、伊香賀校長、南、北川ノ兩奏任教諭ニ拜謁ヲ賜ヒ、其レヨリ隣室ニ陳列セル本校生徒成績品、竝ニ蒲生郡内各小學校優良兒童ノ成績品ヲ御覽アラセラレ、且蒲生氏郷、西川吉輔、伴蒿溪等ノ筆蹟、鬼室集斯ノ墓碑圖、音羽城跡、安土城趾、西村太郎右衛門安南渡海船圖等ノ圖書寫眞等、台覽ノ上種々御下問アリ、終テ西階段ヲ降ラセラレ階下ノ廊下ヲ右ニ拜謁室ニ臨御、男爵木邊孝慈、後備陸軍三等軍醫正今村俊亮、豫備陸軍歩兵中尉田中正俊、後備陸軍二等主計西川嘉右衛門、後備陸軍歩兵少尉北脇作治郎、豫備陸軍歩兵少尉梅村宗三、同野村伊織之助、同小椋誠三、豫備陸軍三等軍醫河村五十鈴、勳四等澤田耕治郎、正八位勳六等堀江稻行ニ拜謁ヲ賜フ、次テ本科第一學年生ニ助教諭塚本義雄カ商業地理科我貿易ノ現状、重要輸出品ノ概念ヲ授クルヲ台覽アリ、我國貿易額ノ累年増進竝ニ列國トノ比較ヲ復習スルニ當リ、特ニ教師カ我國貿易額ハ同盟國タル英國ニ比シ約九十年ノ差アリ、日露戰爭ニ於テハ一等國ニ列シタル我國モ、平和ノ戰爭タル貿易ヲ狀態ハ實ニ慙愧ノ至リナルコトヲ説キテ生徒

ヲ激勵セルニ際シ、御感殊ニ淺カラサル御氣色ニ拜察シ奉レリ、次テ本科第二、三、四ノ各學年生徒中ヨリ選拔シタル三十名ノ生徒ニ對シ、教諭太田武三郎カ珠算ヲ教授スル所ニ台臨アリ、九位數十五回ノ聽取計算、傳票五十枚ノ傳票計算多位數二十五回ノ加減見取算ヲ御覽アリ、四學年山田伊太郎ナル生徒カ、頗ル機敏ニ傳票ヲ繰リツ、計算セルヲ認メ給ヒ、御服ノ机ニ觸レントスルモ厭ハセラレス、詳細御覽アラレ、直ニ還御仰出サレ、玄關ニ奉送セル學校長、門ノ内外ニ整列セル拜謁者、職員、生徒等、最敬禮ノ裡ニ肅肅トシテ大杉町ヲ經、近江帆布株式會社ニ嚮ハセラル。

此日台覽ヲ賜ハリシ成績品ハ、本校ノ分統計表五十點、簿記六十點、英習字六十一點、地圖四十二點、圖書九十九點、習字五十三點、計三百六十五點ニシテ、蒲生郡小學校兒童、手藝學校、實業補習學校生徒ノ分ハ、書方百二十三點、圖書五十一點、手工品三十五點、地圖十三點、手藝品十六點、計二百三十八點ナリ、本校生徒ノ成績品中御持チ歸リノ光榮ヲ得タルモノ左ノ如シ。

- | | | | | | | | |
|---|---|---|--------|---|---|---|---|
| 考 | 案 | 畫 | 本科第三學年 | 平 | 瀨 | 光 | 夫 |
| 自 | 在 | 畫 | 豫科 | 井 | 狩 | 三 | 郎 |
| 同 | | | 同 | 小 | 川 | 善 | 藏 |

習 字	本科第三學年	西澤源一郎
英 習 字	本科第二學年	野間健三
大日本地圖	本科第一學年	大澤安治
簿 記	本科第三學年	石塚庄吉
統 計 圖	本科第四學年	村田庄治郎

御車ハ八幡商業學校ヨリ、大杉町郡役所前通八幡神社馬場ヲ經テ、午後二時三十分近江帆布會社ニ着御アラセラル。

曩ニ當會社ハ臨時重役會ヲ開キテ奉迎上諸般ノ議ヲ定メ、舍内一般ニ嚴密ナル大清潔法ヲ施シ、屋根裏迄モ總テ之ヲ洗滌シ、屋外敷地ハ洒掃ヲ施シ、且ツ醫ヲ聘シテ社員及ヒ職工全體ノ健康診斷ヲ行ヒ、以テ萬一ノ恐ナキヲ期シ、電燈機罐、飲料水等ハ悉ク臨時検査ヲ施シテ危險ノ虞ヲ去リ御車寄ヲ新築シ、庭園ヲ修理シ、殊ニ八幡神社前ヨリ社前ニ通スル道路ハ狹隘且ツ不潔ナルヲ以テ、新ニ土地ヲ購ヒ、幅員三間延長三十間ノ新道路ヲ築キ、行啓前日ニ至リテハ、社ノ内外ヲ問ハス準備全ク成レリ、而シテ御座所ハ重役會議室上段ノ一室ヲ以テ之ニ充テ、天井窓戶ハ總テ之ヲ新ニシ、壁ハ之ヲ塗り換ヘ、牀面ハ薄綠色花模様ノ絨氈ヲ以テ之ヲ被ヒ、御座ノ後方

屏風ヲ繞ラシ、中央ニ御机、御帽子臺、御椅子ヲ配置シ、一隅ニハ古銅ノ花瓶ニ吉祥花ヲ挿ミ、薰香馥郁タリ、御次ノ間ハ社製縞すつくヲ以テ之ヲ敷キ詰メ、中央ニ社製品標本數種ヲ陳列セリ、

金輅徐々トシテ新道路ニ入ラセラル、ヤ、森社長及取締役以下事務員ノ一半ハ前右方ニ、職工ハ各々新調ノ就業服ヲ著ケ、大島教育主任引率ノ下ニ門前左方ニ整列奉迎シ、先着小財事務官補、北川蒲生郡長ハ御車寄ニ奉迎シ、紅白緞子ノ幔幕ヲ引キ繞ラセル玄關ヨリ、玉步ヲ御座ノ間ニ進メサセラレタリ、續テ森社長ハ各供奉員ニ從テ門内ニ入り、本社記要ノ傳獻ヲ知事ニ稟請ス、知事受テ直チニ之ヲ殿下ニ奉呈セリ、御小憩ノ後、知事御先導、御次ノ間ニ陳列セル製品ヲ臺覽アラセラレツ、玉步ヲ工場ニ進メ給ヘハ、知事ハ適當ノ位置ニ於テ工程ノ御説明ヲ申上ケ、更ニ機械ノ運轉方ヲ支配人ニ命スルヤ、轟々タル響ト共ニ器械ハ徐々ト運轉シ、製品著々トシテ其工ヲ顯ハス、

殿下ハ其間ヲ御巡覽、殊ニ機織ノ傍ニ少時御立チ止マラセラレ、親シク實況ヲ御覽アリ、種々知事ニ對シテ御下問ヲ賜ハル、知事ハ一一之ニ奉答シ、繼テ御機嫌麗ハシク還御仰出サル、御車寄ヨリ御乗車アリ、八幡停車場ニ嚮ハセ給フ。

沿道の奉送は奉迎の時に同じ。

(一) 御使御派遣

殿下より御使の命を拜したる、東宮侍従田内三吉は高田陸軍屬を従へ、九日午前八時三十分馬場驛發車にて犬上郡多賀神社に參拜あり、それより高宮圓照寺に、先帝御行在の室を巡覽あり、彦根町にある山中合名會社、及彦根製絲所に着車、場内親覽あり、彦根招魂社に參拜、午後三時二十三分彦根驛發車、同四時一分八幡驛に下車せられ、八幡製絲株式會社に着ありたり、當時の情況鶴駕奉迎記の文に詳し。

御使田内東宮侍従ハ、午後三時二十三分彦根驛發下リ列車ニ乗シ、四時零一分、八幡驛ニ下車セラレ、直ニ警部山本武夫、事務官紀伊寛平、御使東宮侍従田内三吉、陸軍屬高田左彦、蒲生郡長北川良愼、縣屬竹内庄三郎、郡書記福永貞甫、警部補山本伊太郎ノ順序ヲ以テ列次ヲ正シ、森八幡、橋本宇津呂、鳥居金田ノ町村長等列外ニ從ヒ、午後四時十七分會社ニ御著、西川社長以下社員ハ、先著、寺島縣屬ト共ニ車寄ニ出迎、御休憩所ニ御案内、社長會社一覽ヲ呈上シタルニ、直ニ御一覽ノ上二三ノ御質問アリ、社長一一答申セリ、夫レヨリ工場ニ臨マル、此時工場ニ於テハ一時運轉ヲ停止シ、工女一

同起立最敬禮ヲナシ、後運轉ヲ始ム、御使ハ繰絲場、揚返場、仕上場ヲ御巡覽、特ニ製品ノ陳列ニ御注目アリ、再ヒ休憩場ニ復シ、重役一同ヲ召サレ將來益々奮勵努力スベキ旨ノ御誼ヲ傳ヘサセラレ、御退社、停車場ニ嚮ハセラレ、午後四時五十三分、八幡驛御發車御駐泊所ニ御歸還相成タリ。

皇太子殿下の帆布會社に台臨あらせられ親しく作業をみそなはせられしを

大島 一雄

かすならぬ賤の少女も大御代のめくみの露のかかる嬉しさ
春の日の大御光を仰きつゝ機おるおどめいやはけむらん
おるはたのいどもかしこくおもふかな日つきの御子の、大みめみを、

明治四十三年十月七日

東宮殿下八幡町に行啓あらせ賜ひしとき母は高齢の故をもて特に奉迎を許されければ
原田四郎左衛門

わか家に千代のほまれを残しけり鶴のミくるま母はむかへて

第二節 再度の行啓

明治四十五年四月、滋賀、三重兩縣に跨り陸軍參謀演習舉行あり。

皇太子嘉仁親王殿下御實視として行啓仰出さる。是より先き三月二十四日馬場東宮主事は、旨を本縣知事川島純幹に達せられしを以て、知事は部下諸員に命して諸般の準備を整へたりしが、四月十九日波多野東宮太夫より通知あり、二十二日午前六時二十五分東宮御所御出門、午後五時五十五分彦根驛御着車、彦根町迎春館に御滞留仰出さる。

其日春雨霏々として湖山の風光明媚ならずと雖も、沿道の新緑潤澤に浴びて玉車の御通過を待つに似たり、やがて御着の時刻に到り、奉迎の官民序列を正して、驛頭より十數町に蜿蜒たり。

午後五時五十三分、御召列車は彦根驛に御着あり。

殿下は陸軍中將の御軍装に、大勳位菊花章を佩はせ給ひ、御降車、御機嫌麗はしく迎春館に入らせ給へり、迎春館は金龜山上に在り、井伊伯爵家の建築なり、湖山の風致坐して眺望すべく、御座所として最も恰好の所たり、翌二十三日は甲賀郡水口町方面に演習舉行あり。

殿下は御前八時彦根驛御發車にて、犬上、愛知、神崎、蒲生、野洲の各郡を御通過、草津驛よ

り關西線により、栗太、甲賀兩郡の地を通御、三雲驛に行啓あらせられたり、沿道の光景當年の行啓紀念帖に記さる、曰く

夜來の降雨に犬上川濁水の漲る所となり、其昔佐々木氏の根據たりし織山、織田氏の雄圖を示せし安土山、伊庭の磯邊に水禽の泳ぐなど、繪に見る如き勝景は、恰も殿下再度の行啓を奉迎し、滿面の喜色を湛ふるが如く、比牟禮の山の遅櫻、三上の山の松ヶ枝も、何れも烟霞に掩はれて、亦中々の風情を呈す、午前九時二十三分、玉車三雲驛に停車す云々。

此日、御着車前より細雨漸く霽れて、山々は雲霧を脱して清光麗はしく。

殿下は愛馬藤園に召させられ、横田川の長虹を渡りて、水口農林學校へ着御あらせられたり、統裁官陸軍少將大島健一は、二十一日より水口町に着し、部下の演習員は二十日に東西より參着して、殿下の御着を迎へ奉れり。

殿下は、御少憩の後、講評室に出御、統裁官より演習一般の結構を言上し、後藍赤兩軍演習員を交互に御前に集合せしめ、兩軍の作戰方針、及び湖東の平野に於ける兩軍の騎兵衝突に關する戦況を進言せり、正午御休憩、午後再び講評室に出御、作戰の指導を御覽あらせられ、一時三十分供奉の諸員と共に三雲驛に向はせ給ひ、二時十五分御發車、